

## 第1編 窃盗事犯の動向と処遇の状況

## 第1章 窃盗事犯の動向

この章では、各種統計資料<sup>(\*1)</sup>に基づき、窃盗事犯の動向を多角的に検討する。

### 第1節 認知件数・検挙件数・検挙率

#### 1 総数

窃盗は、例年、刑法犯の認知件数の7割超を占めており、その動向は、刑法犯全体の認知件数や検挙率の推移にも大きく影響している。そこで、窃盗事犯の全体的な動向を把握するため、刑法犯の認知件数と検挙率の推移（昭和21年以降）について、窃盗と窃盗以外の刑法犯別に見ると、1-1-1-1図のとおりである<sup>(\*2)</sup>。

#### (1) 窃盗の認知件数の推移

窃盗の認知件数は、昭和49年頃から増加傾向にあったが、平成8年から戦後最多を更新し続け、14年には237万7,488件を記録するに至った。その後は一貫して減少し続けており、26年以降、戦後最少を更新し、27年は、ピーク時（14年）の約3分の1にまで減少（66.0%減）した。

刑法犯の認知件数に占める窃盗の割合は、昭和44年から平成15年までは8割台で、16年からは7割台（27年は73.5%）でそれぞれ推移しており、窃盗の認知件数の増減は、刑法犯全体の認知件数の推移にも大きな影響を及ぼしている。

窃盗の発生率（人口10万人当たりの認知件数）は、おおむね認知件数と同様に推移しており、昭和48年（892.6）を底に上昇傾向となり、平成14年には1,864.9（戦後最高）にまで上昇したが、その後は大きく低下しており、24年以降、戦後最低を更新し、27年は635.3であった<sup>(\*3)</sup>。

---

(\*1) 本章において掲載している統計数値は、特に断らない限り、警察庁の統計による。

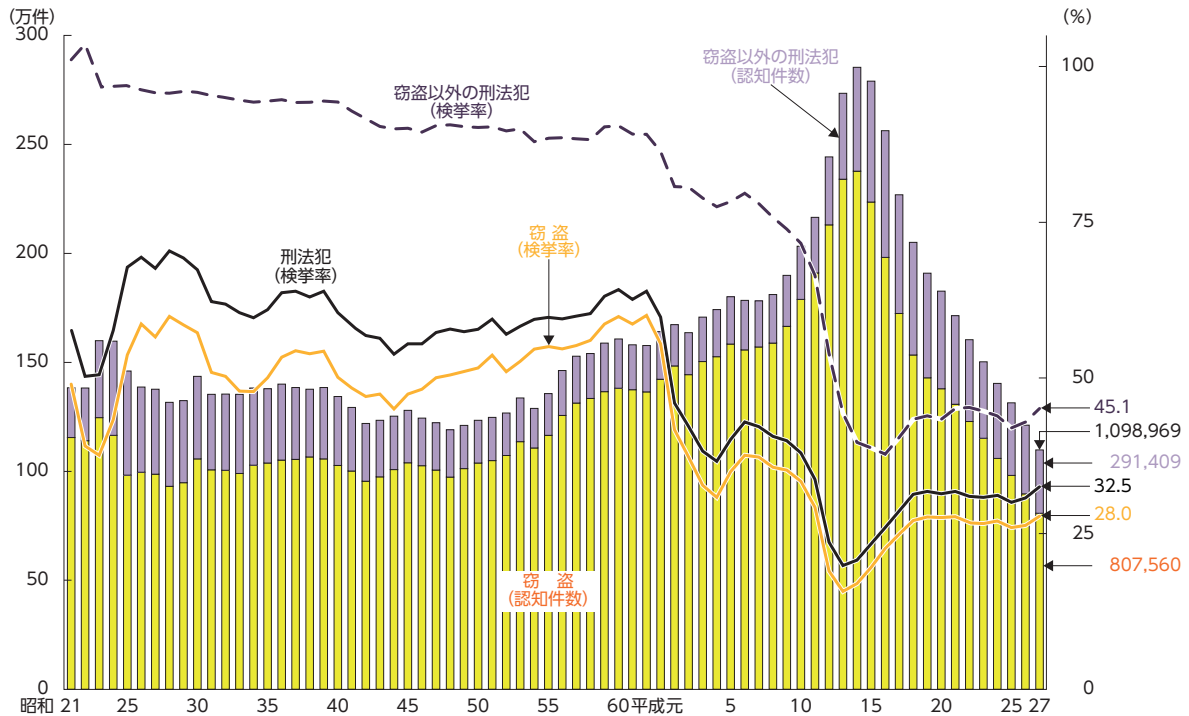
(\*2) 窃盗を含む刑法犯の認知件数、検挙件数、検挙率及び発生率の推移の詳細については、平成28年版犯罪白書1-1-1-1図 CD-ROM 参照。

(\*3) 発生率の算出に用いた人口数値は、総務省統計局の人口資料による。

1-1-1-1図

刑法犯の認知件数・検挙率の推移（窃盗・窃盗以外の刑法犯別）

（昭和21年～平成27年）



- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。  
 3 「窃盗以外の刑法犯」は、昭和40年以前は業過を含まず、平成14年から26年までは危険運転致死傷を含む。  
 4 検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超えることがある。

## （2）窃盗の検挙件数と検挙率の推移

窃盗の検挙件数は、昭和60年（戦後最多の82万7,818件）をピークとして、減少傾向となった後、平成4年（46万8,479件）と13年（36万7,643件）を底に増減を繰り返していたが、17年からは毎年減少し、21年からは戦後最少を更新し続けている（27年は22万6,001件）。

窃盗の検挙率は、昭和62年（戦後最高の60.2%）をピークとして、平成4年（30.7%）まで大きく低下した後、一旦6年（37.7%）まで上昇したが、認知件数の急増により検挙率が再び低下し、13年には15.7%（戦後最低）を記録するに至った。その後、14年から16年までの検挙件数の増加と15年からの認知件数の減少に伴い、検挙率も上昇し、18年からは、おおむね横ばい（26～28%台）で推移している。

平成27年における窃盗の検挙率は、28.0%であり、前年から1.7pt 上昇したものの、窃盗以外の刑法犯の検挙率（27年は45.1%）と比べると、依然として低い水準にある。刑法犯全体の認知件数に占める窃盗の割合は極めて高く、窃盗の検挙率の推移が刑法犯全体の検挙率の推移にも大きな影響を及ぼしている。

## 2 手口別

前項では窃盗事犯の全体的な動向を俯瞰したが、その手口<sup>(\*4)</sup>は千差万別である。そこで、窃盗の主な手口ごとに認知件数<sup>(\*5)</sup>、検挙件数<sup>(\*6)</sup>及び検挙率の推移（最近20年間）を見ると、1-1-1-2図のとおりである。

### (1) 侵入窃盗 (1-1-1-2図①)

侵入窃盗の認知件数は、平成9年（22万1,678件）を境に、14年（33万8,294件）まで大幅に増加していたが、15年からは一貫して減少しており、27年は、ピーク時（14年）と比べて、約4分の1にまで減少（74.5%減）した。

侵入窃盗の認知件数の中では、例年、空き巣が最も高い割合（平成27年は36.4%）を占めている。空き巣の認知件数も、平成9年（7万9,746件）を境に、14年（14万7,500件）まで大幅に増加していたが、その後は大きく減少している。27年（3万1,430件）には、ピーク時（14年）の4分の1以下にまで減少（78.7%減）しており、空き巣の認知件数の増減が侵入窃盗の認知件数の推移に大きく影響している。

侵入窃盗の検挙件数は、平成13年（8万9,456件）を底として、15年（10万9,920件）まで増加していたが、16年から毎年減少しており、27年は、15年と比べると半減（57.4%減）した。

侵入窃盗の検挙率は、平成7年（80.7%）をピークとして、14年（29.1%）まで大きく低下していたが、15年から上昇に転じ、19年からは5割台で推移している。

---

(\*4) 警察庁の統計においては、窃盗の手口を「侵入盗」、「乗り物盗」及び「非侵入盗」の三類型に大別した上で、46種の手口につき、認知件数、検挙件数・検挙率及び検挙人員の数値が集計されている。

(\*5) 窃盗の手口別認知件数の推移の詳細については、平成28年版犯罪白書1-1-2-2図 CD-ROM 参照。また、平成27年における窃盗の認知件数の手口別構成比については、同白書1-1-2-2図参照。

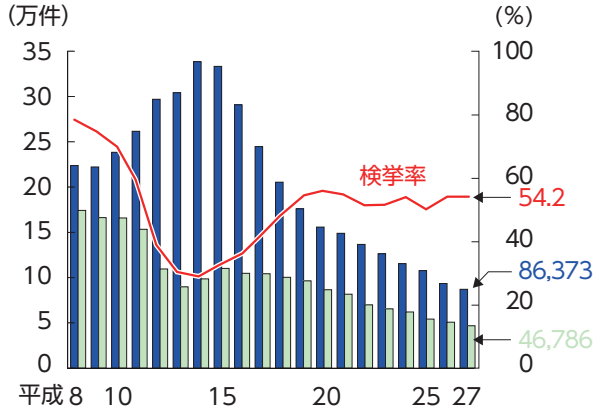
(\*6) 平成27年における窃盗の検挙件数の手口別構成比については、平成28年版犯罪白書1-1-2-4図参照。

1-1-1-2図

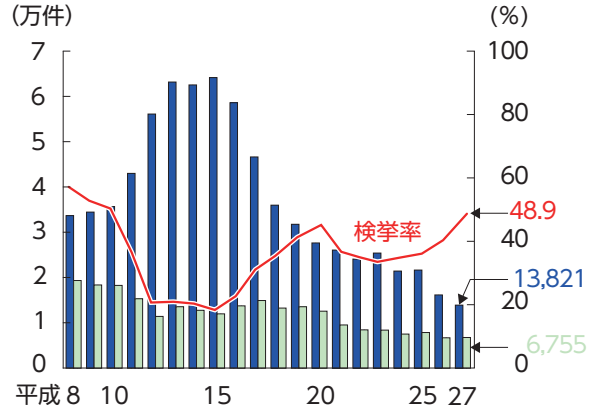
窃盗（手口別）の認知件数・検挙件数・検挙率の推移

(平成8年～27年)

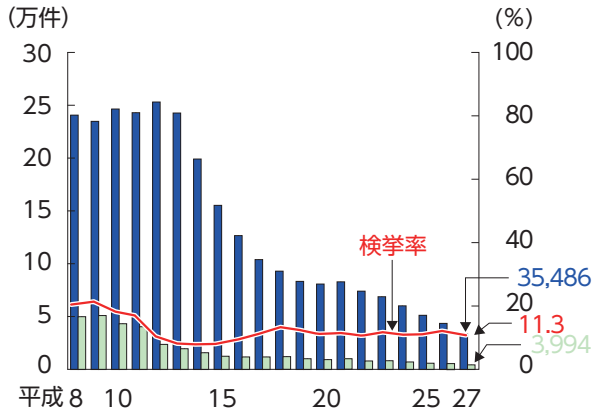
① 侵入窃盗



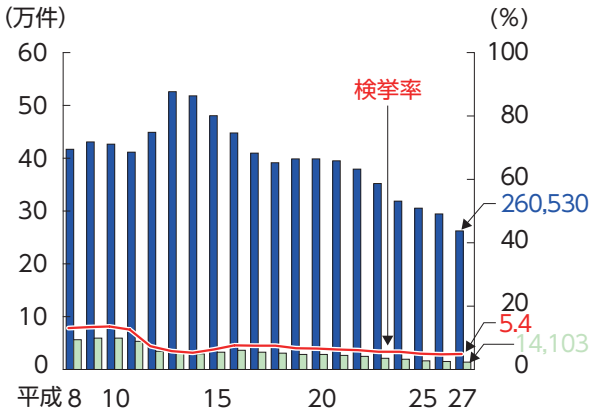
② 自動車盗



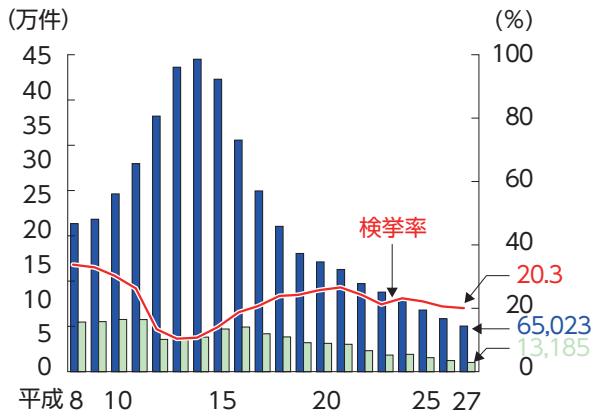
③ オートバイ盗



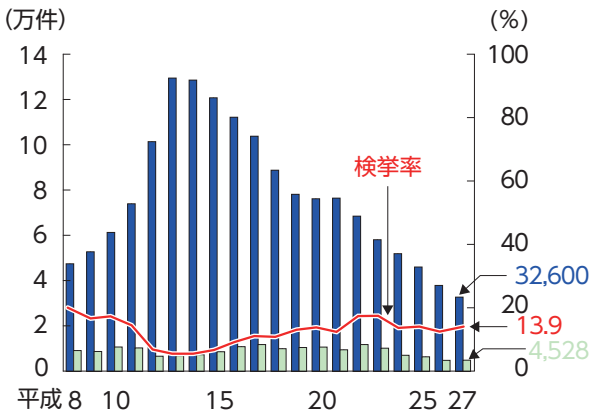
④ 自転車盗



⑤ 車上ねらい



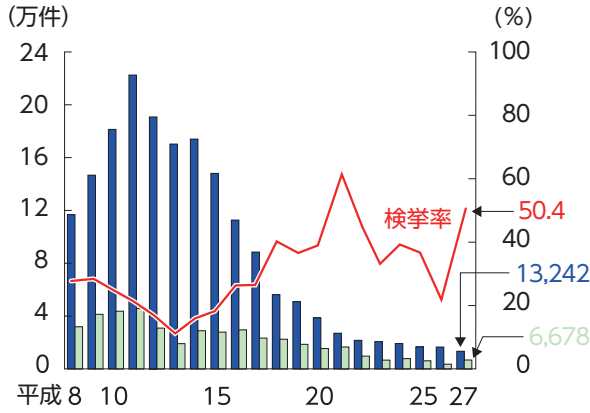
⑥ 部品ねらい



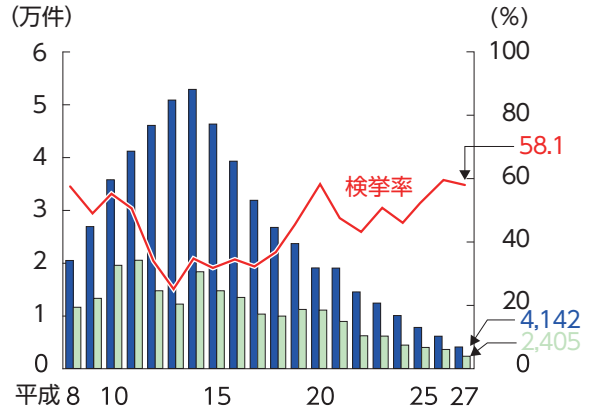
■ 認知件数 ■ 検挙件数

(平成8年～27年)

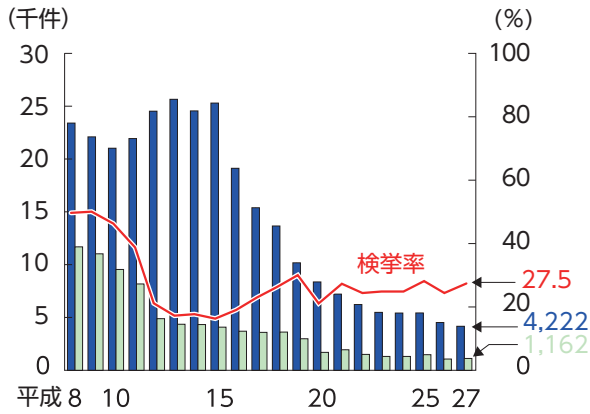
⑦ 自動販売機ねらい



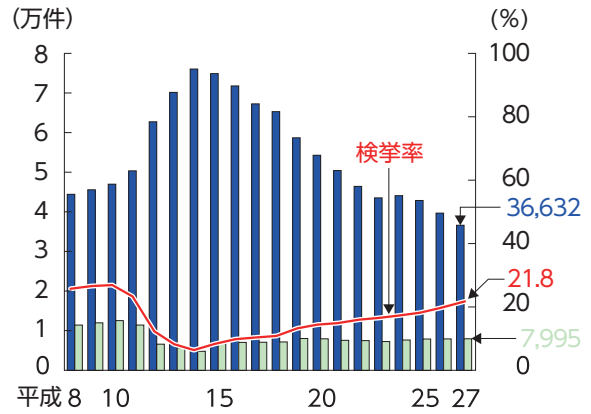
⑧ ひったくり



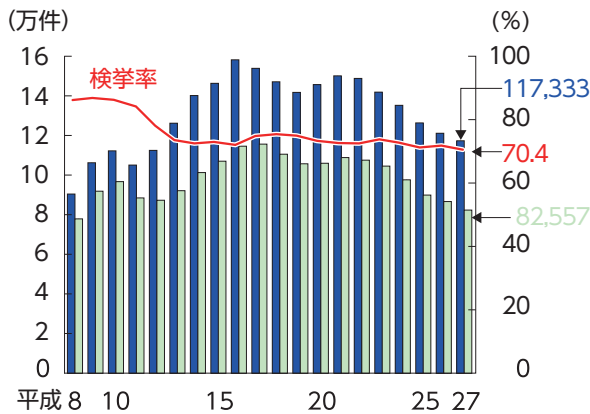
⑨ すり



⑩ 置引き



⑪ 万引き



■ 認知件数 ■ 検挙件数

注 警察庁の統計による。

## (2) 乗り物盗

### ア 自動車盗 (1-1-1-2図②)

自動車盗の認知件数は、平成9年から増加傾向にあったが、15年（6万4,223件）をピークとして、その後は大きく減少しており、27年は、ピーク時（15年）の約5分の1にまで減少（78.5%減）した。

自動車盗の検挙件数は、平成12年（1万1,415件）と15年（1万1,931件）を底に増減を繰り返していたが、18年からは減少傾向にある。

自動車盗の検挙率は、平成5年から10年（50.7%）までは5割台で推移していたが、11年から大幅に低下した。その後、15年（18.6%）を境に上昇に転じ、20年（45.4%）をピークに一旦は低下したものの、24年からは再び上昇している。

### イ オートバイ盗 (1-1-1-2図③)

オートバイ盗の認知件数は、昭和63年から平成13年（24万2,517件）まで毎年20万件を超えていたが、その後は大きく減少しており、27年は、13年の約7分の1にまで減少（85.4%減）した。オートバイ盗は、9年までは、侵入窃盗を除くと、自転車盗に次いで認知件数の多かった手口であり（3-1-3図参照）、窃盗全体の認知件数に占めるオートバイ盗の割合は、同年では14.1%であったが、27年には4.4%にまで低下した。

オートバイ盗の検挙件数は、平成11年（4万356件）まで毎年4万件を超えていたが、12年（2万3,078件）に大きく減少し、その後も減少傾向にある。

オートバイ盗の検挙率は、平成14年（7.9%）を底として、18年（13.3%）まで上昇していたが、その後は、おおむね横ばい（10～12%台）で推移しており、同じ乗り物盗である自動車盗と比べると、検挙率が低い。

### ウ 自転車盗 (1-1-1-2図④)

自転車盗は、例年、窃盗の認知件数の中で最も多い手口であるが（3-1-3図参照）、自転車盗の認知件数は、平成13年（52万1,801件）をピークとして減少傾向にあり、27年は、ピーク時（13年）から半減（50.1%減）するに至った。

自転車盗の検挙件数は、平成11年（5万3,060件）まで毎年5万件を超えていたが、12年（3万4,575件）に大幅に減少し、その後もおおむね減少傾向にある。

自転車盗の検挙率は、平成11年（13.0%）まで毎年1割を超えていたが、12年（7.8%）に大

大きく低下し、14年（5.7%）を底として、16年（8.1%）までわずかながら上昇していたものの、25年以降は、5%台で推移している。

自転車盗は、例年、窃盗全体の認知件数において最も高い割合（平成27年は32.3%）を占めているが、その一方において、自転車盗の検挙率は、他の窃盗の手口と比べて顕著に低く、窃盗全体の検挙率の推移に相当の影響を及ぼしている。

### （3）非侵入窃盗

#### ア 車上ねらい<sup>(\*7)</sup> (1-1-1-2図⑤)

車上ねらいの認知件数は、平成9年から14年（44万3,298件）まで増加し続けていたが、15年からは一貫して減少しており、27年は、ピーク時（14年）の約7分の1にまで減少（85.3%減）した。車上ねらいは、10年から20年までは、侵入窃盗を除くと、自転車盗に次いで認知件数の多かった手口であり（3-1-3図参照）、窃盗の認知件数に占める車上ねらいの割合は、14年では18.6%であったが、27年には8.1%にまで低下した。

車上ねらいの検挙件数は、平成5年から11年（7万3,715件）まで毎年7万件を超えていたが、12年（4万5,666件）に大幅に減少し、14年から16年（6万3,171件）まで増加したものの、17年からは減少傾向にある。

車上ねらいの検挙率は、平成9年（32.7%）まで3割台で推移していたが、その後は大きく低下し、13年（10.0%）を底に緩やかに上昇したものの、17年からは2割台で推移している。

#### イ 部品ねらい<sup>(\*8)</sup> (1-1-1-2図⑥)

部品ねらいの認知件数は、平成13年（12万9,380件）まで大きく増加していたが、14年からは減少傾向にあり、27年は、ピーク時（13年）の約4分の1にまで減少（74.8%減）した。

部品ねらいの検挙件数は、平成12年（6,527件）を底に増減を繰り返していたが、22年（1万1,783件）をピークに、その後は減少し続けている。

部品ねらいの検挙率は、平成8年まで19%台で推移していたが、その後は大きく低下し、13年（5.1%）を底に緩やかに上昇したものの、24年からは13%前後で推移している。

---

(\*7) 「車上ねらい」は、自動車等の積荷等を窃取する手口をいう。

(\*8) 「部品ねらい」は、自動車等に取り付けられている部品等を窃取する手口をいう。



### ウ 自動販売機ねらい (1-1-1-2図⑦)

自動販売機ねらいの認知件数は、平成3年から11年(22万2,328件)まで大きく増加し、同年までの10年間で約6.8倍に増加したが、15年からは一貫して減少しており、27年は、ピーク時(11年)の16分の1以下にまで減少(94.0%減)した。

自動販売機ねらいの検挙件数は、平成11年(4万5,754件)をピークとして大きく減少し、13年(1万8,851件)を底に16年(2万9,748件)まで増加した後、おおむね減少傾向にあるが、27年は、前年(3,537件)から増加(前年比88.8%増)した。

自動販売機ねらいの検挙率は、平成10年から13年(11.1%)まで大きく低下したが、その後は、21年(61.8%)をピークに上昇と低下を繰り返している。

### エ ひったくり (1-1-1-2図⑧)

ひったくりの認知件数は、平成3年から14年(5万2,919件)まで大きく増加していたが、15年からは一貫して減少しており、27年は、ピーク時(14年)の約13分の1にまで減少(92.2%減)した。

ひったくりの検挙件数は、平成11年(2万597件)をピークとして、13年(1万2,925件)まで大きく減少し、14年(1万8,434件)に再び増加したが、その後は減少傾向にある。

ひったくりの検挙率は、平成5年から11年(50.0%)までは5割前後で推移していたが、同年から13年(25.4%)まで大きく低下し、その後の上昇を経て、19年からは4割台から5割台で上昇と低下を繰り返している。

### オ すり (1-1-1-2図⑨)

すりの認知件数は、平成元年から15年(2万5,338件)まで毎年2万件を超えていたが、16年からは大きく減少しており、27年は、15年の約6分の1にまで減少(83.3%減)した。

すりの検挙件数は、平成5年から9年(11万64件)まで毎年1万件を超えていたが、その後は減少傾向にある。

すりの検挙率は、平成5年から10年(45.7%)まで4割超で推移していたが、その後は大きく低下し、15年(16.4%)を底として、19年(30.0%)まで上昇した後、20年からは2割台で推移している。

### カ 置引き (1-1-1-2図⑩)

置引きの認知件数は、平成14年（7万6,170件）まで大きく増加していたが、その後は減少傾向にあり、27年は、ピーク時（14年）から半減（51.9%減）した。

置引きの検挙件数は、平成11年まで毎年1万件を超えていたが、12年から14年（4,884件）まで大きく減少した後、16年からは毎年7千件台から8千件台で推移している。

置引きの検挙率は、平成11年（23.1%）まで2割台で推移していたが、12年から14年（6.4%）まで大きく低下した後、15年からは緩やかに上昇し続けている。

### キ 万引き (1-1-1-2図⑪)

万引きの認知件数は、平成4年（6万6,852件）を底に増加傾向となり、16年（15万8,020件）をピークとして、その後、おおむね横ばいで推移した後、22年からは毎年減少しているが、27年は、ピーク時（16年）から25.7%減少するにとどまっておき、4年と比べると、なお約1.8倍である。万引きは、他の窃盗の手口と比べて、認知件数の減少幅が小さいこともあり、21年からは自転車盗に次いで認知件数の多い手口となっている（3-1-3図参照）。窃盗の認知件数に占める万引きの割合も、4年（4.4%）を底に上昇傾向（27年は14.5%）にある。

万引きの検挙件数は、平成17年（11万5,636件）まで増加した後、おおむね横ばいで推移していたが、22年からは毎年減少している。

万引きの検挙率は、平成11年までは8割台で推移し、12年からは7割台で推移しており、他の窃盗の手口と比べると、検挙率が高い<sup>(\*9)</sup>。

---

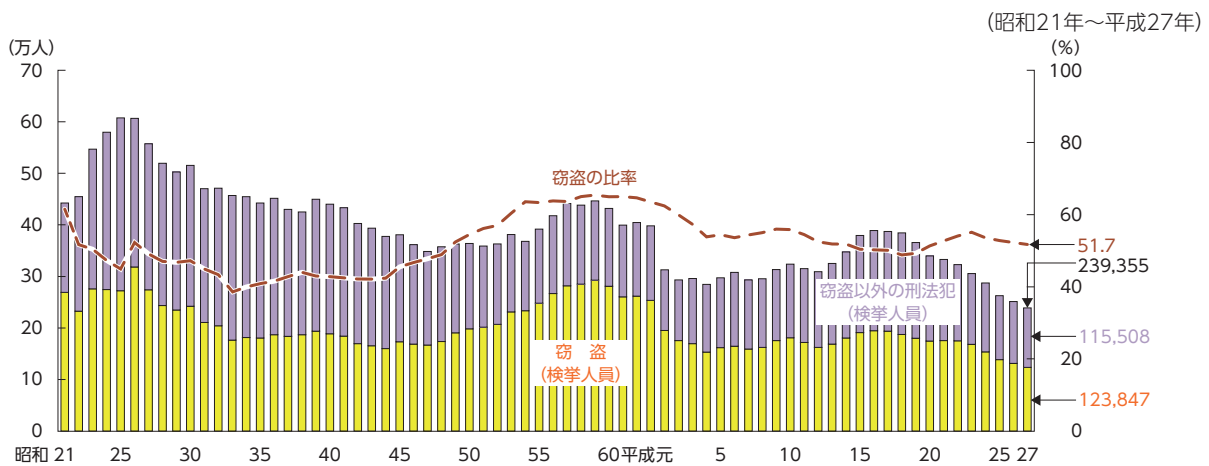
(\*9) なお、万引きの検挙率と被害実態の暗数については、第3編第1章3項(5)参照。

## 第2節 検挙人員

### 1 総数

窃盗は、例年、刑法犯の検挙人員の中で最も高い割合を占めており、その動向は、刑法犯全体の検挙人員の推移にも大きく影響している。そこで、窃盗の検挙人員の推移（昭和21年以降）について、窃盗以外の刑法犯とともに見ると、1-1-2-1図のとおりである<sup>(※10)</sup>。

1-1-2-1図 刑法犯の検挙人員等の推移（窃盗・窃盗以外の刑法犯別）



- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。  
 3 「窃盗以外の刑法犯」は、昭和40年以前は業過を含まず、平成14年から26年までは危険運転致死傷を含む。  
 4 「窃盗の比率」は、刑法犯検挙人員に占める窃盗検挙人員の比率である。

窃盗の検挙人員は、昭和26年（戦後最多の31万8,716人）と59年（29万2,835人）をピークとして増減を繰り返し、60年から減少傾向にあったが、平成4年（15万3,444人）を底に増加傾向となり、13年から16年（平成期で最多の19万5,151人）までは毎年増加していた。17年から減少傾向にあり、25年からは戦後最少を更新しており、27年は、16年の約6割に減少（36.5%減）した。

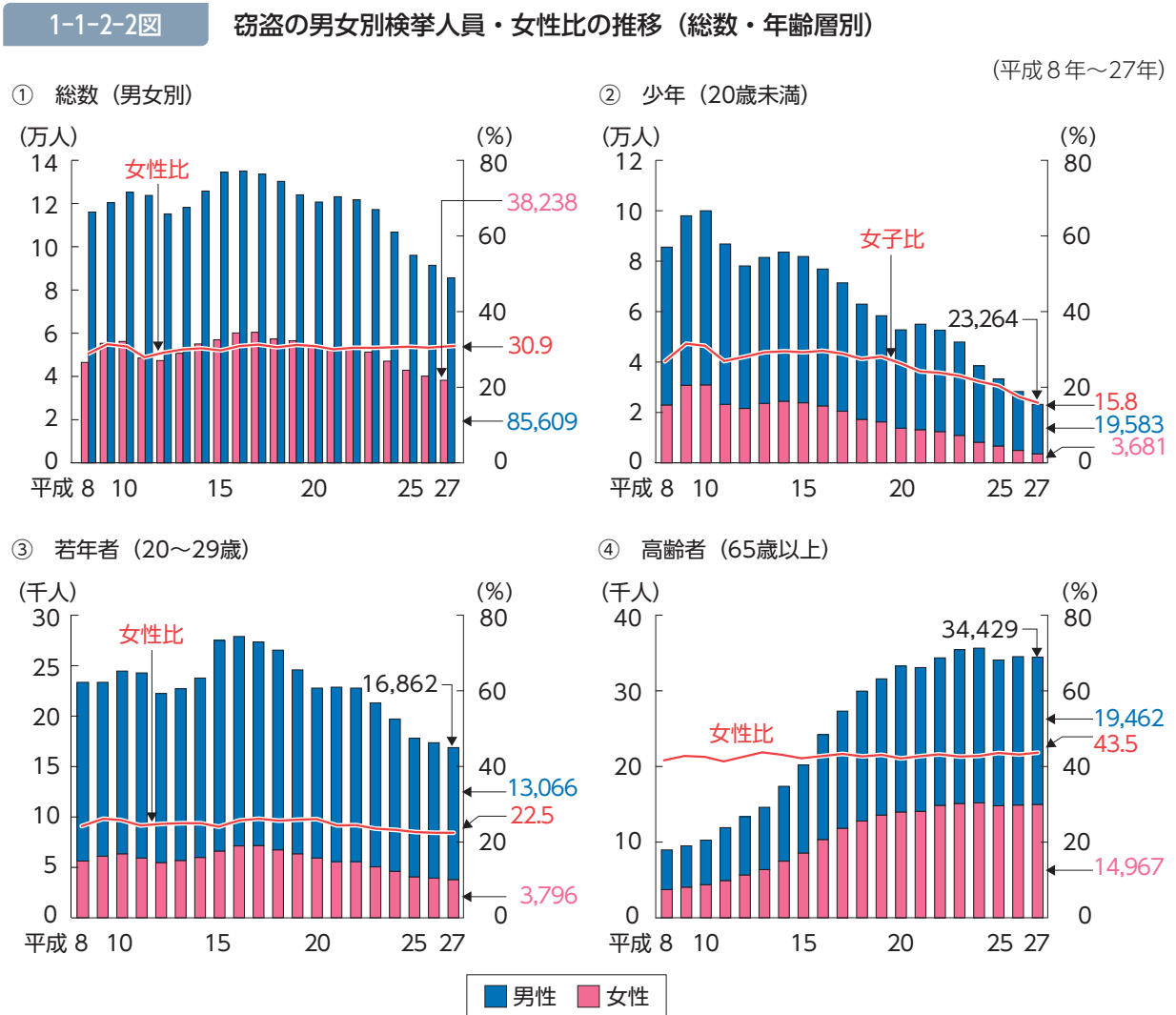
刑法犯の検挙人員に占める窃盗の割合は、昭和59年（65.6%）をピークに低下傾向にあったが、平成4年以降はおおむね5割前後で推移している。なお、刑法犯全体に占める窃盗の割合は、認知件数で見た場合（27年は73.5%）より、検挙人員で見た場合（同51.7%）が低く、窃盗の検挙率が窃盗以外の刑法犯の検挙率よりも低いことを物語っている。

(※10) 窃盗を含む刑法犯の検挙人員の詳細な推移については、平成28年版犯罪白書1-1-1-1図 CD-ROM 参照。  
 また、平成27年における刑法犯検挙人員の罪名別構成比については、同白書1-1-1-4図参照。

## 2 属性別

### (1) 男女別

窃盗の男女別の検挙人員の推移（最近20年間）について、総数と年齢層別に見ると、1-1-2-2図のとおりである。



注 1 警察庁の統計による。  
2 犯行時の年齢による。

## ア 総数 (1-1-2-2図①)

窃盗の男性検挙人員は、平成13年から16年（13万5,023人）まで毎年増加していたが、その後は減少傾向にあり、27年は、16年の約6割に減少（36.6%減）した。

窃盗の女性検挙人員も、平成13年から17年（6万462人）まで毎年増加していたが、その後は減少傾向にあり、27年は、17年の約6割に減少（36.8%減）した。窃盗の検挙人員の女性比は、おおむね30%前後で推移している。

刑法犯の検挙人員に占める窃盗の割合は、女性では7割台（平成27年は77.6%）で推移しており、男性（同45.0%）と比べて、顕著に高い<sup>(\*11)</sup>。

## イ 少年 (1-1-2-2図②)

### (ア) 総数

窃盗の少年検挙人員<sup>(\*12)</sup>は、平成7年（8万1,408人）を底に、10年（10万10人）まで増加していたが、その後は減少傾向にあり、27年は、10年の4分の1以下にまで減少（76.7%減）した。

刑法犯の少年検挙人員に占める窃盗の割合は、平成4年から6割前後（平成27年は58.9%）で推移している<sup>(\*13)</sup>。

### (イ) 男子

窃盗の男子検挙人員は、平成10年（6万9,023人）をピークに減少傾向にあり、27年は、ピーク時（10年）の3分の1以下にまで減少（71.6%減）した。

刑法犯の男子検挙人員に占める窃盗の割合は、平成8年から5割台（27年は57.0%）で推移している。

### (ウ) 女子

窃盗の女子検挙人員も、平成10年（3万987人）をピークとして減少傾向にあり、27年は、ピーク時（10年）の8分の1以下にまで減少（88.1%減）しており、男子と比べて、減少幅が大きく、検挙人員の女子比も、20年から低下し続けている。

---

(\*11) 平成28年版犯罪白書1-1-1-6表 CD-ROM 及び4-6-1-3図参照。

(\*12) 本報告における「少年」の検挙人員は、特に断らない限り、犯罪少年（犯罪行為時に14歳以上であった少年）の検挙人員に限り、触法少年（14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年）の補導人員を含まない。

(\*13) 年齢層別・男女別の刑法犯検挙人員の推移の詳細については、平成28年版犯罪白書1-1-1-5図 CD-ROM 参照。

刑法犯の女子検挙人員に占める窃盗の割合は、平成11年から7割前後（27年は71.7%）で推移しており、男子検挙人員に占める窃盗の割合より高い。

## ウ 若年者（1-1-2-2図③）

### （ア）総数

窃盗の若年者<sup>(\*14)</sup>の検挙人員は、平成13年から16年（2万7,874人）まで増加した後は減少傾向にあり、27年は、16年の約6割に減少（39.5%減）した。

刑法犯の若年者検挙人員に占める窃盗の割合は、平成4年から4割前後（27年は41.7%）で推移しており、少年検挙人員に占める窃盗の割合より低い。

### （イ）男性

窃盗の男性若年者の検挙人員は、平成13年から15年（2万854人）まで増加した後は減少傾向にあり、27年は、15年の約6割に減少（37.3%減）した。

刑法犯の男性若年者の検挙人員に占める窃盗の割合は、平成18年（35.3%）を底に、緩やかに上昇していたが、23年（40.1%）を境に毎年低下している（27年は37.9%）。

### （ウ）女性

窃盗の女性若年者の検挙人員は、平成13年から17年（7,164人）まで増加したが、その後は、減少し続け、27年は、17年の2分の1近くにまで減少（47.0%減）している。検挙人員の女性比は、2割台で推移している。

刑法犯の女性若年者の検挙人員に占める窃盗の割合は、6割台（平成27年は64.1%）で推移しており、男性若年者の検挙人員に占める窃盗の割合より高い。

## エ 高齢者（1-1-2-2図④）

### （ア）総数

窃盗の高齢者の検挙人員は、平成20年（3万3,276人）までに大きく増加し、22年からは毎年3万4千人を超えており、27年までの20年間で、約3.8倍にまで増加している。

刑法犯の高齢者検挙人員に占める窃盗の割合は、平成15年から21年まで6割台で推移していたが、22年からは7割台（27年は72.3%）で推移しており<sup>(\*15)</sup>、少年や若年者の検挙人員に占める窃盗の割合よりも高い。

(\*14) 本章において「若年者」とは、特に断らない限り、20歳以上29歳以下の者をいう。

(\*15) 平成28年版犯罪白書4-7-1-3図参照。

**(イ) 男性**

窃盗の男性高齢者の検挙人員は、平成24年（2万465人）まで大きく増加した後、25年からは毎年1万9千人超で推移しており、27年までの20年間で、約3.7倍にまで増加している。

刑法犯の男性高齢者の検挙人員に占める窃盗の割合は、平成15年から21年まで5割台で推移していたが、22年からは6割台（27年は62.1%）で推移している。

**(ウ) 女性**

窃盗の女性高齢者の検挙人員は、平成24年（1万5,194人）まで大きく増加した後、25年からは毎年1万4千人超で推移しており、27年までの20年間で、約4倍にまで増加している。

刑法犯の女性高齢者の検挙人員に占める窃盗の割合は、9割前後（平成27年は91.8%）で推移しており、男性高齢者の検挙人員に占める窃盗の割合より高い。

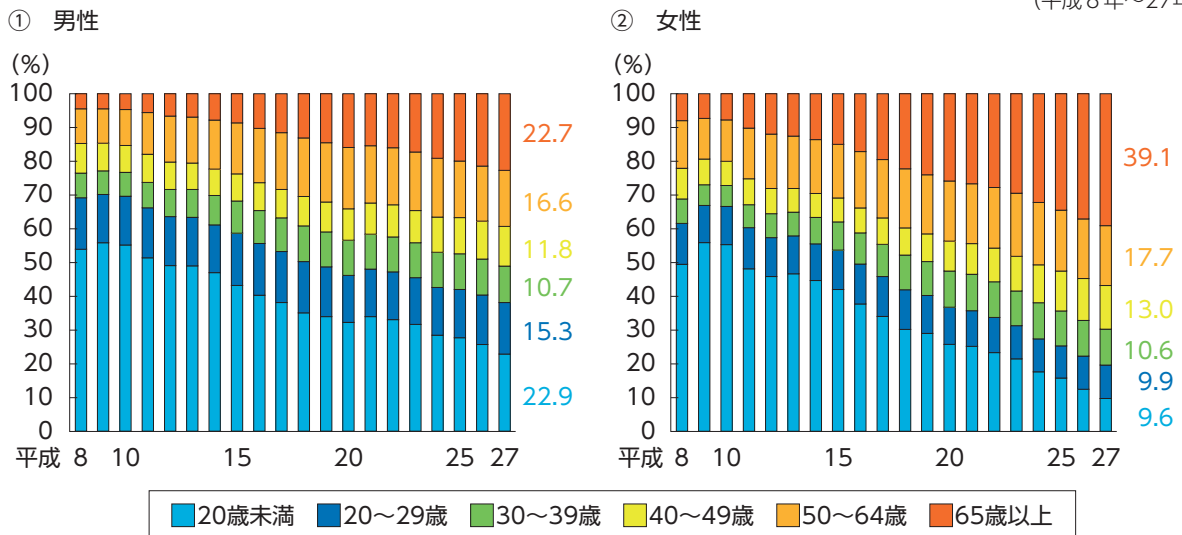
## (2) 年齢層別構成比の推移

窃盗の検挙人員について、犯行時の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、1-1-2-3図のとおりである。

1-1-2-3図

窃盗の検挙人員 年齢層別構成比の推移（男女別）

(平成8年～27年)



注 1 警察庁の統計による。  
2 犯行時の年齢による。

窃盗の検挙人員は、刑法犯全体の検挙人員と比べ、高年齢化が一層進んでいる<sup>(\*16)</sup>。男女総数では、平成11年まで少年が過半数を占めていたが、少年の割合は大きく低下しており、27年には18.8%にまで低下した。これに対し、高齢者は、14年までは1割に満たなかったが、その割合は大きく上昇し、25年以降は、少年を超えて、最も高い割合（27年は27.8%）を占めるに至っている。

男女共に、窃盗の検挙人員の高年齢化が進んでいるが、その傾向は、女性の方が顕著であり、平成20年には、女性高齢者が女子少年を超えて、窃盗の女性検挙人員の中で最も高い割合を占めるに至り、24年以降は、窃盗の女性検挙人員の過半数が50歳以上である。

## 3 職業別構成比の推移

窃盗の検挙人員について、犯行時の職業別構成比の推移（最近20年間）を見ると、1-1-2-4図

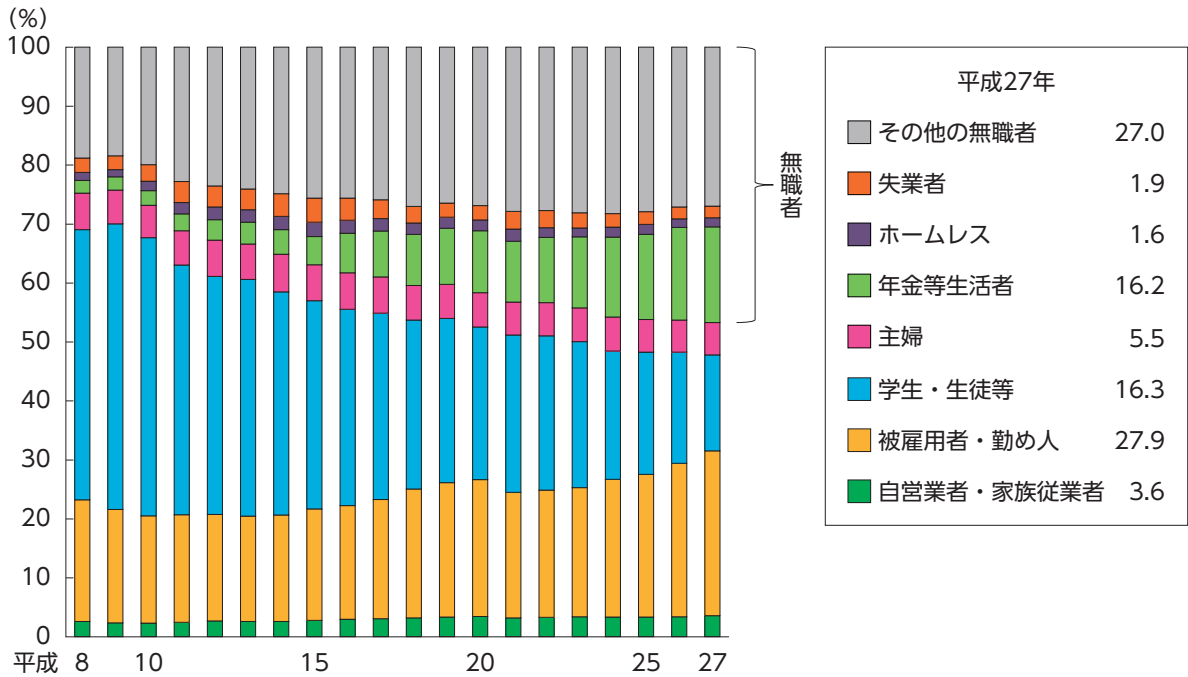
(\*16) 刑法犯検挙人員の年齢層別構成比の推移については、平成28年版犯罪白書1-1-1-5図参照。



のとおりである<sup>(\*17)</sup>。

1-1-2-4図 窃盗の検挙人員 職業別構成比の推移

(平成8年～27年)



- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 犯行時の職業による。  
 3 「年金等生活者」は、無職者のうち、年金、雇用保険、利子、配当、家賃等の収入による生活者をいう。  
 4 「無職者」は、年金等生活者、ホームレス、失業者及びその他の無職者の総称である。

「学生・生徒等」(中学生、高校生、大学生及び専修学校生等をいう。)の割合は、平成13年までは4割台で推移していたが、その後は大きく低下し、27年までの20年間で29.5ptも低下している。窃盗の少年検挙人員の割合の低下に伴い、「学生・生徒等」の割合も低下していると考えられる。

これに対し、「被雇用者・勤め人」の割合は、14年から上昇傾向にあり、27年は、13年(17.9%)と比べて、10.1pt上昇している。

(\*17) 警察庁の統計においては、犯行時の職業を「自営業・家族従業者」、「被雇用者・勤め人」及び「無職」の三類型に大別した上で、49種の職種等別の検挙人員が集計されている。なお、同統計では、「学生・生徒等」や「主婦」も「無職」の類型に分類されているが、本報告では、同統計に基づく「無職者」の概念を「年金等生活者」、「ホームレス」、「失業者」及び「その他の無職者」に限定して再構成し、「学生・生徒等」や「主婦」とは区別して示している。

また、「年金等生活者」（無職者のうち、年金、雇用保険、利子、配当、家賃等の収入による生活者をいう。）の割合は、平成11年までは2%台で推移していたが、その後は大きく上昇し、27年までの20年間で14.0pt 上昇している。窃盗の高齢者検挙人員の割合の上昇に伴い、「年金等生活者」の割合も上昇していると考えられる。

## 4 手口別

### (1) 手口別の検挙人員の推移

窃盗の主な手口別の検挙人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、1-1-2-5図のとおりである。近年における検挙件数の推移（1-1-1-2図参照）と歩調を合わせ、大半の手口で検挙人員も減少傾向にある。

#### ア 侵入窃盗（1-1-2-5図①）

侵入窃盗の検挙人員は、平成11年まで毎年1万5千人を超えていたが、27年までの20年間で、半減（50.7%減）している。

侵入窃盗は、平成14年以降、万引きと自転車盗に次いで検挙人員の多い手口であるが、万引きの検挙人員が圧倒的に多いこともあり、窃盗全体の検挙人員に占める侵入窃盗の割合は1割未満（27年は6.3%）で推移している。

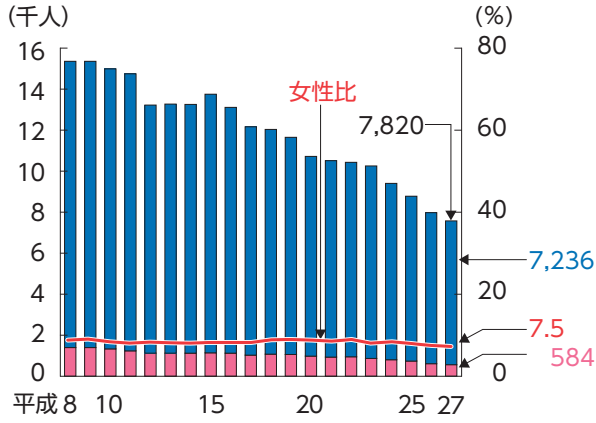
侵入窃盗の検挙人員の中では、例年、空き巣が最も高い割合（平成27年は26.7%）を占めているが、空き巣の検挙人員も、大きく減少しており、27年（2,089人）までの20年間で、ほぼ半減（48.1%減）している。

1-1-2-5図

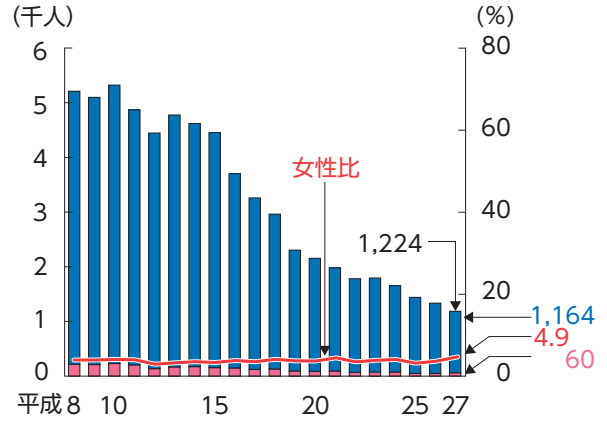
窃盗の手口別検挙人員（男女別）・女性比の推移

(平成8年～27年)

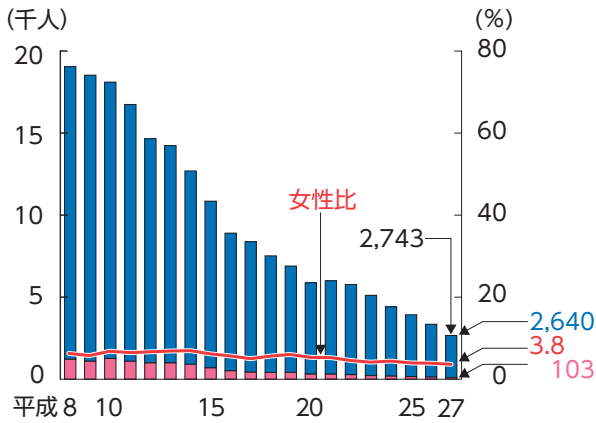
① 侵入窃盗



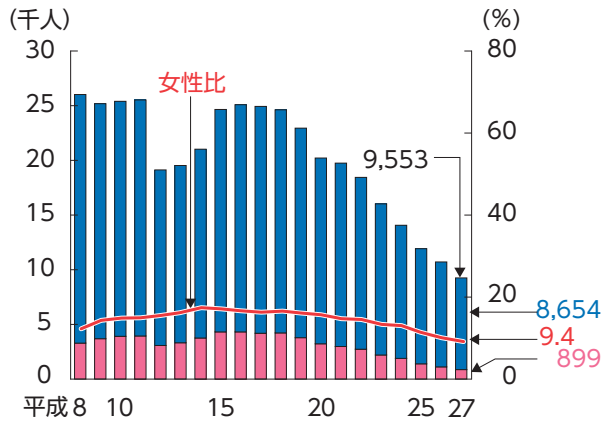
② 自動車盗



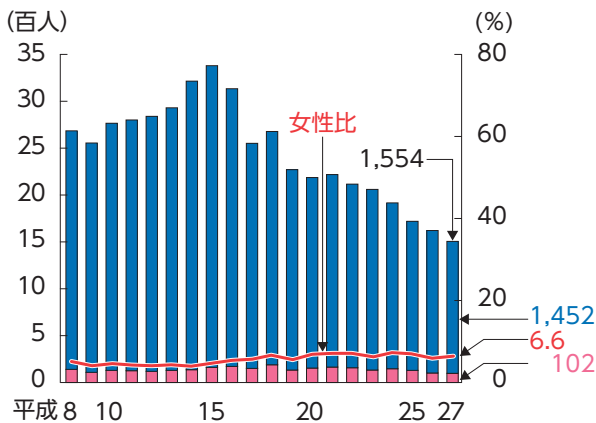
③ オートバイ盗



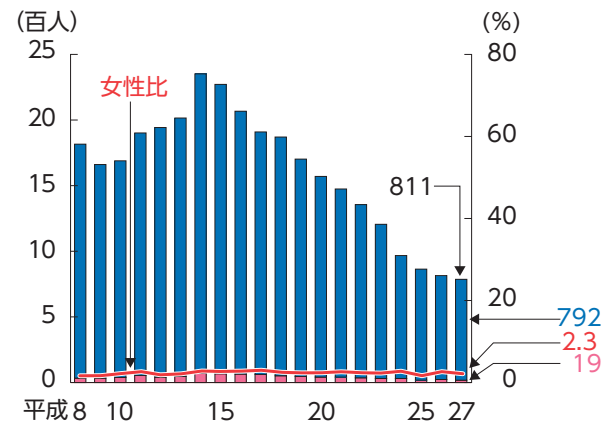
④ 自転車盗



⑤ 車上ねらい

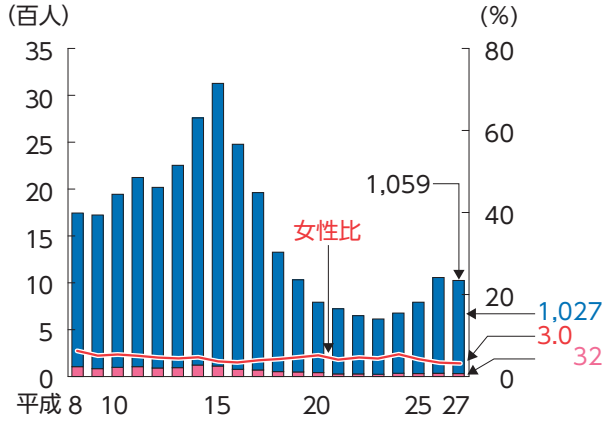


⑥ 部品ねらい

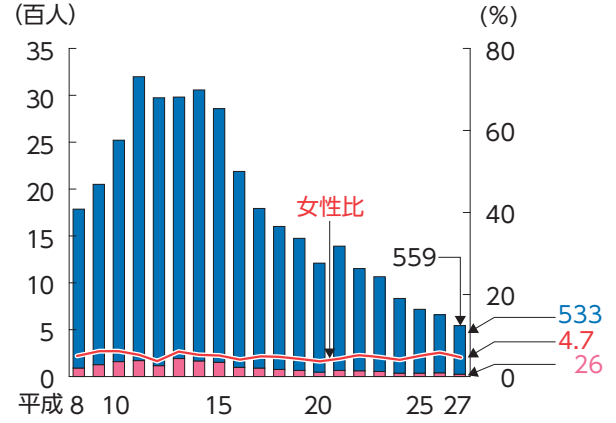


■ 男性 ■ 女性

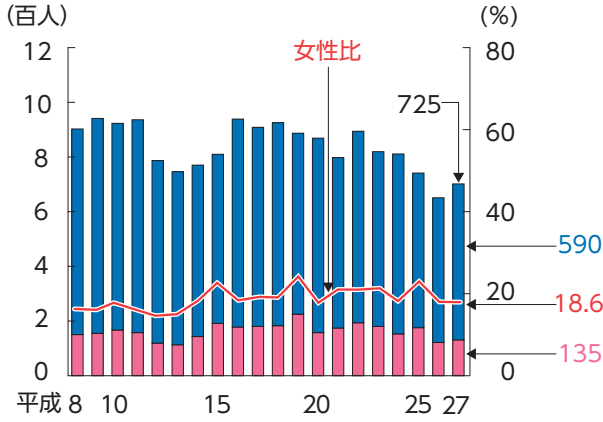
⑦ 自動販売機ねらい



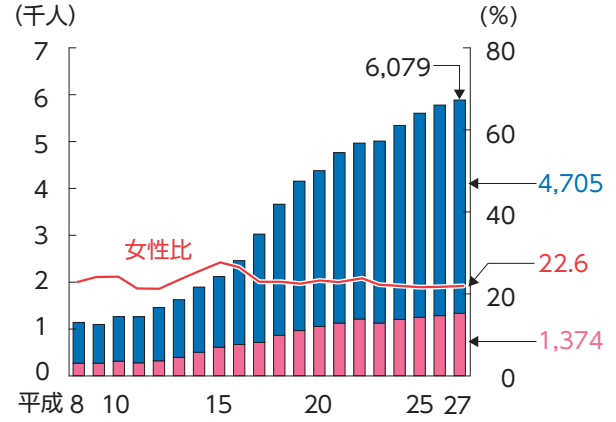
⑧ ひったくり



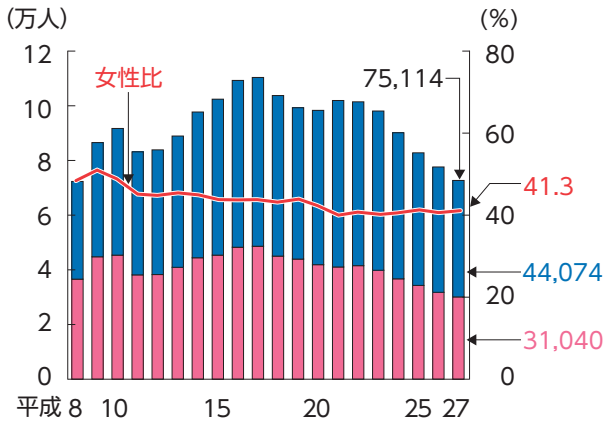
⑨ すり



⑩ 置引き



⑪ 万引き



■ 男性 ■ 女性

注 1 警察庁の統計による。  
2 犯行時の年齢による。

## イ 乗り物盗

### (ア) 自動車盗 (1-1-2-5図②)

自動車盗の検挙人員は、平成11年まで毎年5千人を越えていたが、27年までの20年間で、4分の1以下にまで減少（77.2%減）している。

### (イ) オートバイ盗 (1-1-2-5図③)

オートバイ盗の検挙人員も、大きく減少しており、平成27年までの20年間で、7分の1以下にまで減少（86.1%減）している。

オートバイ盗は、平成2年（3万2,577人）まで、万引きに次いで検挙人員の多かった手口であり、窃盗の検挙人員に占めるオートバイ盗の割合は、同年では18.6%であったが、27年には2.2%にまで低下している。

### (ウ) 自転車盗 (1-1-2-5図④)

自転車盗の検挙人員は、平成12年（1万9,736人）に大きく減少した後、16年（2万5,926人）まで増加していたが、その後は毎年減少しており、27年は、16年の2分の1以下にまで減少（63.2%減）した。

自転車盗は、平成3年以降、万引きに次いで検挙人員の多い手口であるが、窃盗全体に占める自転車盗の割合は、認知件数で見た場合（27年は32.3%）より、検挙人員で見た場合（同7.7%）が顕著に低く、検挙率が低いことを物語っている。

## ウ 非侵入窃盗

### (ア) 車上ねらい (1-1-2-5図⑤)

車上ねらいの検挙人員は、平成9年（2,639人）を底に、15年（3,491人）まで増加し続けていたが、その後は大きく減少しており、27年は、ピーク時（15年）の2分の1以下にまで減少（55.5%減）した。

### (イ) 部品ねらい (1-1-2-5図⑥)

部品ねらいの検挙人員も、平成9年（1,716人）を底に、14年（2,429人）まで増加し続けていたが、その後は大きく減少しており、27年は、ピーク時（14年）の約3分の1にまで減少（66.6%減）した。

### (ウ) 自動販売機ねらい (1-1-2-5図⑦)

自動販売機ねらいの検挙人員は、平成13年から15年（3,231人）まで増加した後、大きく減少していたが、23年（633人）を底に再び増加傾向にある。

**(エ) ひったくり (1-1-2-5図⑧)**

ひったくりの検挙人員は、平成11年(3,304人)まで大きく増加していたが、その後は減少傾向にあり、27年は、ピーク時(11年)の約6分の1にまで減少(83.1%減)した。

**(オ) すり (1-1-2-5図⑨)**

すりの検挙人員は、平成13年(770人)と21年(824人)、26年(672人)を底に増減を繰り返しているが、他の窃盗の手口に比べると、増減幅は大きくはない。

**(カ) 置引き (1-1-2-5図⑩)**

置引きの検挙人員は、他の窃盗の手口とは異なり、増加傾向にあり、27年までの20年間で、約5.2倍にまで増加(417.4%増)している。

**(キ) 万引き (1-1-2-5図⑪)**

万引きの検挙人員は、平成12年から17年(11万3,953人)まで増加し続けた後、23年までは毎年10万人超で推移していたが、22年からは毎年減少しており、27年は、ピーク時(17年)の7割弱に減少(34.1%減)した。

万引きの検挙人員における女性比は、平成9年までは5割台で、10年以降は4割台で推移しており、他の窃盗の手口と比べて、女性比が顕著に高い。万引きの検挙人員の推移を男女別に見ると、万引きの男性検挙人員は、4年(2万3,786人)を底に大きく増加し、17年(6万3,704人)と21年(6万2,838人)の二つのピークを経て、22年からは毎年減少しており、27年は、17年の約7割に減少(30.8%減)している。万引きの女性検挙人員は、4年(2万8,406人)を底に大きく増加し、10年(4万6,780人)と17年(5万249人)の二つのピークを経て、18年からは減少傾向となり、27年は、17年の約6割に減少(38.2%減)している。

## (2) 検挙人員の手口別構成比

平成27年における窃盗の検挙人員について、主な手口別の構成比を見ると、万引きの割合(60.7%)が最も高く、次いで、自転車盗(7.7%)、侵入窃盗(6.3%)、置引き(4.9%)、オートバイ盗(2.2%)の順であった。窃盗全体の検挙人員に占める万引きの割合は、23年以降、6割台で推移しており、その動向は、窃盗全体の検挙人員の推移にも大きな影響を及ぼしている。

平成27年における窃盗の男女別検挙人員について、主な手口別構成比を年齢層別に見ると、**1-1-2-6図**のとおりである。

男女共に、いずれの年齢層においても、万引きの占める割合が最も高い。

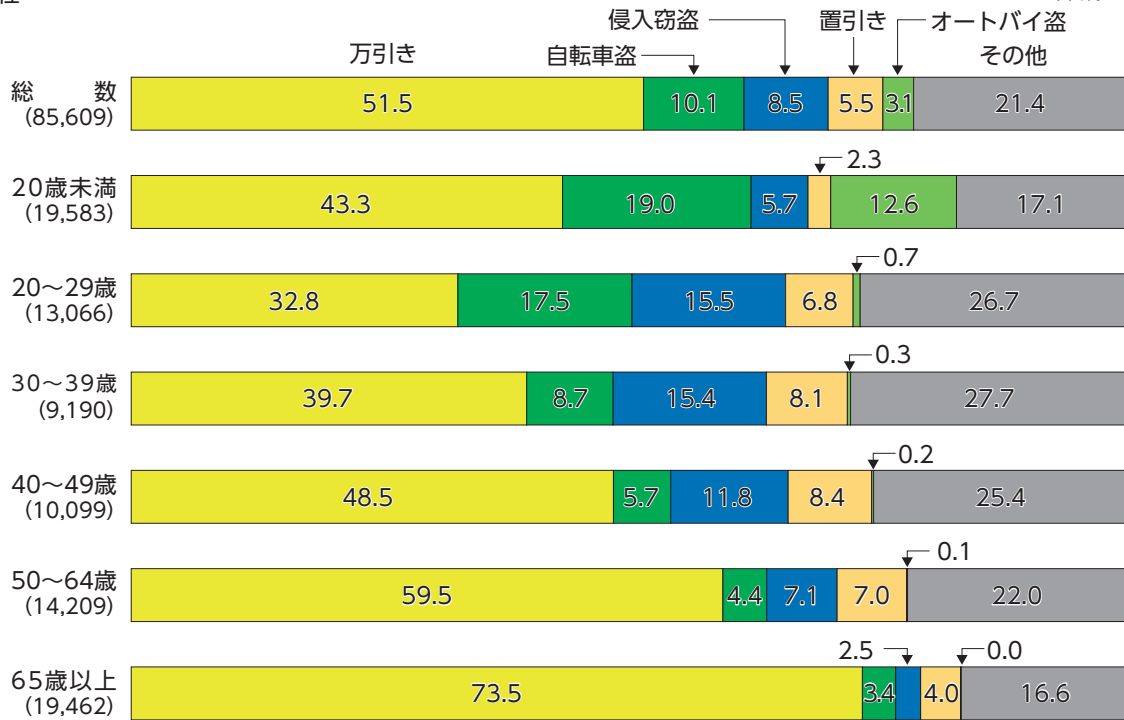
窃盗の男性検挙人員では、少年を除くと、年齢層が高くなるにつれて、万引きの割合が高くなるとともに、侵入窃盗の割合が低くなっている。自転車盗の割合は、男子少年において、最も高く、年齢層が高くなるにつれて、その割合が低くなっている。また、男子少年は、他の年齢層と比べて、オートバイ盗の割合が顕著に高い。

窃盗の女性検挙人員では、万引きの割合が極めて高く、いずれの年齢層においても7割を超えている。窃盗の女性検挙人員の総数に占める万引きの割合は、平成8年以降、8割台で推移している。

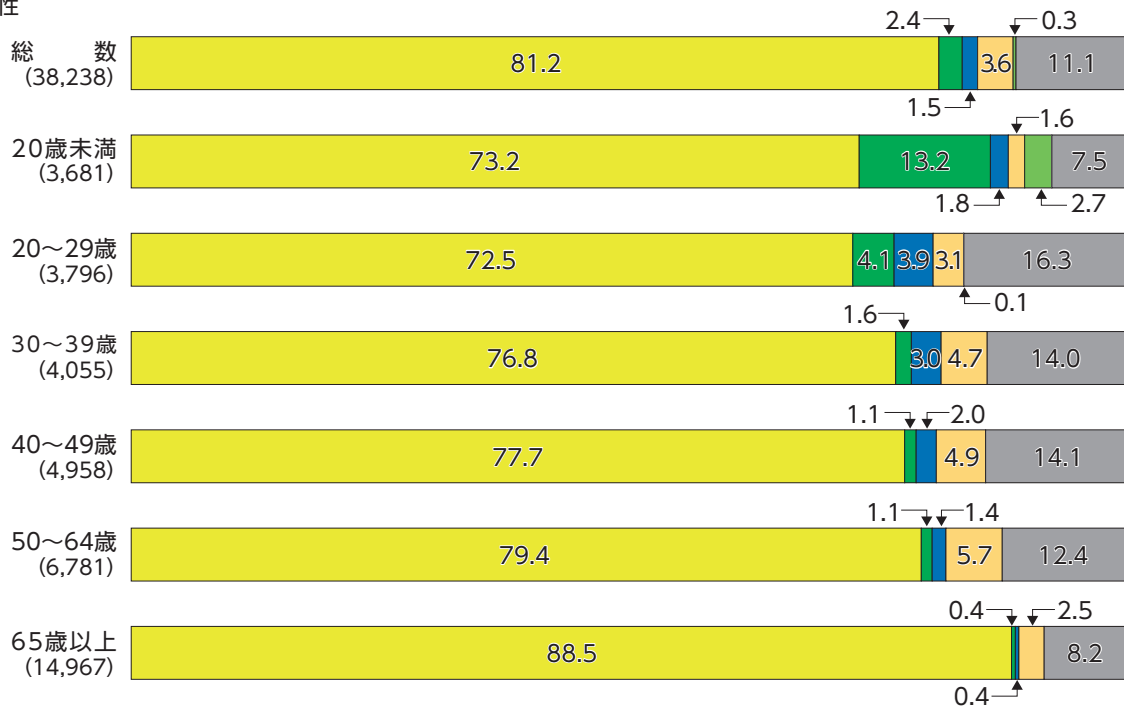
1-1-2-6図 窃盗の男女別検挙人員 主な手口別構成比 (年齢層別)

① 男性

(平成27年)



② 女性



注 1 警察庁の統計による。  
 2 犯行時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。



### (3) 手口別検挙人員の年齢層別・職業別構成比の推移

窃盗の主な手口別検挙人員について、犯行時の年齢層別・職業別構成比の推移（最近20年間）を見ると、1-1-2-7図のとおりである。

#### ア 侵入窃盗 (1-1-2-7図①)

年齢層別構成比では、侵入窃盗の検挙人員は、少年が平成16年まで最も高い割合を占めていたが、少年の割合は低下傾向にあり、27年までの20年間で19.1pt 低下している。他方、若年者の割合は、25～27%台で推移しており、17年以降は、最も高い割合を占めている。侵入窃盗の検挙人員においても、緩やかに高年齢化が進んでいるものの、依然として、少年・若年者の割合が高い。

職業別構成比では、侵入窃盗の検挙人員は、例年、「その他の無職者」の割合が高く、無職者（「年金等生活者」、「ホームレス」、「失業者」及び「その他の無職者」の総称をいう。）の割合は、4割台から5割台で推移している。他方、「被雇用者・勤め人」の割合が上昇傾向にあり、平成26年からは最も高い割合を占めている。少年の割合の低下に伴い、「学生・生徒等」の割合も低下傾向にある。

#### イ 乗り物盗

##### (ア) 自動車盗 (1-1-2-7図②)

年齢層別構成比では、自動車盗の検挙人員は、少年が一貫して最も高い割合を占めているが、その割合は低下傾向にあり、平成27年までの20年間で18.8pt 低下している。自動車盗の検挙人員においても、緩やかに高年齢化が進んでいるものの、依然として、少年・若年者の割合が高い。

職業別構成比では、自動車盗の検挙人員は、「その他の無職者」が一貫して最も高い割合を占めており、無職者の割合は5割前後で推移している。少年の割合の低下に伴い、「学生・生徒等」の割合も緩やかに低下しているが、「被雇用者・勤め人」の割合は、むしろ上昇傾向にある。

##### (イ) オートバイ盗 (1-1-2-7図③)

年齢層別構成比では、オートバイ盗の検挙人員は、少年の割合が顕著に高く、一貫して9割超で推移している。

職業別構成比では、オートバイ盗の検挙人員は、「学生・生徒等」の割合が顕著に高く、7割超で推移している。他方、「被雇用者・勤め人」の割合が、平成11年（7.6%）を底に、わずかながら上昇傾向にあり、27年は、11年と比べて8.6pt 上昇している。

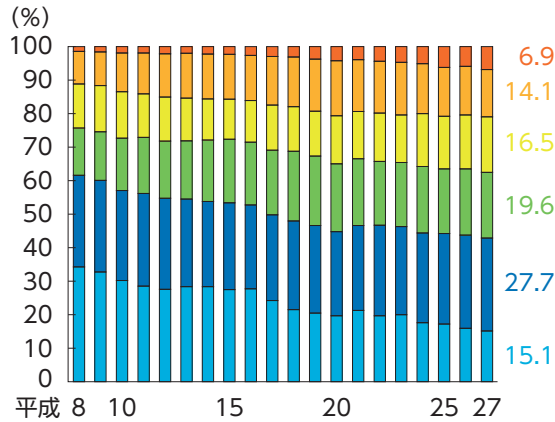
1-1-2-7図

窃盗の手口別検挙人員 年齢層別・職業別構成比の推移

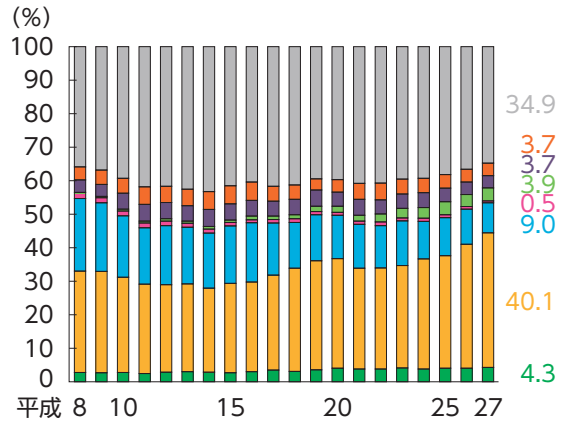
(平成8年～27年)

① 侵入窃盗

ア 年齢層別

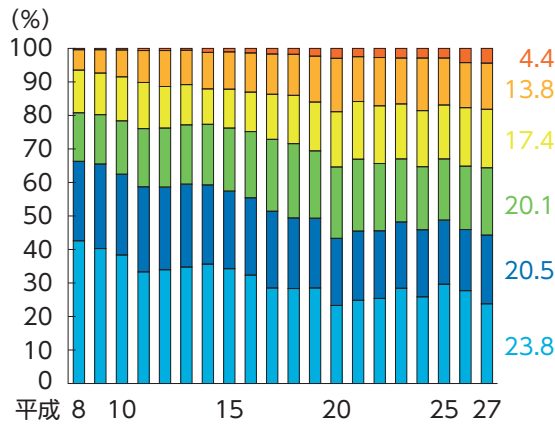


イ 職業別

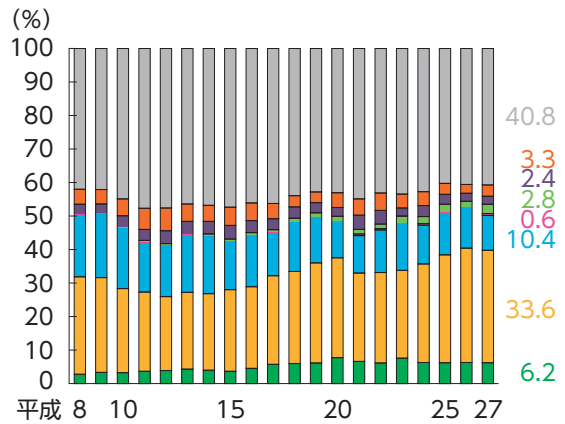


② 自動車盗

ア 年齢層別

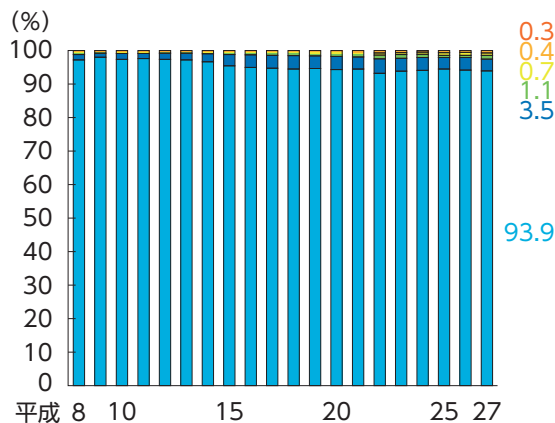


イ 職業別

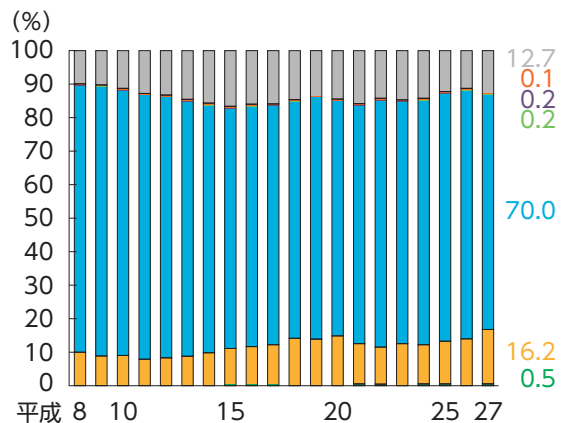


③ オートバイ盗

ア 年齢層別

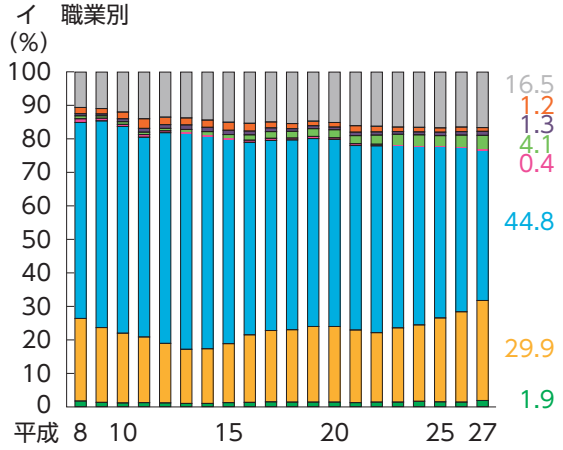
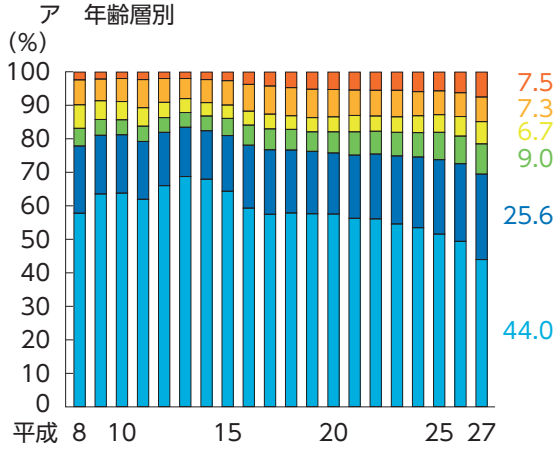


イ 職業別

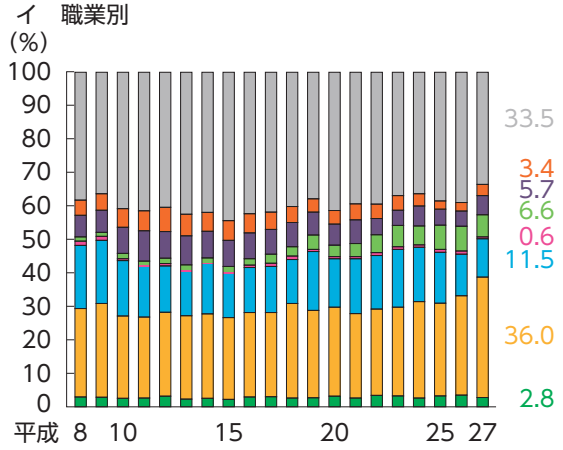
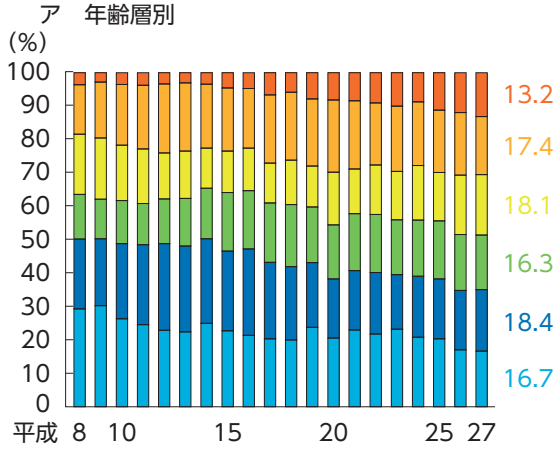


窃盗事犯者に関する研究

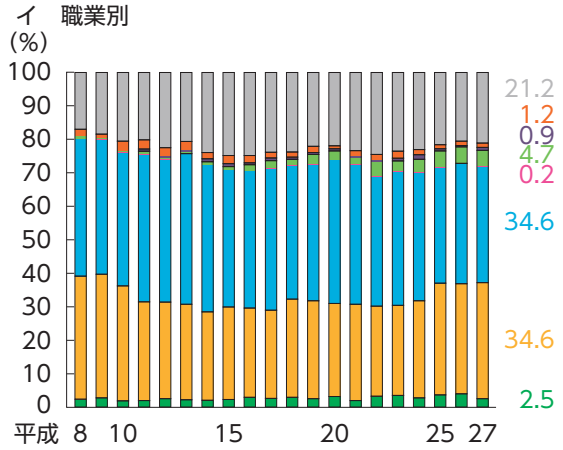
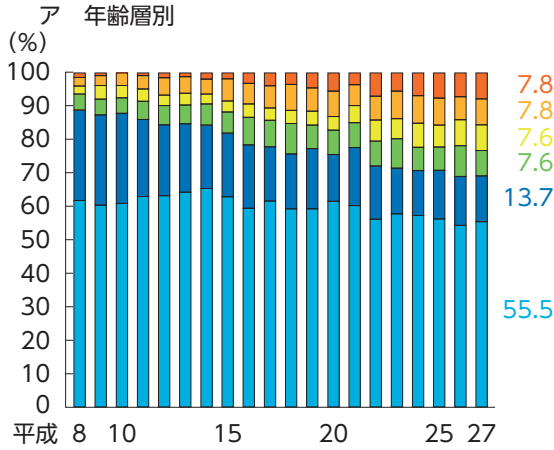
④ 自転車盗



⑤ 車上ねらい



⑥ 部品ねらい



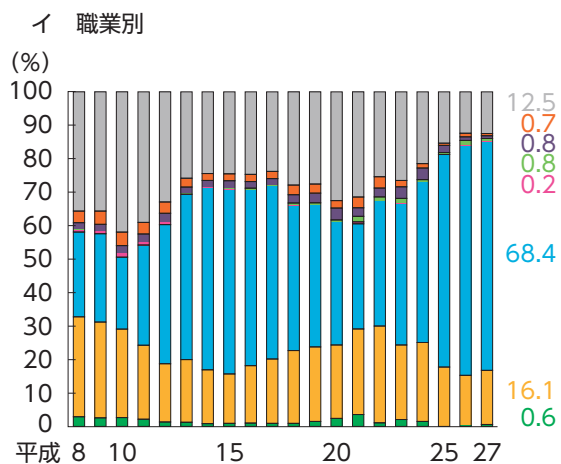
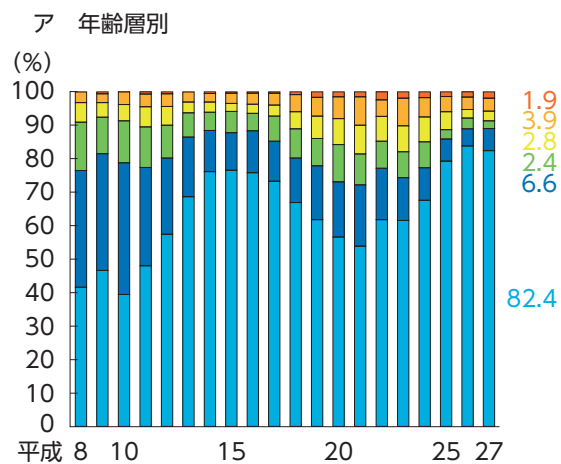
ア

20歳未満	20~29歳	30~39歳
40~49歳	50~64歳	65歳以上

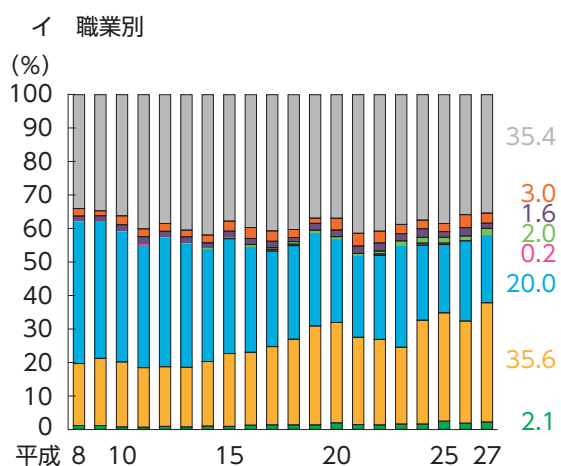
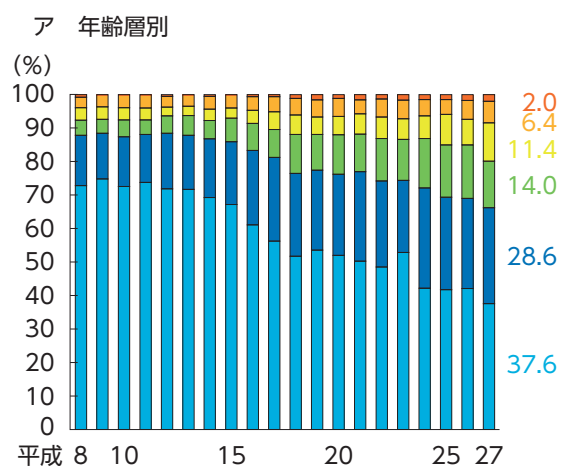
イ

自営業者・家族従業者	被雇用者・勤め人	学生・生徒等	主婦
年金等生活者	ホームレス	失業者	その他の無職者

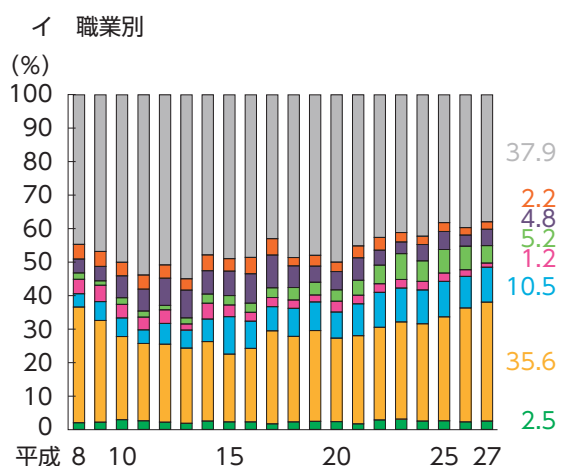
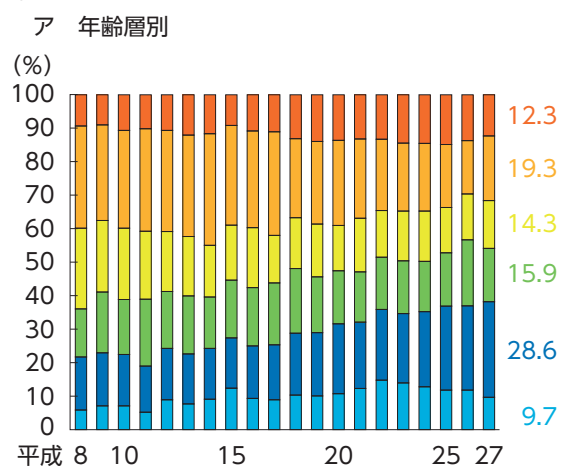
⑦ 自動販売機ねらい



⑧ ひったくり

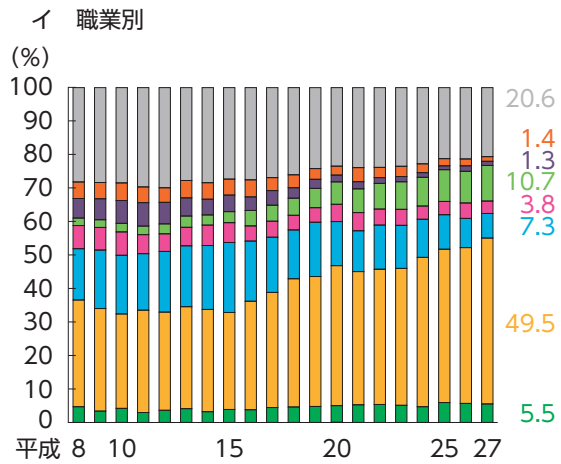
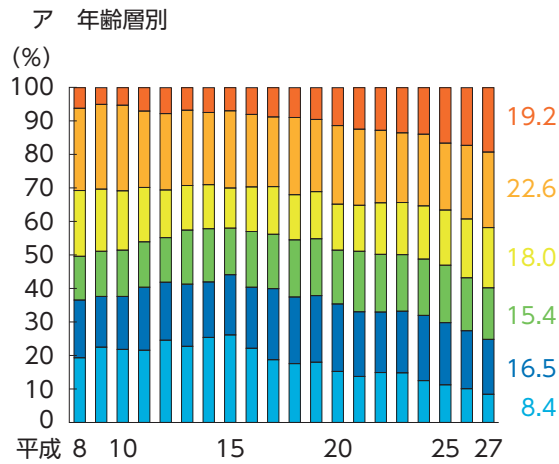


⑨ すり

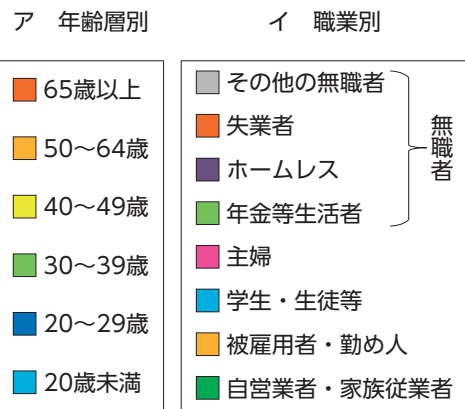
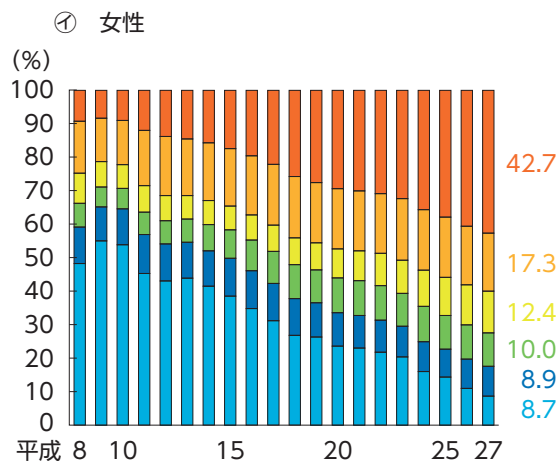
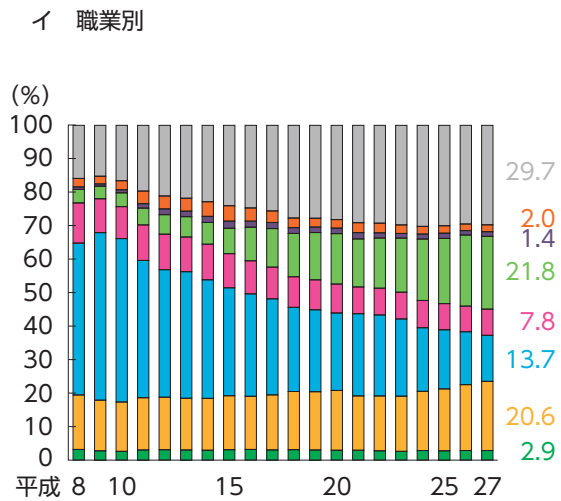
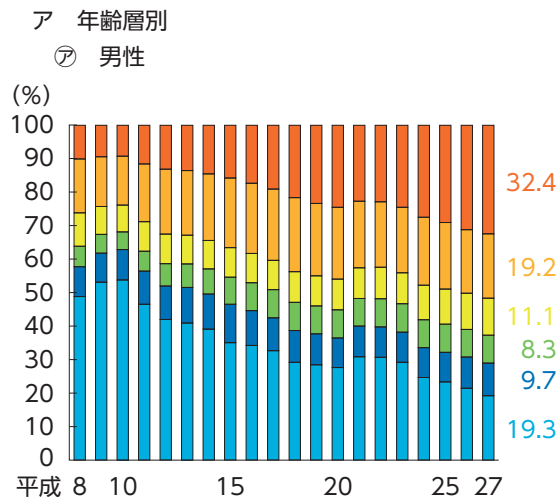


窃盗事犯者に関する研究

⑩ 置き



⑪ 万引き



注 1 警察庁の統計による。  
 2 アは、犯行時の年齢による。  
 3 イは、犯行時の職業による。  
 4 イの「年金等生活者」は、無職者のうち、年金、雇用保険、利子、配当、家賃等の収入による生活者をいう。  
 5 イの「無職者」は、年金等生活者、ホームレス、失業者及びその他の無職者の総称をいう。

**(ウ) 自転車盗 (1-1-2-7図④)**

年齢層別構成比では、自転車盗の検挙人員は、少年が一貫して最も高い割合を占めているが、少年の割合は、平成13年（68.8%）をピークとして緩やかな低下傾向にあるのに対し、若年者の割合が、14年（14.5%）を底として緩やかな上昇傾向にある。自転車盗の検挙人員においても、緩やかに高年齢化が進んでいるものの、依然として、少年・若年者の割合が圧倒的に高い。

職業別構成比では、自転車盗の検挙人員は、依然として「学生・生徒等」の割合が最も高いが、その割合は、平成13年（64.6%）をピークとして低下傾向にあるのに対し、「被雇用者・勤め人」の割合が、同年（16.1%）を底に、緩やかな上昇傾向にあり、27年は、13年と比べて13.7pt 上昇している。

**ウ 非侵入窃盗****(ア) 車上ねらい (1-1-2-7図⑤)**

年齢層別構成比では、車上ねらいの検挙人員は、少年が平成11年まで最も高い割合を占めていたが、少年の割合は緩やかに低下しており、27年までの20年間で12.6pt 低下している。若年者の割合も、12年まで上昇し、同年から18年まで最も高い割合を占めていたが、その割合は緩やかに低下し、20年以降はおおむね横ばいで推移している。車上ねらいの検挙人員においても、緩やかに高年齢化が進んでおり、高齢者の割合が、27年までの20年間で9.5pt 上昇している。

職業別構成比では、車上ねらいの検挙人員は、「その他の無職者」が平成26年まで最も高い割合を占めており、無職者の割合は5割前後で推移している。他方、「被雇用者・勤め人」の割合は、2割台で推移していたが、22年から緩やかな上昇傾向にあり、27年は最も高い割合を占めている。無職者の中では、「年金等生活者」の割合が、わずかながら上昇傾向にある。

**(イ) 部品ねらい (1-1-2-7図⑥)**

年齢層別構成比では、部品ねらいの検挙人員は、少年が一貫して最も高い割合を占めており、少年の割合は、5割超で推移している。部品ねらいの検挙人員においても、緩やかに高年齢化が進んでおり、成人の各年齢層では、若年者の割合が低下傾向にあり、平成27年までの20年間で13.4pt 低下しているのに対し、高齢者の割合がわずかながら上昇しており、27年までの20年間で6.4pt 上昇している。

職業別構成比では、部品ねらいの検挙人員は、例年、「学生・生徒等」が最も高い割合を占めており、次いで「被雇用者・勤め人」の割合が高いが、平成27年では、両者の割合は同率であ

った。

#### (ウ) 自動販売機ねらい (1-1-2-7図⑦)

年齢層別構成比では、自動販売機ねらいの検挙人員は、少年が一貫して最も高い割合を占めている。もっとも、少年の検挙人員が平成15年(2,474人)と26年(915人)をピークに大きく増減しているため、少年の割合も大きく変動している。また、他の窃盗の手法と比べると、検挙人員の高年齢化は顕著ではなく、依然として、少年・若年者の割合が圧倒的に高い。

職業別構成比では、自動販売機ねらいの検挙人員は、「その他の無職者」が平成11年まで最も高い割合を占めていたが、12年以降は、「学生・生徒等」が最も高い割合を占めている<sup>(※18)</sup>。

#### (エ) ひったくり (1-1-2-7図⑧)

年齢層別構成比では、ひったくりの検挙人員は、少年が一貫して最も高い割合を占めているが、少年の割合は低下傾向にあり、平成27年までの20年間で35.3pt 低下している。これに対し、成人の各年齢層の割合は上昇傾向にあり、特に若年者の割合は、27年までの20年間で13.7pt 上昇している。

職業別構成比では、ひったくりの検挙人員は、「学生・生徒等」が平成10年まで最も高い割合を占めていたが、11年から26年までは「その他の無職者」が最も高い割合を占めており、無職者の割合は、10年以降、4割台で推移している。もっとも、「被雇用者・勤め人」の割合も、13年から上昇傾向にあり、27年では最も高い割合を占めている。

#### (オ) すり (1-1-2-7図⑨)

年齢層別構成比では、すりの検挙人員は、50～64歳の者の割合が平成22年まで最も高かったが、その割合は低下傾向にあるのに対し、若年者の割合が上昇しており、23年以降は、若年者が最も高い割合を占めている。

職業別構成比では、すりの検挙人員は、「その他の無職者」の占める割合が一貫して最も高く、無職者の割合は5割超で推移している。もっとも、「その他の無職者」の割合は、平成13年(54.9%)をピークとして低下傾向にあり、「被雇用者・勤め人」の割合が15年(20.2%)を底に上昇傾向にある。

#### (カ) 置引き (1-1-2-7図⑩)

年齢層別構成比では、置引きの検挙人員は、50～64歳の者の割合が2割台で推移しており、平成18年以降は、最も高い割合を占めている。少年の割合は、15年まで上昇傾向にあったが、

(※18) ただし、平成21年における自動販売機ねらいの検挙人員は、「学生・生徒等」と「その他の無職者」の検挙人員が同数であり、犯行時の職業別構成比も同率であった。

その後は低下しているのに対し、高齢者の割合が上昇傾向にあり、27年までの20年間で13.1pt 上昇している。

職業別構成比では、置引きの検挙人員は、平成13年から「被雇用者・勤め人」の割合が最も高く、その割合は16年から上昇傾向にある。

#### (キ) 万引き (1-1-2-7図⑪)

年齢層別構成比では、万引きの検挙人員は、男女共に、少年の割合が大きく低下しているのに対し、高齢者の割合が大きく上昇しており、他の窃盗の手口と比べて、高年齢化が顕著である。

男女別に年齢層別構成比を見ると、男性の検挙人員は、平成23年まで少年の割合が最も高かったが、その割合は、27年までの20年間で29.6pt も低下している。これに対し、高齢者の割合は、27年までの20年間で22.4pt 上昇しており、24年以降は、最も高い割合を占めている。

女性の検挙人員は、平成18年まで少年の割合が最も高かったが、その割合は、27年までの20年間で39.5pt も低下しており、同年には、他の年齢層と比べて、最も低い割合を記録するに至った。これに対し、高齢者の割合は、27年までの20年間で33.3pt も上昇しており、19年以降は最も高い割合を占めており、男性の検挙人員と比べても、検挙人員の高年齢化が進んでいる。

職業別構成比<sup>(\*19)</sup>では、万引きの検挙人員は、「学生・生徒等」が平成17年まで最も高い割合を占めていたが、その割合は9年(50.0%)をピークとして低下傾向にあり、27年はピーク時(9年)と比べて、36.3pt 低下している。これに対し、「年金等生活者」の占める割合が上昇傾向にあり、27年までの20年間で17.8pt 上昇している。また、万引きの検挙人員は、「主婦」の割合が、他の窃盗の手口よりも高い。

## 5 再犯者

窃盗の検挙人員のうち、再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。以下この節において同じ。）の人員及び再犯者率（検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。以下この節において同じ。）の推移（最近20年間）を見ると、1-1-2-8図のとおりである。

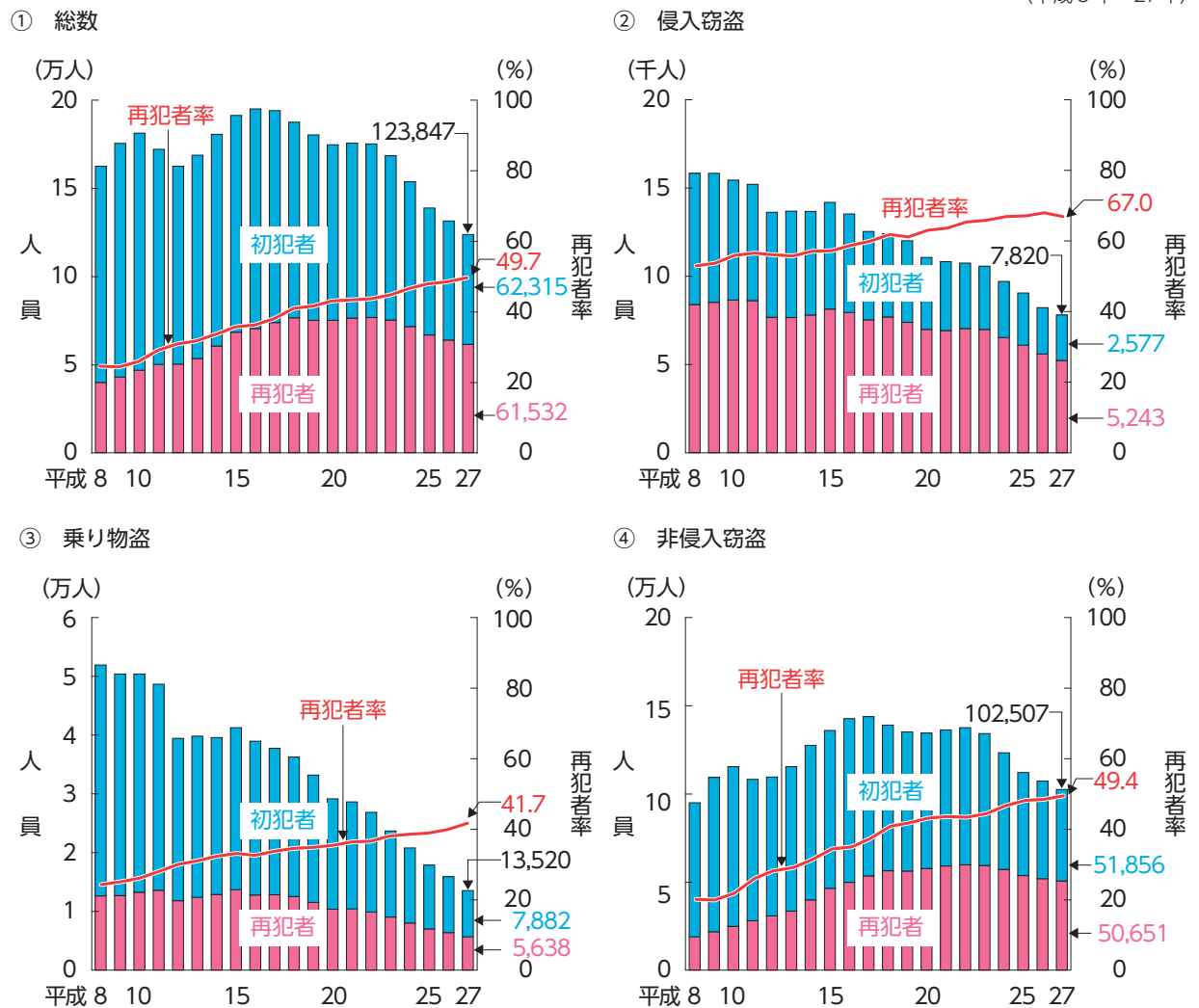
窃盗総数では、再犯者の人員は、平成18年まで増加し続けた後、おおむね横ばいで推移していたが、23年からは毎年減少している。これに対し、初犯者の人員は、17年から減少し続けて

(\*19) 警察庁の統計においては、犯行時の職業別検挙人員について男女別の区分がないため、本報告においても、男女総数での職業別構成比を示している。



おり、初犯者の人員が減少の幅が大きいこともあり、再犯者率は、10年から上昇し続けている。  
 侵入窃盗、乗り物盗及び非侵入窃盗においても、再犯者率は上昇傾向にある。

1-1-2-8図 窃盗の検挙人員 初犯者・再犯者の人員等の推移（総数・侵入窃盗・乗り物盗・非侵入窃盗別）  
 (平成8年～27年)

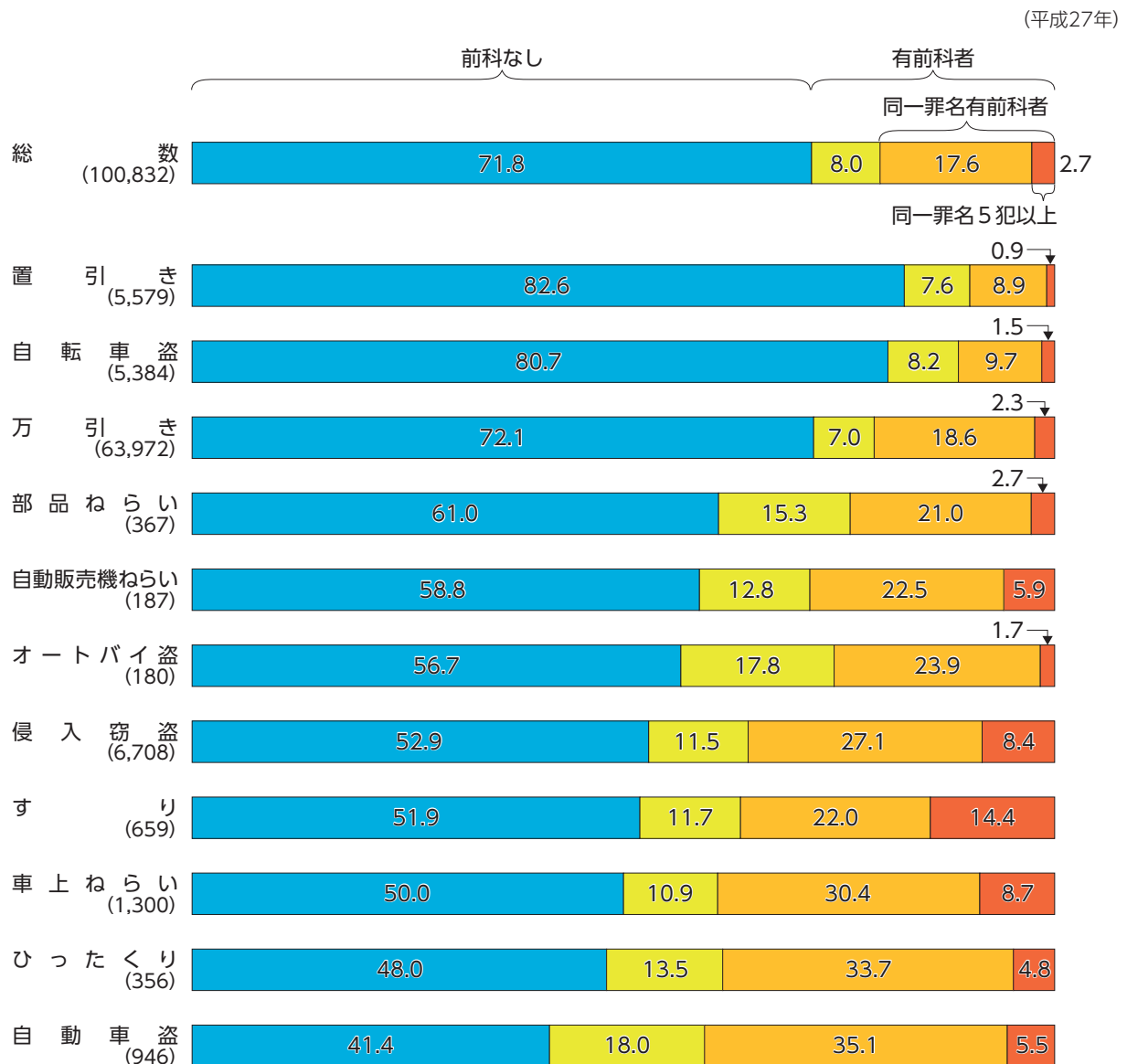


注 1 警察庁の統計による。  
 2 「再犯者」は、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。  
 3 「再犯者率」は、検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

平成27年における窃盗の成人検挙人員の前科の有無別構成比を主な手口別に見ると、**1-1-2-9図**のとおりである。

置引きや自転車盗では、前科なしが8割以上を占める一方で、自動車盗では、前科なしが約4割であり、手口によって幅がある。窃盗の前科を有する者の割合（同一罪名有前科者率）は、侵入窃盗やすりでは3割以上、車上ねらい、ひったくりや自動車盗では約4割に及んでいる。

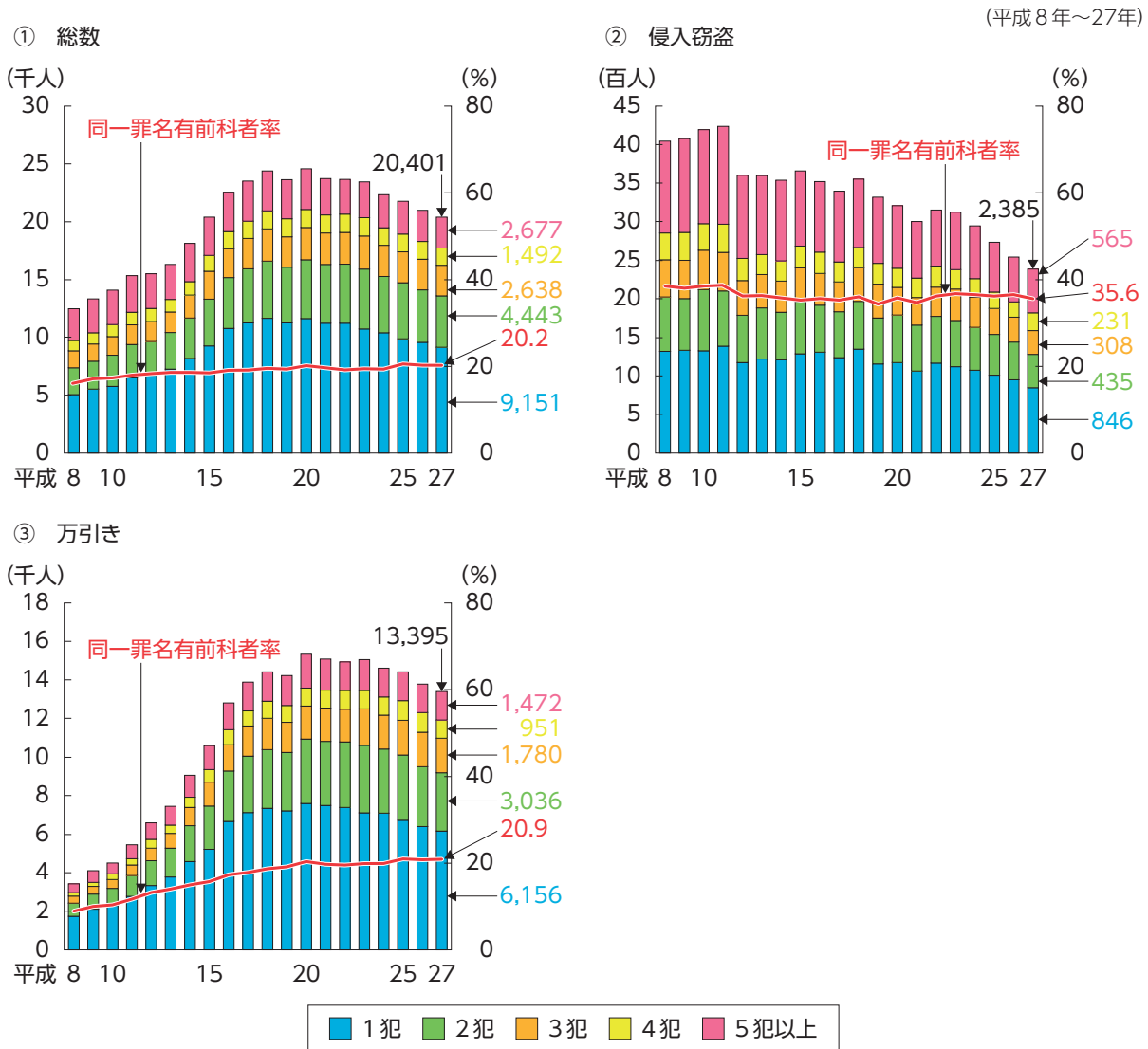
**1-1-2-9図** 窃盗の成人検挙人員 前科の有無別構成比（手口別）



注 1 警察庁の統計による。  
 2 検挙時の年齢が20歳以上の者に限る。  
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪による前科を有する者をいう。  
 4 「同一罪名有前科者」は、前に同一罪名（窃盗）の前科を有する者をいい、「同一罪名5犯以上」は、前に同一罪名（窃盗）の前科を5犯以上有する者をいう。  
 5 ( )内は、実人員である。

窃盗の成人検挙人員について、同一罪名有前科者（窃盗による前科を有する者）の人員及び同一罪名有前科者率の推移（最近20年間）を窃盗総数、侵入窃盗及び万引きの別で見ると、1-1-2-10図のとおりである。同一罪名有前科者率は、窃盗総数や侵入窃盗では、おおむね横ばいで推移しているのに対し、万引きでは、上昇傾向にある。

1-1-2-10図 窃盗の成人検挙人員 同一罪名有前科者の人員・同一罪名有前科者率の推移（総数・手口別）



注 1 警察庁の統計による。  
 2 検挙時の年齢が20歳以上の者に限る。  
 3 「同一罪名有前科者」は、同一罪名（窃盗）の前科を有する者をいう。  
 4 「同一罪名有前科者率」は、成人による窃盗の検挙人員に占める、同一罪名有前科者の人員の比率をいう。

## 第2章 窃盗事犯者の処遇

この章では、各種統計資料に基づき、窃盗事犯者の再犯防止策を考察する上で留意すべき点を中心に、処遇の各段階における窃盗事犯者の属性や特性について検討する。

### 第1節 検挙後の措置（微罪処分）<sup>(\*1)</sup>

警察等が検挙した事件は、その後、検察官に送致されるのが原則である。しかし、検察官があらかじめ指定した、犯情の特に軽微な窃盗や詐欺、横領等の事件については、司法警察員が、検察官に送致しない手続（微罪処分）を執る。平成27年の刑法犯の検挙人員のうち、微罪処分により処理された人員（微罪処分人員）は、7万1,496人であるが、そのうちの4万6,191人（64.6%）が窃盗の人員であった<sup>(\*2)</sup>。

窃盗の微罪処分人員と微罪処分率（検挙人員のうち、微罪処分により処理された人員の占める比率）の推移（最近20年間）について、主な手口別に見ると、1-2-1-1図のとおりである。

窃盗の微罪処分人員は、例年、万引きによるものが最も多い。平成27年の窃盗の微罪処分人員について、手口別の構成比を見ると、万引きの割合（71.0%）が最も高く、次いで、自転車盗（7.3%）、置引き（5.0%）の順であり、これら三つの手口で、窃盗の微罪処分人員の約8割を占めている。

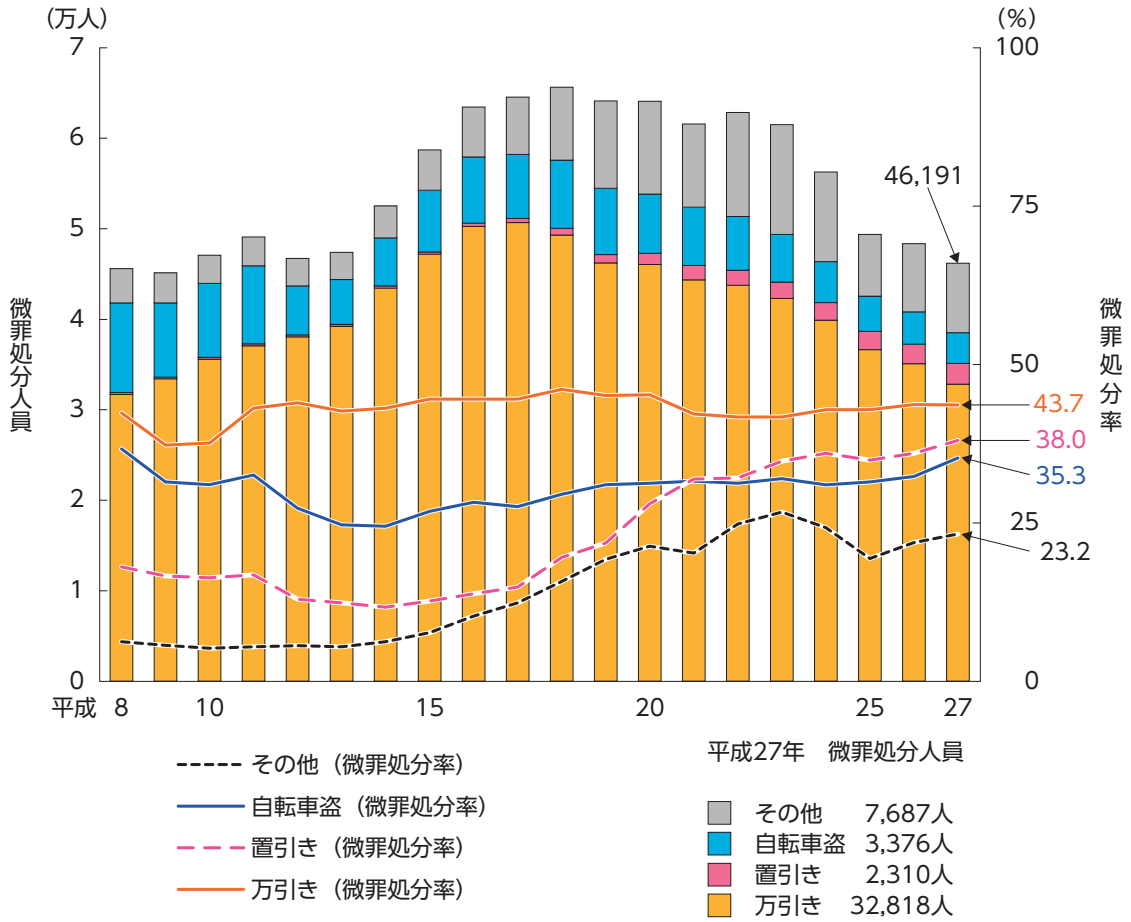
窃盗の微罪処分率は、平成15年からは3割台（27年は37.3%）で推移している。微罪処分率を主な手口別に見ると、万引きは、他の窃盗の手口と比べて、微罪処分率が最も高く、11年からは4割台で推移している。自転車盗と置引きの微罪処分率は、いずれも14年（各24.4%、11.7%）を底に上昇傾向にあり、特に置引きは、27年には14年と比べて26.3pt上昇している。

(\*1) 本節において掲載している統計数値は、いずれも警察庁の統計による。

(\*2) 平成27年の刑法犯の微罪処分人員のうち、窃盗以外の罪名では、暴行（1万2,162人）、遺失物等横領（1万1,134人）、詐欺（1,421人）、盗品譲受け等（420人）の順に多かった。また、同年の微罪処分率は、遺失物等横領（49.1%）が最も高く、次いで、暴行（47.7%）、盗品譲受け等（30.8%）の順であった。

1-2-1-1図 窃盗の微罪処分人員・微罪処分率の推移（主な手口別）

(平成8年～27年)



注 1 警察庁の統計による。  
 2 「微罪処分率」は、検挙人員のうち、微罪処分により処理された人員の占める比率をいう。  
 3 「その他」は、窃盗の微罪処分人員から自転車盗、置引き及び万引きの微罪処分人員を除いたものである。

## 第2節 検察<sup>(\*3)</sup>

### 1 検察庁新規受理人員

窃盗は、例年、検察庁新規受理人員において、過失運転致死傷等及び道交違反を除き、最も高い割合を占めている<sup>(\*4)</sup>。窃盗の検察庁新規受理人員は、平成7年(12万6,555人)を底に、18年(18万9,893人)まで増加傾向にあったが、同年をピークとして、その後は毎年減少しており、27年(10万8,105人)は、ピーク時(18年)の6割弱にまで減少(43.1%減)した<sup>(\*5)</sup>。

### 2 起訴猶予人員・起訴猶予率

窃盗の起訴猶予人員及び起訴猶予率<sup>(\*6)</sup>の推移(最近20年間)を男女別・年齢層別に見ると、1-2-2-1図のとおりである。

#### (1) 起訴猶予人員の推移

窃盗の起訴猶予人員は、総数では、平成8年(1万6,864人)を底に、17年(3万6,277人)まで大きく増加した後、18年から若干減少したものの、20年から再び増加し、22年以降は、おおむね横ばいで推移している。年齢層別に見ると、高齢者の起訴猶予人員が、男女共に大きく増加しており、27年までの20年間で、約13.8倍(男性では約13.1倍、女性では約15.2倍)に増加している。

---

(\*3) 本節において掲載している統計数値は、いずれも検察統計年報による。

(\*4) 平成27年の検察庁新規受理人員の罪種別構成比では、窃盗は9.1%であるが、過失運転致死傷等と道交違反を除くと、32.3%であり、他の罪名と比べて、最も高い割合を占めている。

(\*5) 検察庁新規受理人員の推移の詳細については、平成28年版犯罪白書 CD-ROM 資料2-1参照。

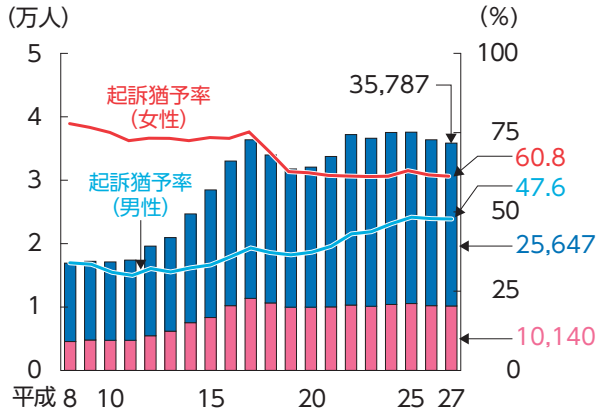
(\*6) 「起訴猶予率」とは、起訴人員と起訴猶予人員の合計人員のうち、起訴猶予人員の占める比率をいう。

1-2-2-1図

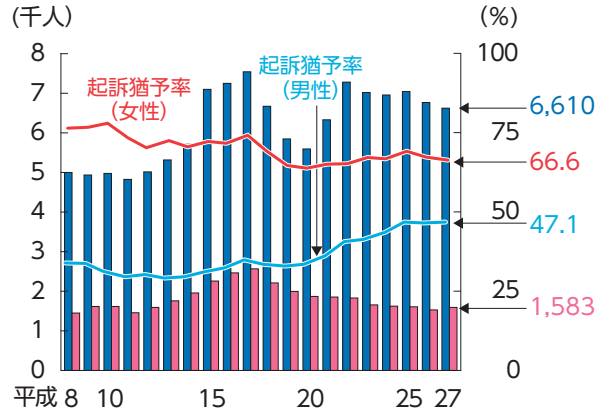
窃盗の起訴猶予人員・起訴猶予率の推移 (男女別・年齢層別)

(平成8年～27年)

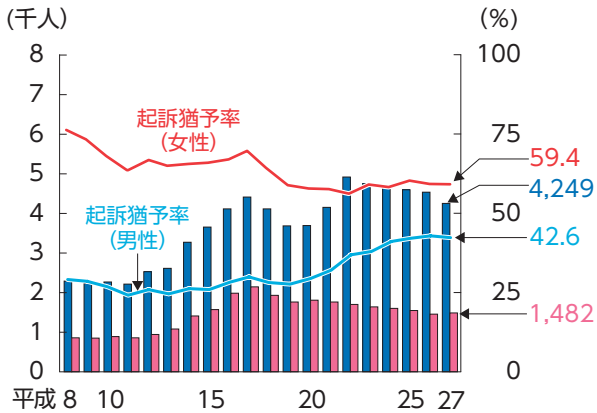
① 総数



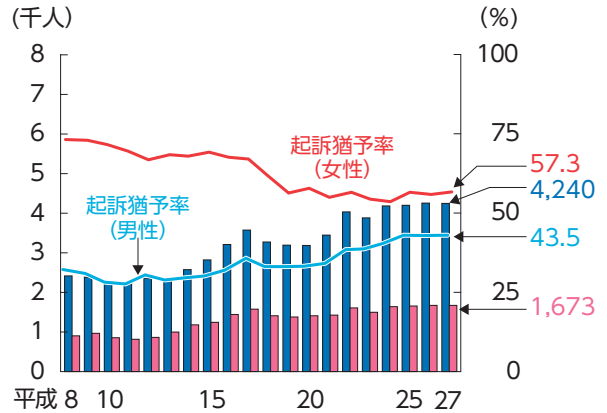
② 若年者 (29歳以下)



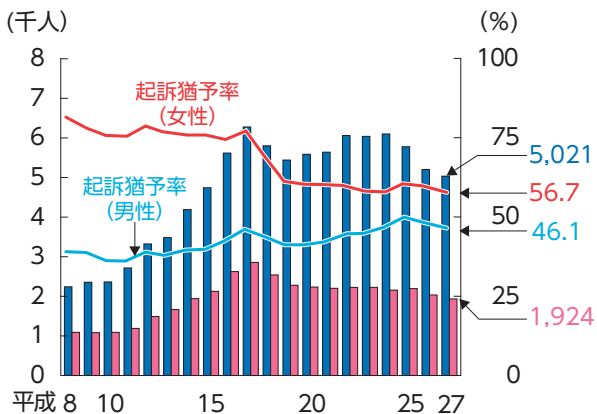
③ 30歳代



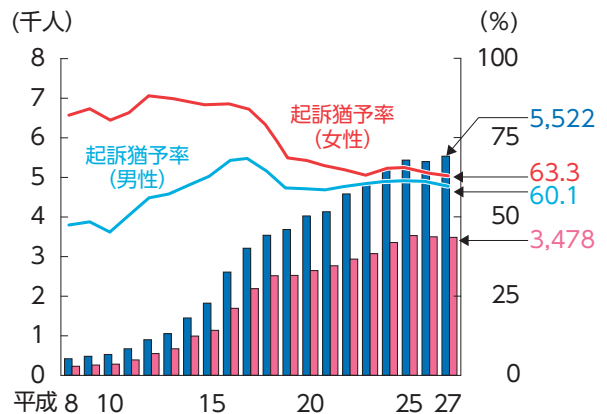
④ 40歳代



⑤ 50～64歳



⑥ 高齢者 (65歳以上)



■ 男性 ■ 女性

注 1 検察統計年報による。  
 2 犯行時の年齢による。  
 3 「起訴猶予率」は、起訴人員と起訴猶予人員の合計人員のうち、起訴猶予人員の占める比率をいう。  
 4 ①は、年齢不詳の者を含む。  
 5 ②において「29歳以下」は、犯行時20歳未満の者を含む。

## (2) 起訴猶予率の推移

窃盗の起訴猶予率は、総数では、男性が平成20年から上昇傾向にあるのに対し、女性は、17年までは7割台で、18年からは6割台で推移しており、男性に比べると、依然として女性の起訴猶予率が高い。もっとも、高齢者では、起訴猶予率の男女差は縮小しつつある。

高齢者は、他の年齢層に比べると、起訴猶予率が高く、男性において、その傾向が顕著である。

女性では、平成21年まで高齢者の起訴猶予率が最も高かったが、22年以降は、若年者<sup>(\*7)</sup>の起訴猶予率が最も高く、次いで、高齢者の起訴猶予率の順で推移している。

窃盗罪に罰金刑が導入された平成18年前後に着目して起訴猶予率の推移を見ると、総数では、女性の起訴猶予率が、17年(74.7%)と比べて、19年(62.2%)には12.5pt低下しているのに対し、男性の起訴猶予率は、女性に比べると、大きな変化は認められない。もっとも、男性高齢者の起訴猶予率は、17年(68.9%)と比べて、19年(59.1%)には9.8pt低下しており、他の年齢層の男性と比べると、低下の幅が大きい。

## (3) 起訴猶予人員の年齢層別構成比の推移

窃盗の起訴猶予人員について、犯行時の年齢層別構成比の推移(最近20年間)を男女別に見ると、1-2-2-2図のとおりである。

男女共に、高年齢化の傾向にあるが、男性の起訴猶予人員は、依然として若年者の割合が最も高い。女性の起訴猶予人員は、平成17年までは若年者の割合が最も高かったが、18年以降は、高齢者の割合が最も高く、男性と比べても、高年齢化が顕著である。

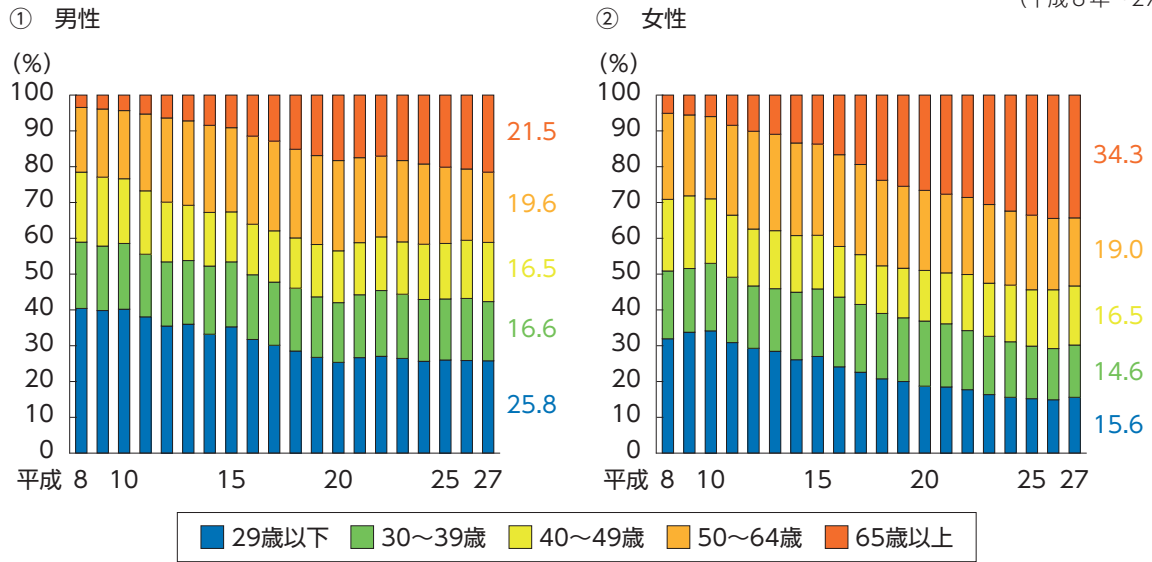
---

(\*7) 本節において「若年者」とは、起訴・不起訴人員のうち、犯行時29歳以下であった者をいい、犯行時20歳未満の者を含む。



1-2-2-2図 窃盗の起訴猶予人員 年齢層別構成比の推移 (男女別)

(平成8年～27年)



- 注 1 検察統計年報による。  
 2 犯行時の年齢による。  
 3 年齢不詳の者を除く。  
 4 「29歳以下」は、犯行時20歳未満の者を含む。

### 3 起訴人員・起訴率

#### (1) 総数

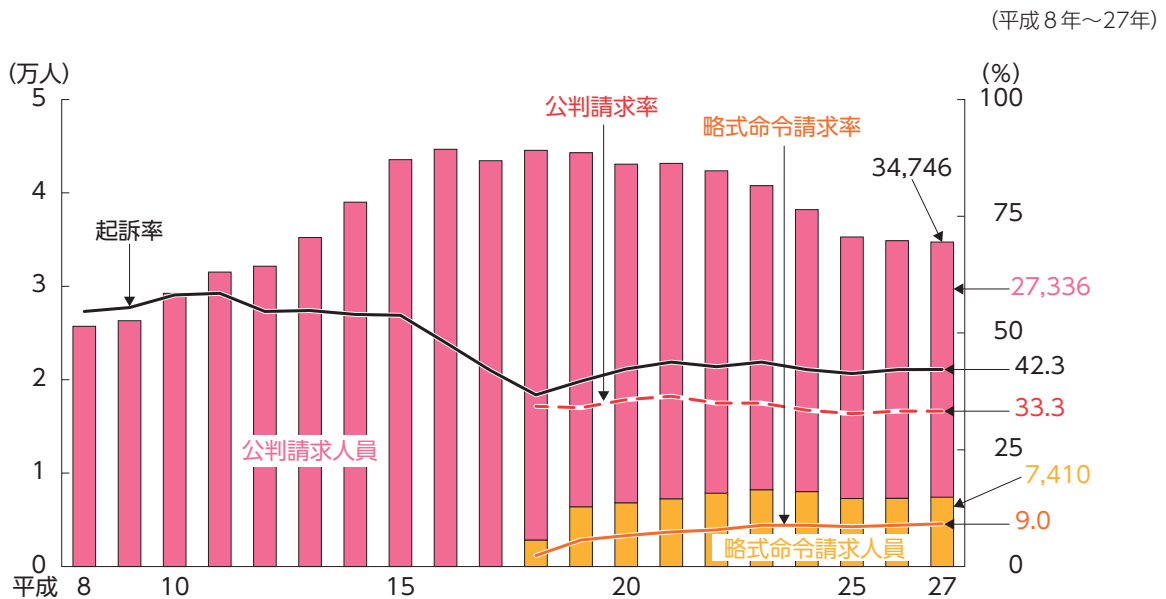
窃盗の起訴人員について、公判請求・略式命令請求別の人員及び起訴率<sup>(※8)</sup>等の推移(最近20年間)を見ると、1-2-2-3図のとおりである。

窃盗の起訴人員は、平成8年(2万5,718人)を底に、16年(4万4,668人)まで大きく増加した後、おおむね横ばい(毎年4万人超)で推移していたが、22年からは毎年減少している。窃盗の略式命令請求人員は、18年に窃盗罪に罰金刑が導入された後、23年(8,221人)まで毎年増加していたが、25年からは毎年7千人台で推移している。

窃盗の起訴率は、平成15年までは5割台で推移していたが、16年から大きく低下し、罰金刑が導入された18年(36.6%)を底に緩やかに上昇し、20年からは4割台で推移している。窃盗の略式命令請求率<sup>(※9)</sup>は、24年(8.9%)まで毎年上昇していたが、その後は横ばいで推移している。

1-2-2-3図

窃盗の起訴人員・起訴率等の推移(公判請求・略式命令請求別)



- 注 1 検察統計年報による。  
 2 「起訴率」は、起訴人員と不起訴人員の合計人員のうち、起訴人員の占める比率をいう。  
 3 「公判請求率」は、起訴人員と不起訴人員の合計人員のうち、公判請求人員の占める比率をいう。  
 4 「略式命令請求率」は、起訴人員と不起訴人員の合計人員のうち、略式命令請求人員の占める比率をいう。  
 5 「公判請求率」、「略式命令請求人員」及び「略式命令請求率」は、窃盗罪に罰金刑が導入された平成18年以降の数値を示した。

(※8) 「起訴率」とは、起訴人員と不起訴人員(起訴猶予処分のほか、嫌疑不十分等の理由により不起訴処分を受けた者を含む。)の合計人員のうち、起訴人員の占める比率をいう。

(※9) 「略式命令請求率」とは、起訴人員と不起訴人員の合計人員のうち、略式命令請求人員の占める比率をいう。

## (2) 属性別

### ア 男女別

窃盗の男女別起訴人員と起訴率等の推移（最近20年間）を見ると、1-2-2-4図①のとおりである。

男性の起訴人員は、平成16年（4万863人）までは増加し続けていたが、その後は減少傾向にある。他方、女性の起訴人員は、22年（6,632人）まで増加し続け、その後も毎年6千人超で推移しており、27年までの20年間で約4.9倍に増加している。窃盗の起訴人員の女性比も、上昇傾向にあり、27年までの20年間で13.7pt 上昇している。

窃盗の起訴率は、依然として男性の方が高いが、女性の起訴率は、罰金刑導入前の平成17年（24.9%）と比べて、19年（37.2%）には12.2pt 上昇し、その後はおおむね横ばいで推移している。

### イ 年齢層別

窃盗の男女別起訴人員について、犯行時の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を見ると、1-2-2-4図②のとおりである。

男女共に、高年齢化の傾向にあるが、男性の起訴人員は、依然として若年者の割合が最も高い。女性の起訴人員は、平成16年までは若年者の割合が最も高かったが、18年から21年までは50～64歳の者の割合が最も高く、22年以降は、高齢者が最も高い割合を占めており、男性と比べても、高年齢化が顕著である。

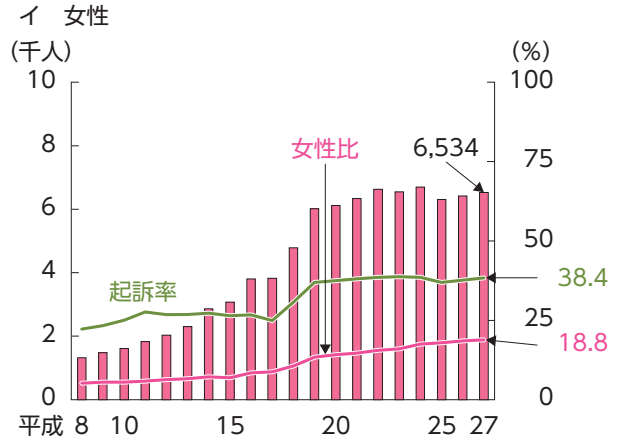
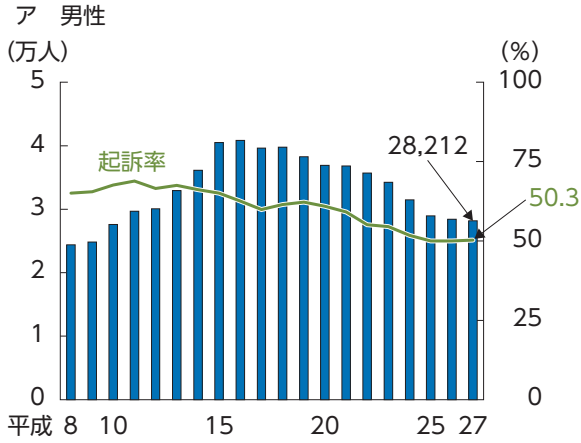
窃盗の高齢者の起訴人員は、平成27年（5,676人）までの20年間で約11.1倍に増加している。特に女性高齢者の起訴人員の増加が顕著であり、罰金刑導入前の17年（404人）と比べて、19年（1,143人）には約2.8倍に増加し、27年（2,014人）までの20年間で約41.1倍に増加している。高齢者の起訴人員は、女性比も上昇しており、27年は35.5%であり、同年までの20年間で25.9pt 上昇している。

1-2-2-4図

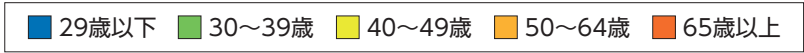
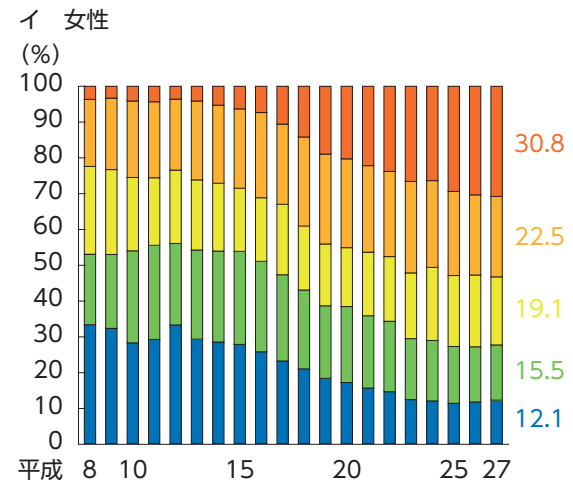
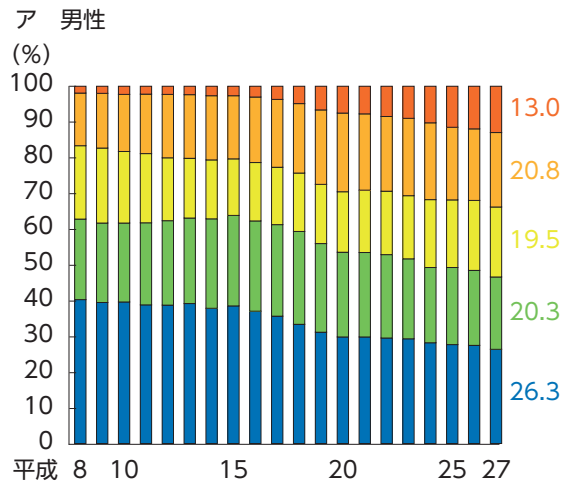
窃盗の男女別起訴人員・起訴率・年齢層別構成比等の推移

(平成8年～27年)

① 窃盗の男女別起訴人員・起訴率・女性比の推移



② 窃盗の男女別起訴人員の年齢層別構成比の推移



注 1 検察統計年報による。  
 2 ①は、年齢不詳の者を含む。  
 3 ①において「起訴率」は、起訴人員と不起訴人員の合計人員のうち、起訴人員の占める比率をいう。  
 4 ②は、犯行時の年齢による。  
 5 ②において「29歳以下」は、犯行時20歳未満の者を含む。

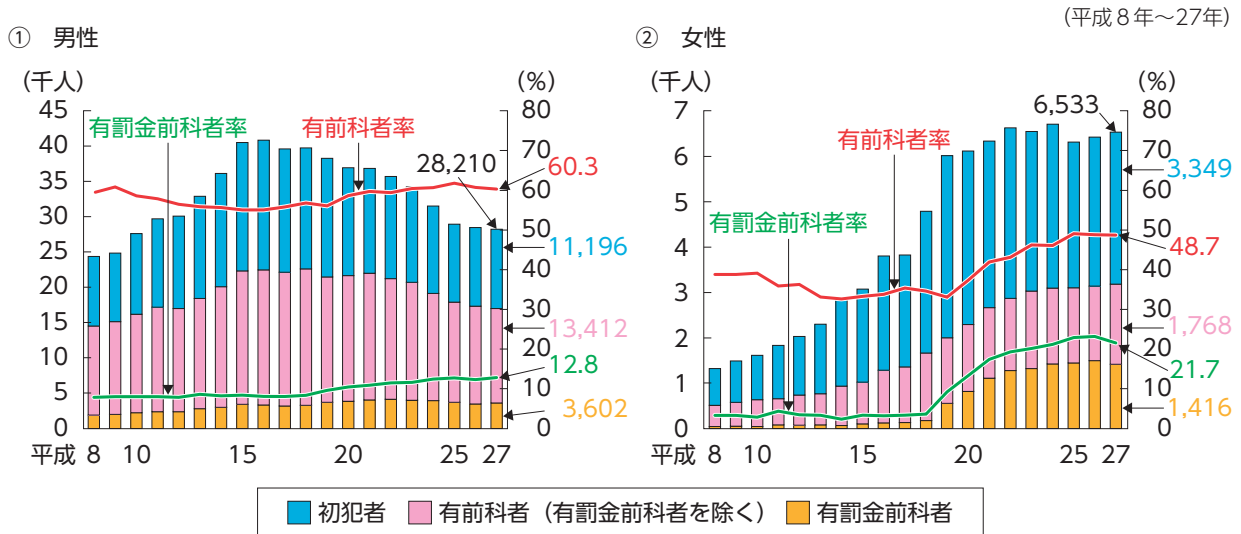
### (3) 初犯者・有前科者別

窃盗の起訴人員について、初犯者・有前科者（前に罰金以上の刑に処せられたことの有無による。）の人員と有前科者率<sup>(\*)10)</sup>等の推移（最近20年間）を男女別に見ると、1-2-2-5図のとおりである。

男性の起訴人員は、女性の起訴人員と比べると、有前科者率が高く、平成23年以降は6割台で推移している。

女性の起訴人員は、依然として初犯者の割合が高いものの、平成20年からは、有前科者率が上昇傾向にある。特に、女性の起訴人員は、有罰金前科者率<sup>(\*)11)</sup>が大きく上昇しており、27年は、罰金刑導入前の17年（3.4%）と比べて、18.3pt 上昇している。

1-2-2-5図 窃盗の起訴人員 初犯者・有前科者の人員・有前科者率等の推移（男女別）



- 注 1 検察統計年報による。  
 2 前科の有無が不詳の者を除く。  
 3 「初犯者」及び「有前科者」は、前に罰金以上の刑に処せられたことの有無による。  
 4 「有罰金前科者」は、有前科者のうち、前科が罰金のみである者をいう。  
 5 「有前科者率」は、起訴人員のうち、有前科者の人員の占める比率をいう。  
 6 「有罰金前科者率」は、起訴人員のうち、有罰金前科者の人員の占める比率をいう。

(\*)10) 本節において「有前科者率」とは、起訴人員のうち、有前科者（前に罰金以上の刑に処せられたことがある者）の人員の占める比率をいう。

(\*)11) 本節において「有罰金前科者率」とは、起訴人員のうち、有罰金前科者（有前科者のうち、前科が罰金のみである者）の人員の占める比率をいう。

## 第3節 裁判<sup>(\*)12)</sup>

### 1 通常第一審の終局処理人員

窃盗は、例年、通常第一審<sup>(\*)13)</sup>の終局処理人員において、最も高い割合を占めている。平成27年における通常第一審の終局処理人員は5万9,728人であるが、そのうち、窃盗は1万6,778人(28.1%)であった<sup>(\*)14)</sup>。

### 2 科刑状況

#### (1) 懲役刑

窃盗による懲役刑の科刑状況について見ると、平成27年の通常第一審における懲役刑言渡人員は、1万5,975人であり、刑期別構成比では、1年以上2年未満が過半数(55.6%)を占め、次いで割合が高かったのは、2年以上3年以下(24.1%)、1年未満(15.9%)、3年超(4.5%)の順であった<sup>(\*)15)</sup>。

平成27年の通常第一審における執行猶予率<sup>(\*)16)</sup>は、窃盗では53.1%であり、総数から窃盗を除いた場合の執行猶予率(63.9%)よりも低かった。他方、同年の通常第一審における執行猶予者の保護観察率は、窃盗では14.5%であり、総数から窃盗を除いた場合の執行猶予者の保護観察率(8.3%)よりも高かった<sup>(\*)17)</sup>。

#### (2) 罰金刑

窃盗による罰金刑の科刑状況について見ると、平成27年の第一審における罰金刑言渡人員は、7,506人(通常第一審741人、略式手続<sup>(\*)18)</sup>6,765人)であり、罰金額別構成比では、通常第一審・略式手続共に、20万円以上30万円未満の割合(通常第一審59.8%、略式手続49.1%)が最も高かった<sup>(\*)19)</sup>。

(\*)12) 本節において掲載している統計数値は、特に断らない限り、司法統計年報による。

(\*)13) 「通常第一審」とは、地方裁判所及び簡易裁判所において行われる通常の公判手続をいう。

(\*)14) 平成28年版犯罪白書2-3-2-1表参照。

(\*)15) 平成28年版犯罪白書2-3-2-3表参照。

(\*)16) 「執行猶予率」とは、有期懲役・禁錮の人員のうち、執行猶予人員の占める比率をいう。

(\*)17) 平成28年版犯罪白書2-3-2-1表参照。なお、裁判確定人員における執行猶予者の保護観察率については、本報告1-2-5-7図参照。

(\*)18) 「略式手続」とは、簡易裁判所において、書面審理に基づき、100万円以下の罰金又は料金の裁判を行う手続をいう。

(\*)19) 平成28年版犯罪白書2-3-2-4表参照。

## 第4節 矯正<sup>(\*20)</sup>

### 1 窃盗の入所受刑者

窃盗は、例年、入所受刑者の罪名別構成比において、最も高い割合を占めている。窃盗の入所受刑者の人員は、平成18年(9,948人)まで増加し続けた後、同年をピークとして減少傾向(27年は7,133人)にあるが、入所受刑者総数に占める窃盗の割合は、18年以降、3割台(27年は33.1%)で推移している<sup>(\*21)</sup>。

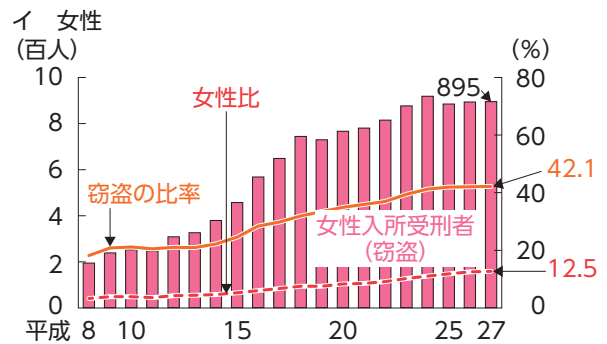
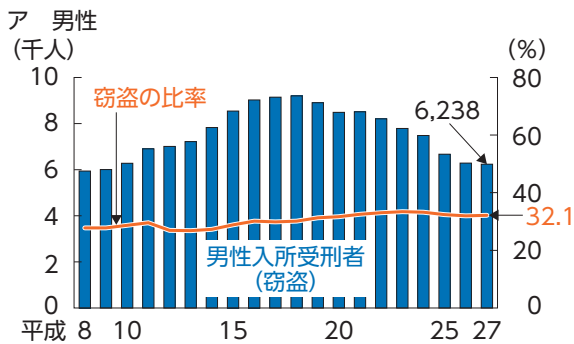
#### (1) 属性別の推移

窃盗の入所受刑者について、男女別・年齢層別の人員等の推移(最近20年間)を見ると、1-2-4-1図のとおりである。

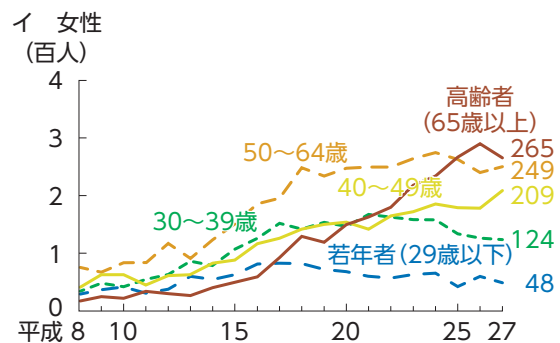
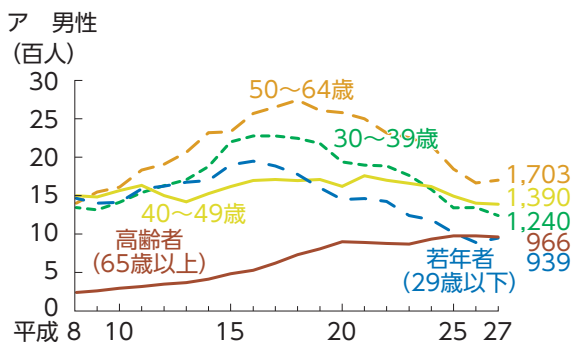
1-2-4-1図 窃盗の入所受刑者 男女別・年齢層別の人員等の推移

(平成8年～27年)

#### ① 入所受刑者の男女別人員・窃盗の比率・女性比の推移



#### ② 入所受刑者の年齢層別人員の推移(男女別)



注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 ②は、入所時の年齢による。ただし、不定期刑の受刑者については、判決時の年齢による。

(\*20) 本節において掲載している統計数値は、特に断らない限り、矯正統計年報による。

(\*21) 入所受刑者の罪名別人員の詳細については、平成28年版犯罪白書 CD-ROM 資料2-6参照。

## ア 男女別総数 (1-2-4-1図①)

窃盗の男性入所受刑者は、平成18年(9,204人)まで増加し続けていたが、同年をピークとして、その後は減少傾向にある。

他方、窃盗の女性入所受刑者は、同年以降も増加傾向にあり、平成27年までの20年間で約4.6倍に増加し、窃盗の入所受刑者における女性比も、27年までの20年間で9.4pt上昇している。

入所受刑者総数に占める窃盗の比率は、男性では、おおむね3割前後で推移しているのに対し、女性では、上昇傾向にあり、平成23年までは覚せい剤取締法違反の比率が最も高かったが、24年以降は窃盗の比率が最も高い<sup>(\*)22)</sup>。

## イ 男女別・年齢層別 (1-2-4-1図②)

窃盗の入所受刑者は、男女共に、高齢者が増加傾向にあり、総数では、平成27年(1,231人)までの20年間で約4.8倍に増加している。高齢者は、入所受刑者に占める窃盗の比率も高く、27年は53.2%(男性48.4%、女性83.1%)であった<sup>(\*)23)</sup>。

### (ア) 男性

窃盗の男性入所受刑者の人員は、若年者<sup>(\*)24)</sup>と30歳代の各年齢層では平成16年(若年者1,949人、30歳代2,280人)を、50~64歳では18年(2,746人)を、それぞれピークとして減少傾向にある。

他方、高齢者は、平成20年まで増加し続けた後、その後も緩やかな増加傾向にあり、27年までの20年間で約4倍に増加している。また、40歳代は、増減を繰り返しているものの、他の年齢層の男性と比べると、増減の幅が大きくはない。

年齢層別構成比では、窃盗の男性入所受刑者は、平成9年以降、50~64歳が最も高い割合を占めている。

### (イ) 女性

窃盗の女性入所受刑者の人員は、男性より少ないものの、40歳以上の各年齢層が、いずれも増加傾向にある。特に、高齢者の増加が顕著であり、平成27年は、前年(291人)から減少したものの、20年間で約15.6倍に増加している。

(\*)22) 女性入所受刑者の罪名別人員の推移については、平成28年版犯罪白書4-6-2-4図参照。

(\*)23) 高齢者の入所受刑者の罪名別構成比については、平成28年版犯罪白書4-7-2-3図参照。

(\*)24) 本節において「若年者」とは、入所時の年齢(不定期刑の受刑者については、判決時の年齢)が29歳以下の者をいう。



他方、40歳未満の各年齢層は、若年者では平成17年（82人）を、30歳代では21年（168人）を、それぞれピークとして減少傾向にある。

年齢層別構成比では、窃盗の女性入所受刑者は、平成24年まで50～64歳の年齢層が最も高い割合を占めていたが、25年以降は、高齢者が最も高い割合を占めている。

なお、女性は、入所受刑者総数に占める窃盗の割合（平成27年は42.1%）が、男性（同32.1%）よりも高く、特に女性高齢者（同83.1%）において、その傾向が顕著である<sup>(\*25)</sup>。

## （2）犯行時の生活環境

### ア 婚姻状況

窃盗の入所受刑者（平成23年から27年までの累計）について、犯行時における婚姻状況別構成比を男女別・年齢層別に見ると、1-2-4-2図のとおりである。

男女共に、年齢層が高くなるにつれて、既婚者の割合が高くなっているが、いずれの年齢層においても、女性は、男性と比べて、既婚者の割合が高く、男性は、高齢者においても未婚者が約3割を占めている<sup>(\*26)</sup>。

男性は、いずれの年齢層においても、現に配偶者を有していた者の割合が1割台にとどまっておき、未婚者や配偶者と離別・死別していた者の割合が8割を超えている。男性の入所受刑者は、年齢層が高くなるにつれて、配偶者と離別していた者の割合が高くなっており、50歳以上の各年齢層においては、配偶者と離別していた者の割合が最も高い。

女性は、若年者を除き、いずれの年齢層においても、現に配偶者を有していた者の割合が3割を超えている。女性は、年齢層が高くなるにつれて、配偶者と離別・死別していた者の割合が高くなっており、40歳代と50～64歳の各年齢層では、配偶者と離別していた者の割合が4割を超えている。また、配偶者と死別していた者の割合は、女性高齢者では3割を超えており、他の年齢層の女性や男性高齢者と比べても、その割合が顕著に高い。

---

(\*25) 入所受刑者の罪名別構成比（男女別）については、平成28年版犯罪白書2-4-1-6図参照。また、高齢者の入所受刑者の罪名別構成比（男女別）については同白書4-7-2-3図を、女性高齢者の入所受刑者の罪名別人員の推移については同白書4-6-2-6図をそれぞれ参照。

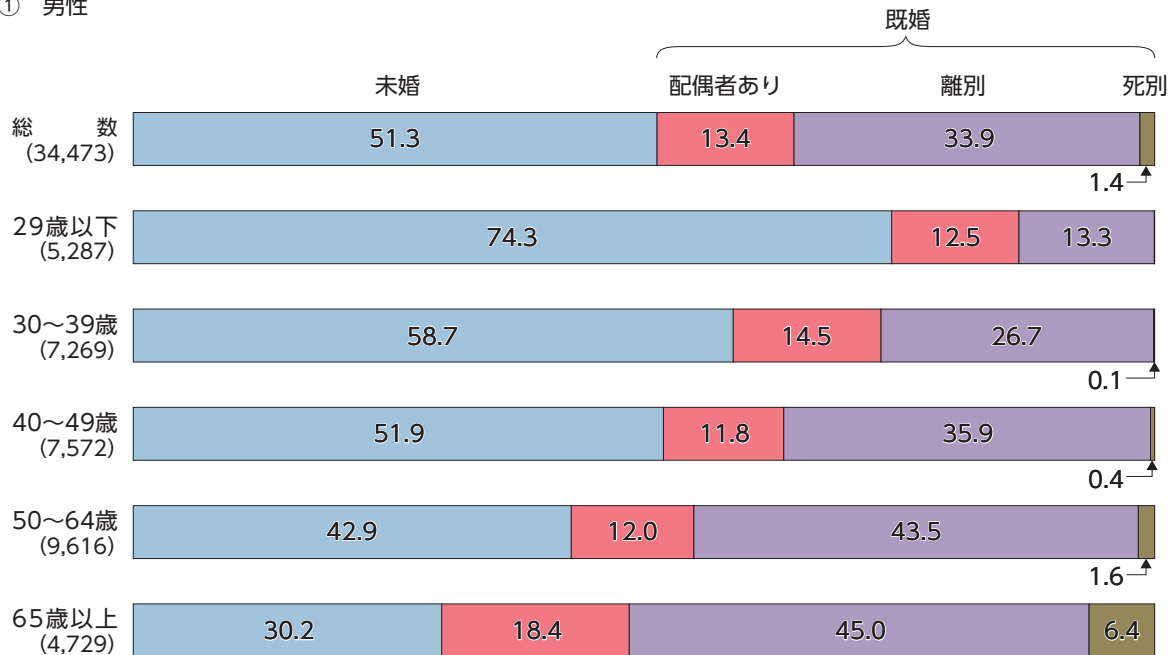
(\*26) 平成27年における一般成人のうち、既婚者の割合は、男性が73.2%、女性が81.8%であり、現に配偶者を有している者の割合は、男性が65.8%、女性が60.3%であった。また、65歳以上の一般高齢者のうち、既婚者の割合は、男性が95.8%、女性が96.6%であり、現に配偶者を有している者の割合は、男性が80.9%、女性が52.0%であった（総務省統計局の労働力調査による。）。

1-2-4-2図

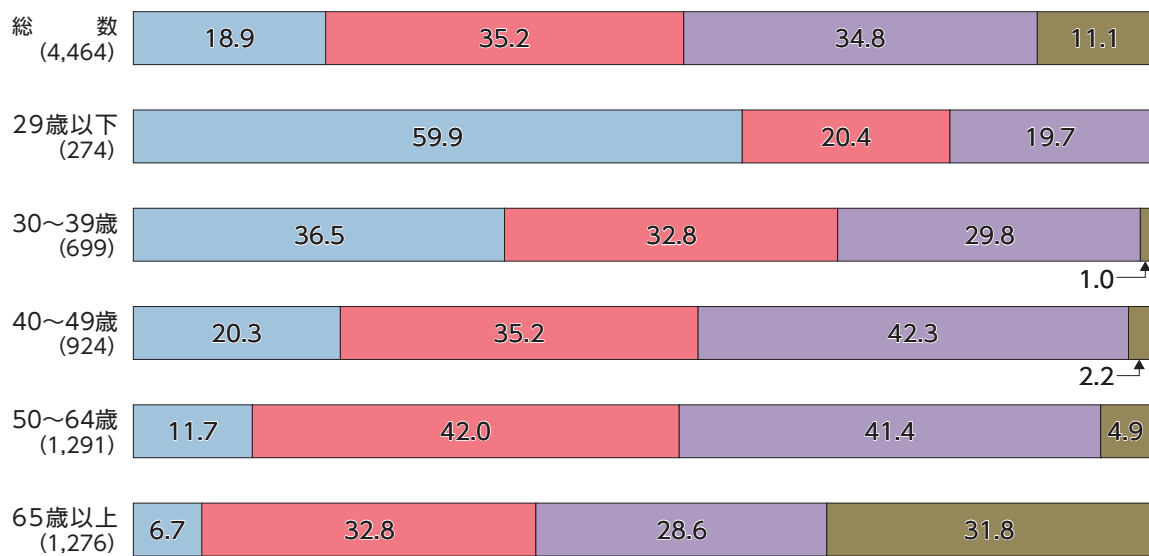
窃盗の入所受刑者 犯行時の婚姻状況別構成比（男女別・年齢層別）

（平成23年～27年の累計）

① 男性



② 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 犯行時の婚姻状況による。ただし、婚姻状況が不詳の者を除く。  
 3 「配偶者あり」は、犯行時において、現に配偶者を有していた者をいう。  
 4 内縁関係を含む。  
 5 各年齢層の人員は、入所時の年齢による。ただし、不定期刑の受刑者については、判決時の年齢による。  
 6 ( )内は、実人員である。

## イ 居住状況・就労状況

窃盗の入所受刑者（平成23年から27年までの累計）について、犯行時における居住状況別・就労状況別構成比を入所度数別に見ると、**1-2-4-3図**のとおりである。

犯行時の居住状況別構成比においては、入所度数が多くなるにつれて、犯行時に住居不定であった者の割合が高くなっている。

犯行時の就労状況別構成比においても、入所度数が多くなるにつれて、犯行時に無職であった者の割合が高くなっている。

なお、未婚者や配偶者と離別・死別していた高齢者（平成23年から27年までの累計）について、犯行時における居住状況<sup>(\*27)</sup>を見ると、男性高齢者では、3,854人（未婚1,426人，離別2,125人，死別303人）のうち、犯行時に住居不定であった者は1,472人（未婚664人，離別750人，死別58人）であり、住居不定の者の割合は38.2%（未婚46.6%，離別35.3%，死別19.1%）であった。他方、女性高齢者では、852人（未婚86人，離別364人，死別402人）のうち、犯行時に住居不定であった者は31人（未婚7人，離別13人，死別11人）であり、住居不定の者の割合は3.6%（未婚8.1%，離別3.6%，死別2.7%）にとどまっていた<sup>(\*28)</sup>。

---

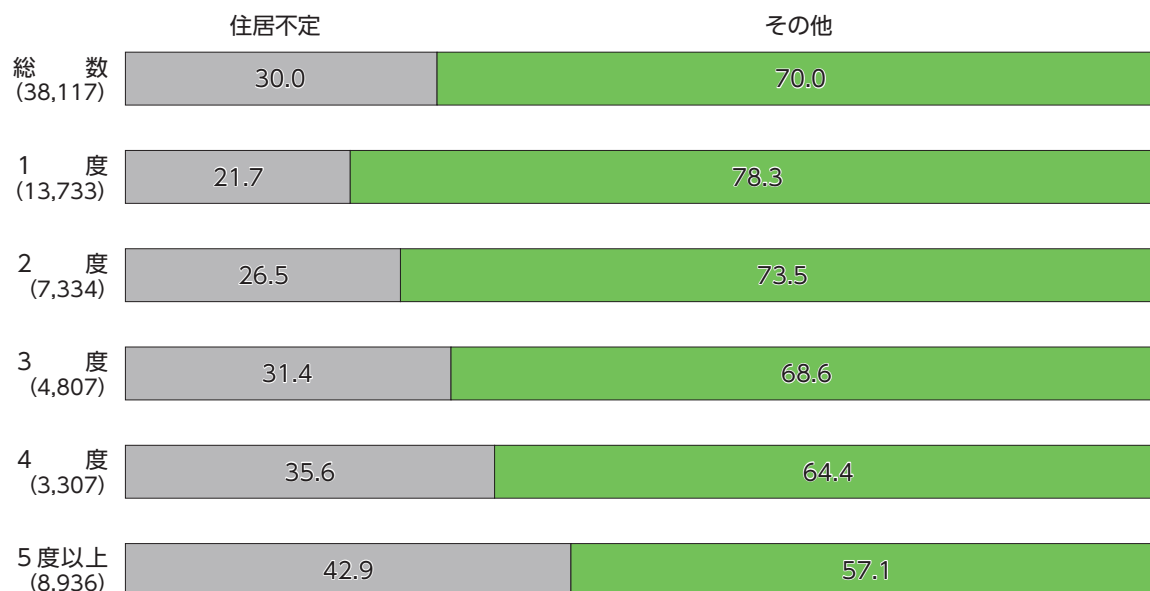
(\*27) 来日外国人及び婚姻状況又は居住状況が不詳の者を除く。

(\*28) 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

1-2-4-3図 窃盗の入所受刑者 犯行時の居住状況別・就労状況別構成比（入所度数別）

（平成23～27年の累計）

① 犯行時の居住状況別構成比



② 犯行時の就労状況別構成比



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 ①は、犯行時の居住状況による。ただし、来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。  
 3 ②は、犯行時の就労状況による。ただし、学生・生徒、家事従事者、定収入のある無職者及び就労状況が不詳の者を除く。  
 4 ( )内は、実人員である。

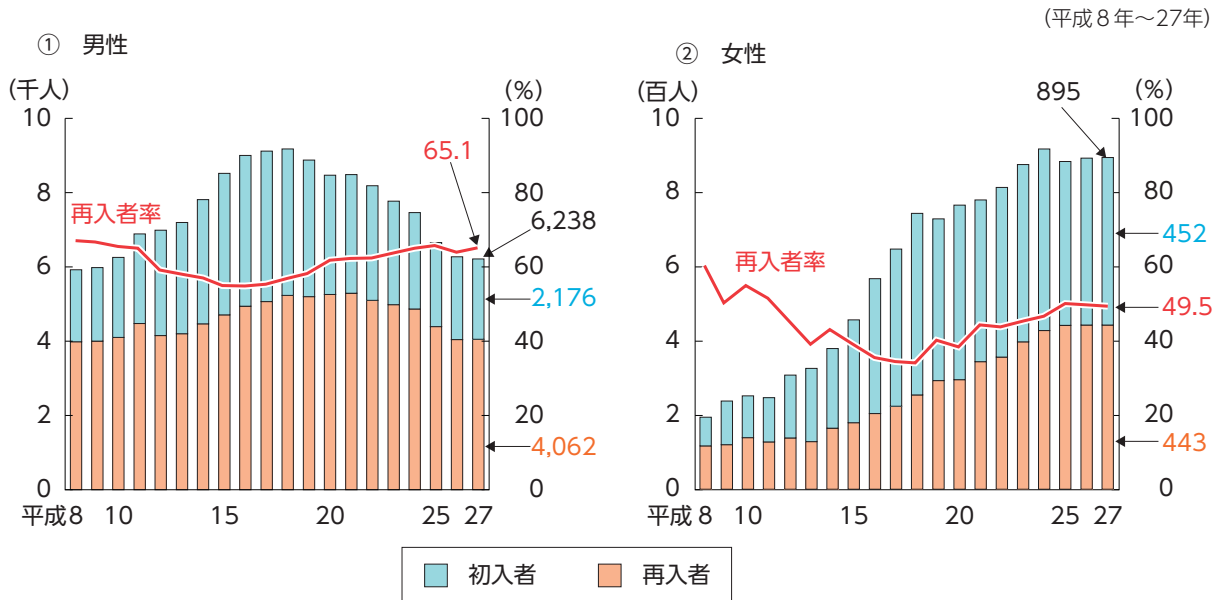
## 2 窃盗の初入者と再入者

### (1) 初入者・再入者の人員と再入者率の推移

窃盗の初入者と再入者<sup>(\*29)</sup>の各人員と再入者率<sup>(\*30)</sup>の推移（最近20年間）を男女別に見ると、1-2-4-4図のとおりである。

男性の再入者率は、女性と比べると、高い水準で推移している。もっとも、再入者の人員は、男性では平成21年をピークとして減少傾向にあるのに対し、女性では増加傾向にあり、女性の再入者人員は、27年までの20年間で約3.8倍に増加している<sup>(\*31)</sup>。

1-2-4-4図 窃盗の初入者・再入者 入所受刑者の人員と再入者率の推移（男女別）



注 矯正統計年報による。

### (2) 入所度数別構成比

#### ア 罪名別 (1-2-4-5図①)

平成23年から27年までの入所受刑者について、入所度数別構成比を罪名別に見ると、1-2-4-5図①のとおりである。

窃盗の入所受刑者は、入所度数が2度以上の者（再入者）が6割を超えている。窃盗の入所

(\*29) 「初入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが初めての者をいい、「再入者」とは、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。

(\*30) 「再入者率」は、入所受刑者人員の総数のうち、再入者人員の占める比率をいう。

(\*31) 罪名別・男女別の再入者人員・再入者率の推移については、平成28年版犯罪白書5-1-3-2図参照。

受刑者における再入者の割合は、覚せい剤取締法違反と比べると、やや低いものの、その他の罪名と比べると、顕著に高い。

## イ 男女別・年齢層別（1-2-4-5図②）

窃盗の入所受刑者（平成23年から27年までの累計）について、入所度数別構成比を男女別・年齢層別に見ると、1-2-4-5図②のとおりである。

### （ア）男性

窃盗の男性入所受刑者は、女性と比べて、再入者の割合が高く、また、年齢層が高くなるにつれて、入所度数が5度以上の者の割合も高くなっており、男性高齢者では、再入者が約8割を占め、入所度数が5度以上の者も5割を超えている。

なお、前記のとおり、窃盗の入所受刑者は、入所度数が多くなるにつれて、犯行時に住居不定であった者の割合や無職であった者の割合が高くなっている（1-2-4-3図参照）。窃盗の男性高齢入所受刑者（平成23年から27年までの累計）について、犯行時における居住状況を見ると、4,720人<sup>(\*32)</sup>（初入者969人、再入者3,751人）のうち、住居不定であった者は1,540人（初入者142人、再入者1,398人）であり、住居不定の割合は32.6%（初入者14.7%、再入者37.3%）であるが、入所度数が5度以上の者（2,373人）に限ると、43.7%（1,038人）が住居不定であった。また、犯行時における就労状況を見ると、4,685人<sup>(\*33)</sup>（初入者961人、再入者3,724人）のうち、無職であった者は4,306人（初入者851人、再入者3,455人）であり、無職者の割合は91.9%（初入者88.6%、再入者92.8%）であった<sup>(\*34)</sup>。

### （イ）女性

窃盗の女性入所受刑者は、いずれの年齢層においても、入所度数が1度の者（初入者）の割合が最も高く、女性高齢者においても、初入者が5割近くを占めている。

(\*32) 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。

(\*33) 定収入のある無職者及び就労状況が不詳の者を除く。なお、学生・生徒及び家事従事者はいなかった。

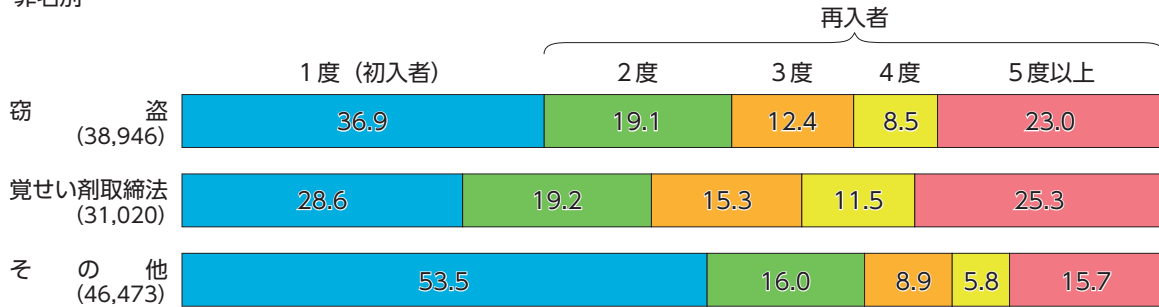
(\*34) 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

1-2-4-5図

窃盗の入所受刑者 入所度数別構成比（罪名別，男女別・年齢層別）

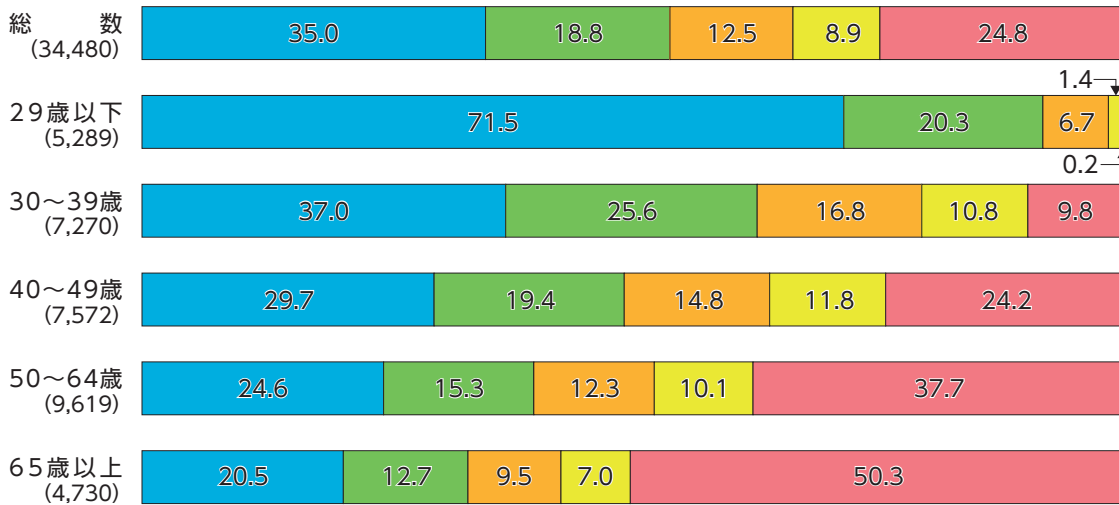
（平成23年～27年の累計）

① 罪名別



② 窃盗の入所受刑者（男女別・年齢層別）

ア 男性



イ 女性



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 ①において「その他」は、入所受刑者人員の総数のうち、窃盗と覚せい剤取締法違反を除いたものである。  
 3 ②において各年齢層の人員は、入所時の年齢による。ただし、不定期刑の受刑者については、判決時の年齢による。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 年齢層別構成比

窃盗の初入者と再入者について、入所時の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、1-2-4-6図のとおりである。

#### ア 初入者 (1-2-4-6図①)

男性の初入者は、緩やかに高年齢化しているものの、若年者が一貫して最も高い割合を占めており、40歳未満の年齢層が初入者の5割超を占めている。

これに対し、女性の初入者は、男性と比べて、高年齢化が顕著であり、平成23年以降、初入者の5割前後を50歳以上の年齢層が占めており、25年からは高齢者が最も高い割合を占めている。

#### イ 再入者 (1-2-4-6図②)

男性の再入者は、50～64歳の年齢層が一貫して最も高い割合を占めており、高齢者の割合も上昇傾向にある。男性の再入者は、男性の初入者と比べると、年齢層が顕著に高く、平成17年からは、50歳以上の年齢層が再入者の5割前後を占めている。

女性の再入者は、女性の初入者や男性の再入者と比べても、全体的に年齢層が高く、50歳以上の年齢層が再入者のおおむね6割前後を占めており、高齢者の割合も上昇傾向にある。

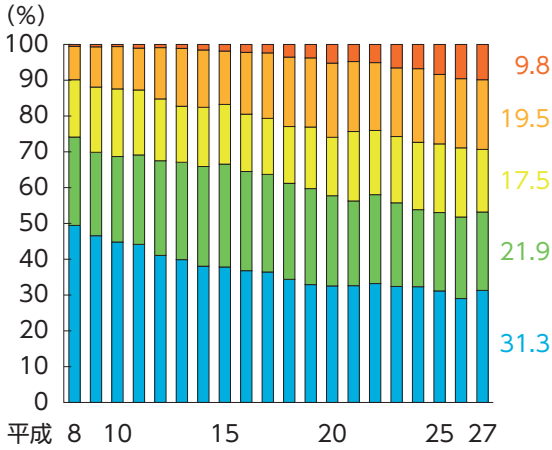


1-2-4-6図 窃盗の初入者・再入者 年齢層別構成比の推移 (男女別)

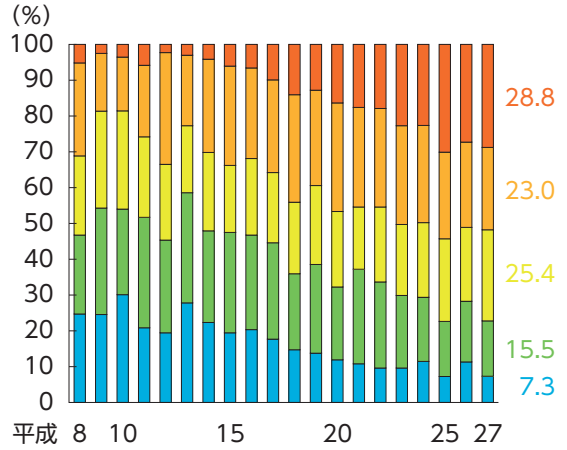
(平成8年～27年)

① 初入者

ア 男性

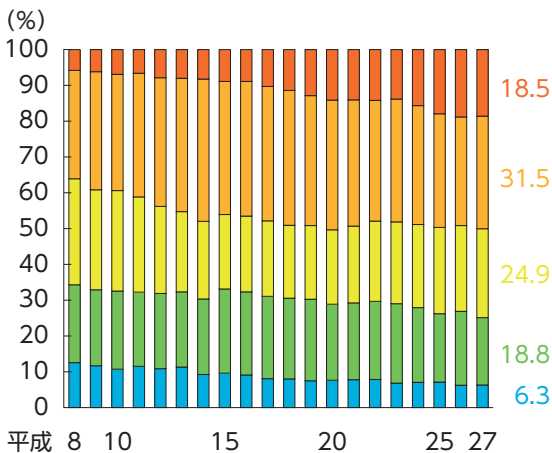


イ 女性

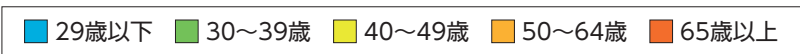
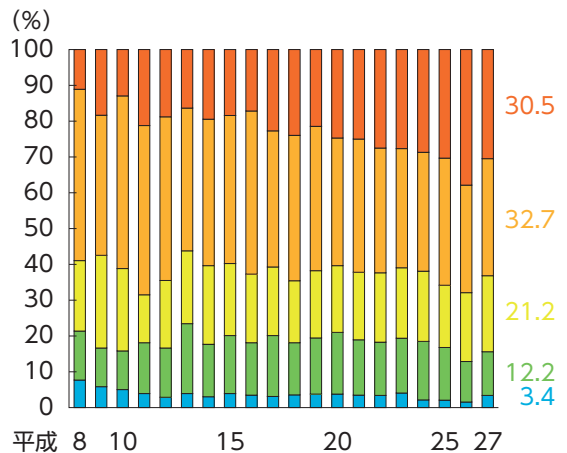


② 再入者

ア 男性



イ 女性



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の年齢による。ただし、不定期刑の受刑者については、判決時の年齢による。

(4) 初入者の執行猶予歴

ア 執行猶予歴の有無別構成比

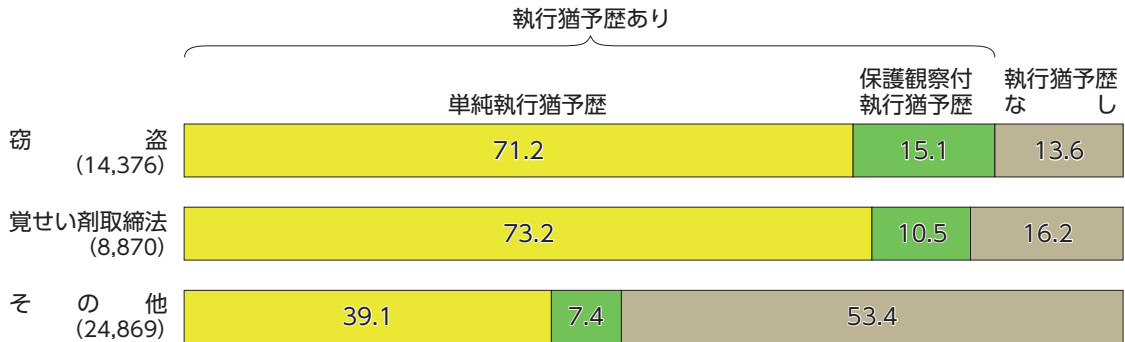
平成23年から27年までの初入者について、執行猶予歴（前に執行猶予に付されたことのある経歴）の有無別構成比を見ると、1-2-4-7図のとおりである。

1-2-4-7図

窃盗の初入者 執行猶予歴の有無別構成比 (罪名別, 男女別・年齢層別)

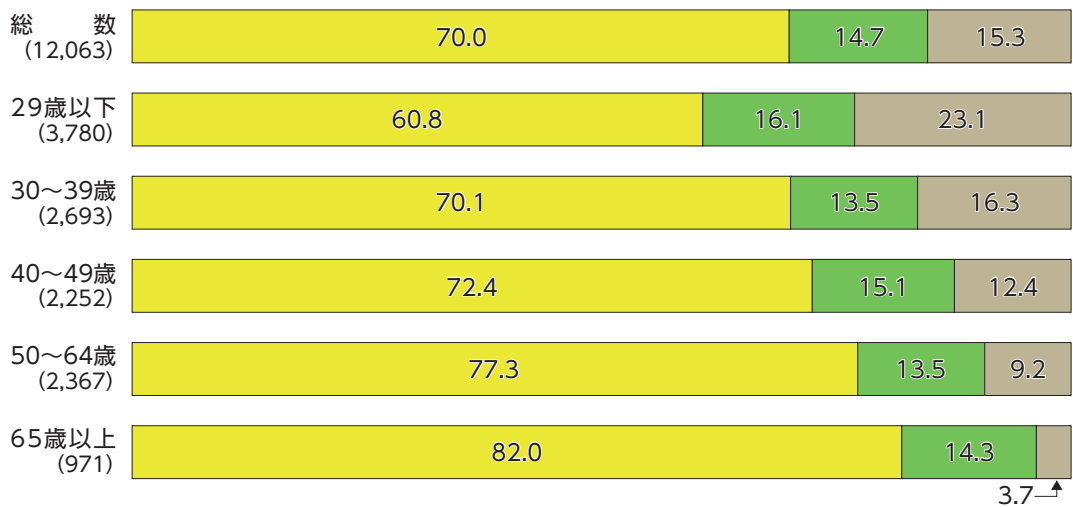
(平成23年~27年の累計)

① 罪名別

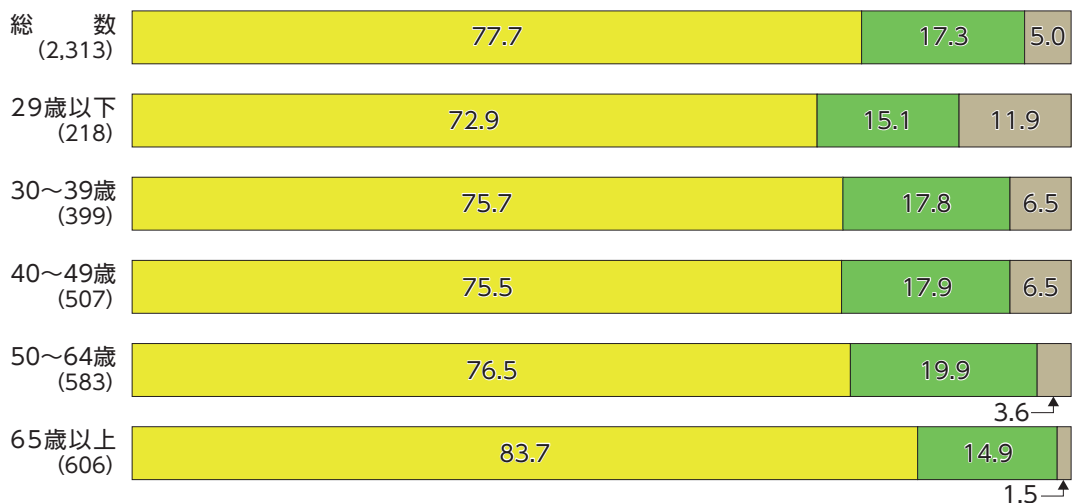


② 窃盗の初入者 (男女別・各年齢層別)

ア 男性



イ 女性



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 「単純執行猶予歴」と「保護観察付執行猶予歴」の双方がある場合には、「保護観察付執行猶予歴」に計上している。  
 4 平成23年から27年までの初入者のうち、売春防止法17条1項の規定による補導処分が付された執行猶予歴のある者はいなかった。  
 5 ①において「その他」は、初入者の人員のうち窃盗と覚せい剤取締法違反の人員を除いたものである。  
 6 ②において各年齢層の人員は、入所時の年齢による。ただし、不定期刑の受刑者については、判決時の年齢による。  
 7 ( )内は、実人員である。

### (ア) 罪名別 (1-2-4-7図①)

窃盗の初入者は、執行猶予歴のある者が9割近くを占めており、覚せい剤取締法違反の初入者と同程度の割合であるが、その他の罪名の初入者と比べると、執行猶予歴のある者の割合が顕著に高い。

また、窃盗の初入者は、覚せい剤取締法違反やその他の罪名の初入者と比べて、保護観察付執行猶予歴のある者の割合が高い。

### (イ) 男女別・年齢層別 (1-2-4-7図②)

窃盗の男性初入者は、年齢層が高くなるにつれて、単純執行猶予歴のある者の割合が高くなっているが、保護観察付執行猶予歴のある者の割合については、年齢層による差は大きくない。他方、年齢層が低くなるにつれて、執行猶予歴のない者、つまり、一度も執行猶予に付されることなく、懲役刑の実刑に処せられた者の割合が高くなっており、若年者では、2割を超えている。

窃盗の女性初入者は、いずれの年齢層においても、男性初入者と比べて、執行猶予歴のある者の割合が高い。

なお、一般的に、入所受刑者の年齢層が低くなるにつれて、少年時における保護処分歴を有する者の割合が高くなる傾向がある<sup>(※35)</sup>。執行猶予歴のない若年の初入者(平成23年から27年までの累計)について、保護処分歴の有無を罪名別に見ると、窃盗の若年初入者では、898人(男性872人、女性26人)のうち、保護処分歴のある者は302人(男性299人、女性3人)であり、執行猶予歴のない若年初入者に占める割合は33.6%(男性34.3%、女性11.5%)であった。これに対し、窃盗以外の若年初入者では、執行猶予歴のない若年初入者のうち、保護処分歴のある者の割合は22.1%(男性22.9%、女性7.8%)であり、その割合は、窃盗の若年初入者の方が高かった<sup>(※36)</sup>。

## イ 執行猶予期間中の再犯による初入者

窃盗の初入者のうち、執行猶予期間中の再犯による初入者(以下「再犯初入者」という。)の人員の推移(最近20年間)について、男女別・年齢層別に見ると、1-2-4-8図のとおりである。

(※35) 平成28年版犯罪白書5-1-3-4図参照。

(※36) 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

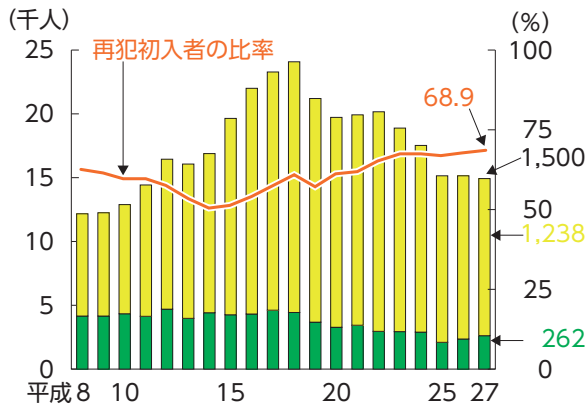
1-2-4-8図

窃盗の初入者 執行猶予期間中の再犯による初入者の人員等の推移

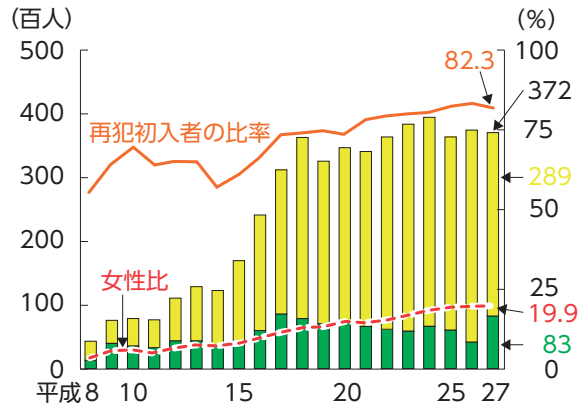
(平成8年～27年)

① 男女別・保護観察の有無別

ア 男性



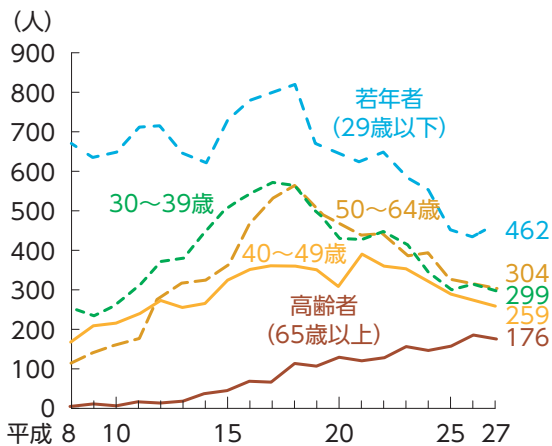
イ 女性



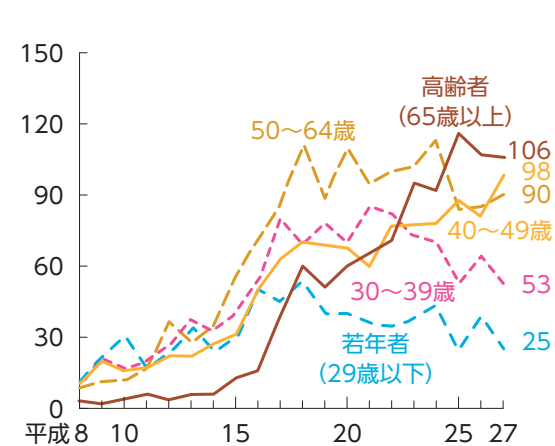
■保護観察付執行猶予期間中の再犯による初入者 ■単純執行猶予期間中の再犯による初入者

② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 ①において「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 ①において「再犯初入者の比率」は、窃盗の初入者の人員のうち、再犯初入者（執行猶予期間中の再犯により、受刑のため刑事施設に初めて入所するに至った者）の人員の占める比率をいう。  
 4 ①において「女性比」は、再犯初入者の人員のうち、女性の占める比率をいう。  
 5 ②は、入所時の年齢による。ただし、不定期刑の受刑者については、判決時の年齢による。

(ア) 男女別 (1-2-4-8図①)

男性の再犯初入者は、平成18年（2,419人）まで大きく増加していたが、その後は減少傾向にある。窃盗の初入者に占める再犯初入者の人員の比率（以下「再犯初入者の比率」という。）は、14年（50.6%）を底に上昇傾向にあり、20年以降は、窃盗の初入者のうち6割以上が再犯初入者である。

女性の再犯初入者は、平成18年（364人）まで大きく増加した後、おおむね横ばいで推移しており、27年までの20年間で約8.7倍に増加している。再犯初入者の比率は、14年（57.2%）を底に上昇傾向にあるが、総じて、男性よりも、再犯初入者の比率が高く、23年以降は、窃盗の初入者のうち8割以上が再犯初入者である。

再犯初入者における女性比も、上昇傾向にあり、平成27年までの20年間で16.5pt 上昇している。

#### **(イ) 年齢層別 (1-2-4-8図②)**

男性の再犯初入者は、一貫して若年者の人員が最も多いが、若年者の再犯初入者は、平成18年（820人）をピークとして減少傾向にあり、27年はピーク時（18年）から43.7%減少した。30歳代では17年（573人）を、50～64歳では18年（564人）を、40歳代では21年（391人）を、それぞれピークとして減少傾向にある。他方、高齢者は、他の年齢層の男性と比べると、多くはないものの、再犯初入者の人員が増加傾向にあり、27年までの20年間で約25.1倍に増加している。

女性の再犯初入者は、いずれの年齢層においても、平成18年前後まで増加傾向にあったが、その後の推移については、年齢層によって差異がある。まず、40歳未満の各年齢層について見ると、若年者では平成18年（54人）を、30歳代では21年（85人）を、それぞれピークとして減少傾向にある。他方、50～64歳は、18年（111人）まで大きく増加した後、80人台から110人台の間で増加と減少を繰り返している。また、40歳代や高齢者は、依然として増加傾向にあり、特に高齢者の再犯初入者は、27年までの20年間で約35.3倍に増加しており、25年以降は、他の年齢層の女性と比べると、高齢者の人員が最も多い。

#### **(5) 再入者の再犯期間**

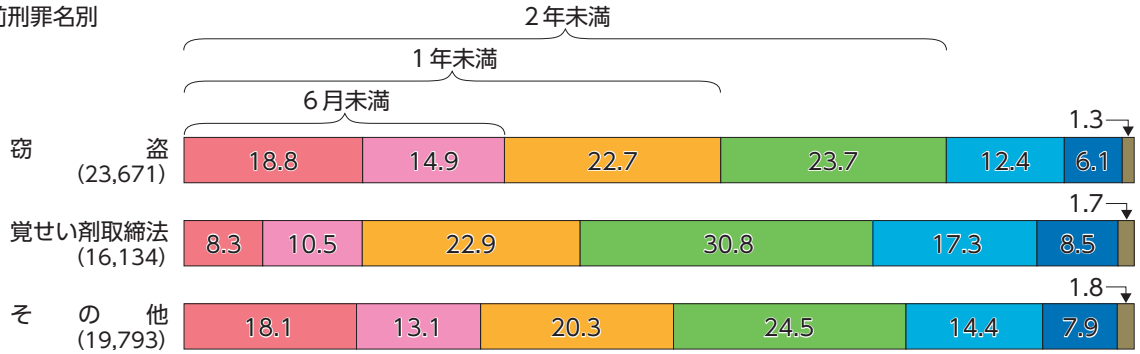
再入者が、前刑を出所した後、どの程度の期間で再犯に及んでいるのかを把握するため、平成19年から23年の各年の出所受刑者（仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）のうち、それぞれ23年から27年の各年の年末までに、前刑出所後の犯罪により再入所した者（5年以内再入者）の人員を累計した上で、再犯期間別構成比を前刑罪名別・男女別・年齢層別に見ると、1-2-4-9図のとおりである。

1-2-4-9図

窃盗の5年以内再入者 再犯期間別構成比（前刑罪名別，男女別・年齢層別）

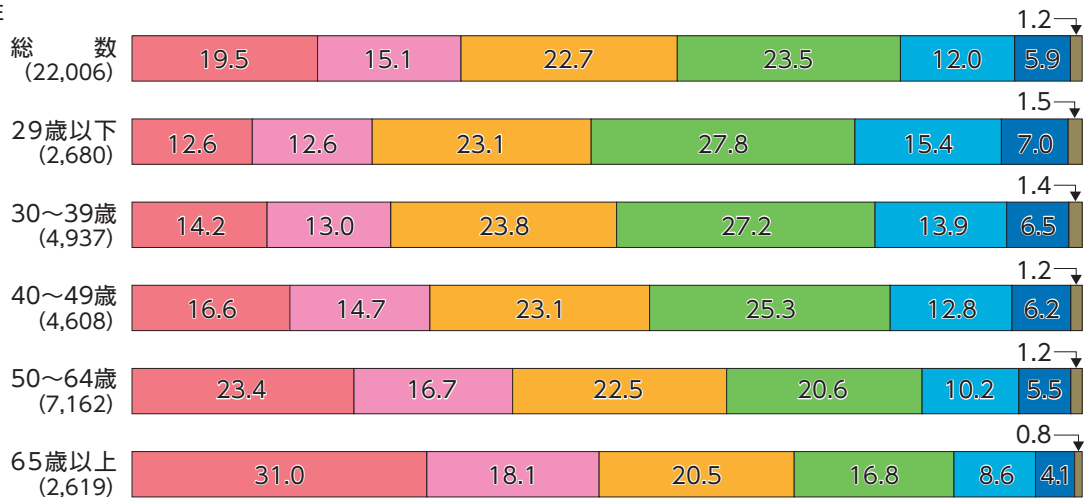
（平成19年～23年出所受刑者の累計）

① 前刑罪名別



② 窃盗（前刑罪名）の5年以内再入者（男女別・年齢層別）

ア 男性



イ 女性



■ 3月未満   
 ■ 3月以上6月未満   
 ■ 6月以上1年未満   
 ■ 1年以上2年未満   
 ■ 2年以上3年未満  
■ 3年以上4年未満   
 ■ 4年以上

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 「5年以内再入者」は、平成19年から23年の各年の出所受刑者（仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）のうち、それぞれ23年から27年の各年の年末までに、前刑出所後の犯罪により再入所した者の人員の累計である。  
 3 「再犯期間」は、前刑出所日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。  
 4 ①において「前刑罪名」は、前刑入所時の罪名であり、「その他」は、全罪名のうち窃盗と覚せい剤取締法違反を除いたものをいう。  
 5 ②において各年齢層の人員は、前刑出所時の年齢（再入所時の年齢と前刑出所年から算出した推計値）による。  
 6 ( )内は、実人員である。

#### ア 前刑罪名別 (1-2-4-9図①)

前刑罪名が窃盗であった5年以内再入者は、前刑出所後、2年未満のうちに再犯に及んだ者が約8割を占め、1年未満のうちに再犯に及んだ者も5割を超えており、覚せい剤取締法違反と比べると、短期間のうちに再犯に及んでいる者の割合が高い。

#### イ 男女別・年齢層別 (1-2-4-9図②)

前刑罪名が窃盗であった男性の5年以内再入者は、年齢層が高くなるにつれて、再犯期間の短い者の割合が高くなっている。男性高齢者では、前刑出所後、6月未満のうちに再犯に及んだ者が約5割を占め、3月未満のうちに再犯に及んだ者も約3割を占めており、他の年齢層の男性や女性高齢者と比べても、短期間のうちに再犯に及んだ者の割合が高い。

これに対し、前刑罪名が窃盗であった女性の5年以内再入者は、年齢層による顕著な差は認められず、いずれの年齢層においても、前刑出所後、1年以上経過した後に再犯に及んだ者の割合が5割を超えており、男性と比べると、短期間のうちに再犯に及んだ者の割合が低い。

### 3 出所受刑者の再入率<sup>(※37)</sup>

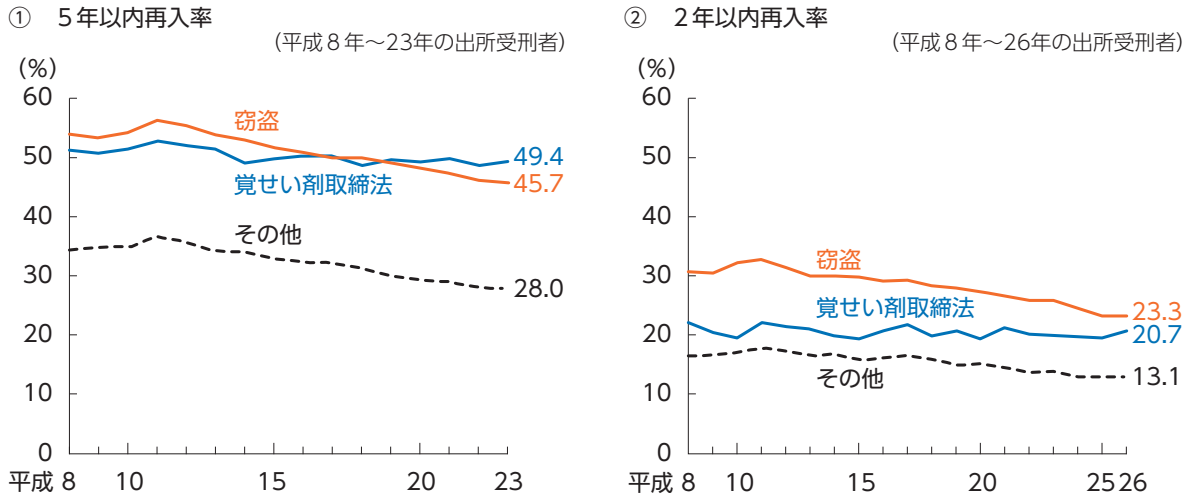
#### (1) 罪名別

窃盗は、例年、覚せい剤取締法違反と並んで、出所受刑者の再入率が高い<sup>(※38)</sup>。出所受刑者の再入率のうち、出所年を含む5年以内と2年以内の各再入率の推移について、罪名別に見ると、1-2-4-10図のとおりである。

まず、5年以内再入率の推移を見ると、窃盗の再入率は、平成11年の出所受刑者（56.3%）をピークとして低下傾向にあり、23年の出所受刑者では、ピーク時（11年）と比べると、10.5pt低下している。窃盗の再入率は、16年までは他の罪名と比べて最も高かったが、覚せい剤取締法違反の再入率がおおむね横ばいで推移していることもあり、19年以降、覚せい剤取締法違反を下回っている。

次に、2年以内再入率の推移を見ると、窃盗の再入率は、平成11年の出所受刑者（32.7%）をピークとして低下傾向にはあるが、他の罪名と比べると、依然として最も高い水準で推移している。

1-2-4-10図 出所受刑者の再入率の推移（罪名別）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 出所受刑者は、仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。  
 3 「その他」は、全罪名のうち窃盗と覚せい剤取締法違反を除いたものをいう。  
 4 ①において「5年以内再入率」は、平成8年から23年までの各年の出所受刑者の人員のうち、それぞれ12年から27年の各年の年末までに、出所後の犯罪により再入所した者の人員の占める比率をいう。  
 5 ②において「2年以内再入率」は、平成8年から26年までの各年の出所受刑者の人員のうち、それぞれ9年から27年の各年の年末までに、出所後の犯罪により再入所した者の人員の占める比率をいう。

(※37) 各年の出所受刑者の人員のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の人員の比率をいう。なお、再入率の意味については、平成28年版犯罪白書210頁参照。

(※38) 罪名別の5年以内再入率については、平成28年版犯罪白書5-1-3-11図・5-1-3-13図参照。



## (2) 出所事由別

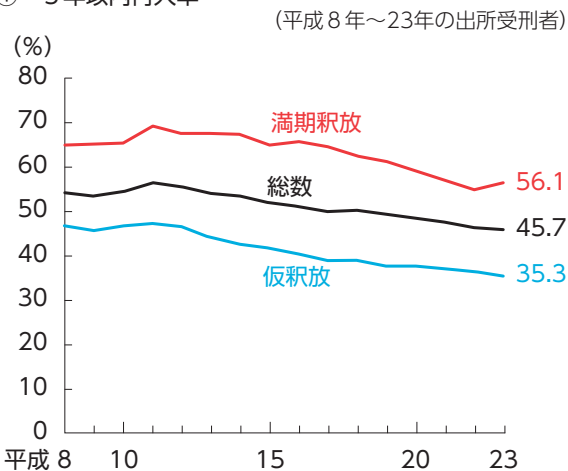
窃盗の出所受刑者について、5年以内再入率と2年以内再入率の推移を出所事由別に見ると、1-2-4-11図のとおりである。

まず、5年以内再入率の推移を見ると、満期釈放・仮釈放共に、平成11年の出所受刑者（満期釈放69.0%、仮釈放47.2%）をピークとして低下傾向にあるが、満期釈放の再入率は、仮釈放と比べると、一貫して顕著に高い。

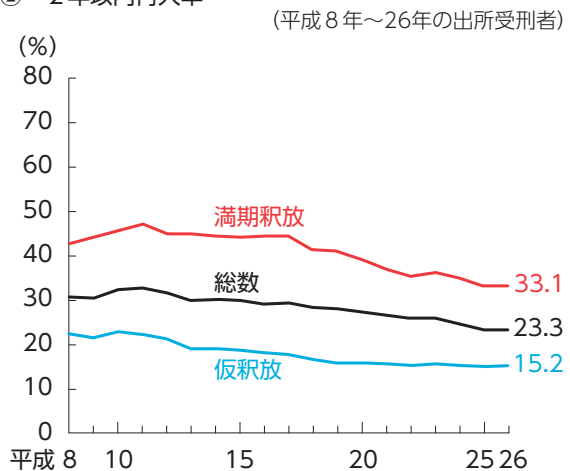
次に、2年以内再入率の推移を見ると、満期釈放では平成11年の出所受刑者（47.1%）を、仮釈放では10年の出所受刑者（23.0%）を、それぞれピークとして低下傾向にあるが、満期釈放の再入率は、仮釈放と比べると、一貫して顕著に高い。

1-2-4-11図 窃盗の出所受刑者 再入率の推移（出所事由別）

① 5年以内再入率



② 2年以内再入率



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 出所受刑者は、仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。

3 ①において「5年以内再入率」は、平成8年から23年までの各年の出所受刑者の人員のうち、それぞれ12年から27年の各年の年末までに、出所後の犯罪により再入所した者の人員の占める比率をいう。

4 ②において「2年以内再入率」は、平成8年から26年までの各年の出所受刑者の人員のうち、それぞれ9年から27年の各年の年末までに、出所後の犯罪により再入所した者の人員の占める比率をいう。

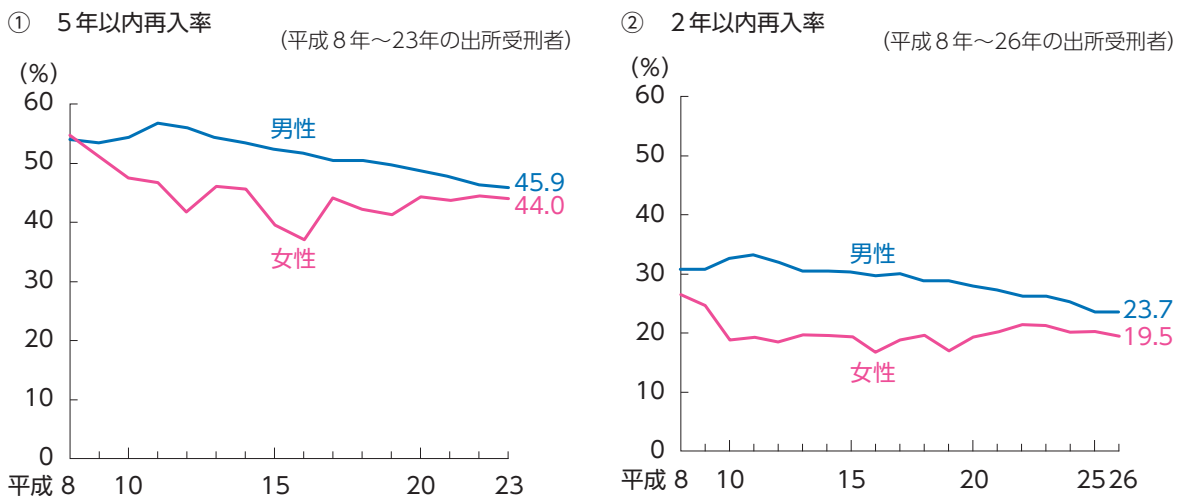
### (3) 男女別

窃盗の出所受刑者について、5年以内再入率と2年以内再入率の推移を男女別に見ると、1-2-4-12図のとおりである。

まず、5年以内再入率の推移を見ると、男性の再入率は、平成11年の出所受刑者（56.6%）をピークとして低下傾向にある。これに対し、女性の再入率は、16年の出所受刑者（36.9%）を底に上昇傾向にあり、依然として男性の再入率の方が高いものの、男女差がなくなりつつある。

次に、2年以内再入率の推移を見ると、男性の再入率は、平成11年の出所受刑者（33.2%）をピークに低下傾向にあるのに対し、女性の再入率は、10年以降おおむね2割前後で増減を繰り返しており、依然として男性の再入率の方が高いものの、男女差は縮小している。

1-2-4-12図 窃盗の出所受刑者 再入率の推移（男女別）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 出所受刑者は、仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。  
 3 ①において「5年以内再入率」は、平成8年から23年までの各年の出所受刑者の人員のうち、それぞれ12年から27年の各年の年末までに、出所後の犯罪により再入所した者の人員の占める比率をいう。  
 4 ②において「2年以内再入率」は、平成8年から26年までの各年の出所受刑者の人員のうち、それぞれ9年から27年の各年の年末までに、出所後の犯罪により再入所した者の人員の占める比率をいう。

(4) 年齢層別

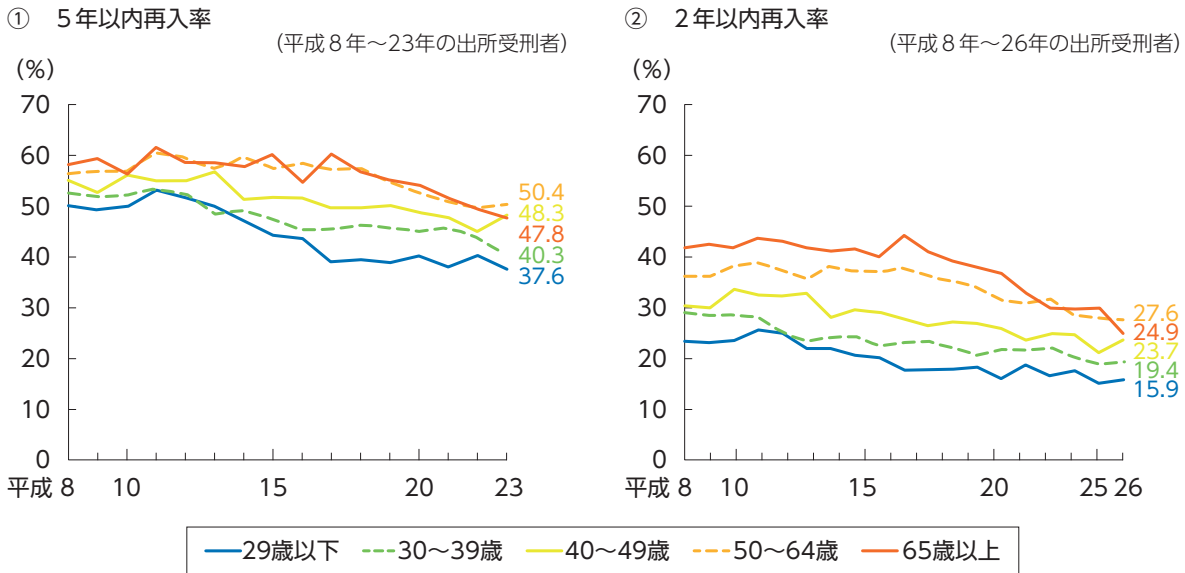
窃盗の出所受刑者について、5年以内再入率と2年以内再入率の推移を年齢層別に見ると、1-2-4-13図のとおりである。

まず、5年以内再入率の推移を見ると、若年者と30歳代の再入率は、いずれも平成11年の出所受刑者（若年者53.2%、30歳代53.5%）をピークとして低下傾向にある。40歳以上の各年齢層も、上昇と低下を繰り返しながら、おおむね低下傾向にはあるが、40歳未満の各年齢層の再入率と比べると、高い水準で推移している。

次に、2年以内再入率の推移を見ると、おおむね年齢層が高くなるにつれて、再入率も高い水準で推移している。

なお、高齢者の再入率は、5年以内・2年以内共に、平成17年の出所受刑者（5年以内60.4%、2年以内44.3%）をピークとして、それぞれ大幅に低下しており、27年末の再入所状況では、ピーク時（17年出所受刑者）と比べて、5年以内再入率（23年出所受刑者）では12.6pt、2年以内再入率（26年出所受刑者）では19.4pt低下している。

1-2-4-13図 窃盗の出所受刑者 再入率の推移（年齢層別）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 出所受刑者は、仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。  
 3 前刑出所時の年齢（再入所時の年齢と前刑出所年から算出した推計値）による。  
 4 ①において「5年以内再入率」は、平成8年から23年までの各年の出所受刑者の人員のうち、それぞれ12年から27年の各年の年末までに、出所後の犯罪により再入所した者の人員の占める比率をいう。  
 5 ②において「2年以内再入率」は、平成8年から26年までの各年の出所受刑者の人員のうち、それぞれ9年から27年の各年の年末までに、出所後の犯罪により再入所した者の人員の占める比率をいう。

## (5) 入所度数別

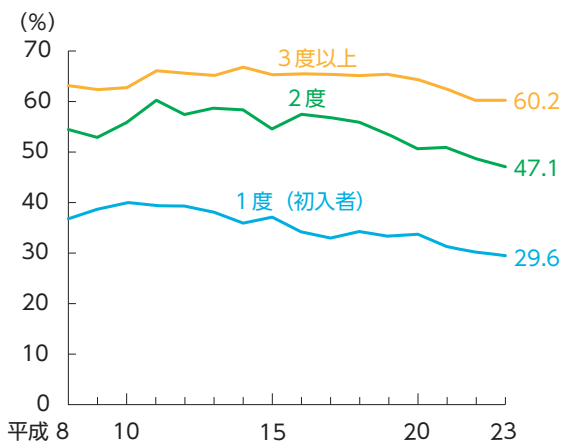
窃盗の出所受刑者について、5年以内再入率と2年以内再入率の推移を入所度数別に見ると、1-2-4-14図のとおりである。

再入率は、5年以内・2年以内共に、入所度数が1度の者（初入者）が一貫して最も低く、入所度数が多くなるにつれて、再入率も高い水準で推移している。

1-2-4-14図 窃盗の出所受刑者 再入率の推移（入所度数別）

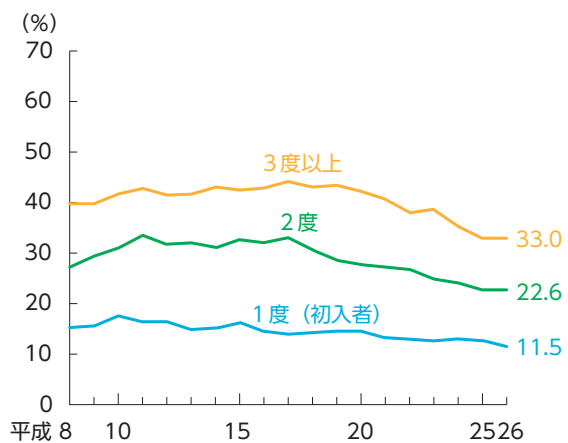
① 5年以内再入率

(平成8年～23年の出所受刑者)



② 2年以内再入率

(平成8年～26年の出所受刑者)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 出所受刑者は、仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。  
 3 ①において「5年以内再入率」は、平成8年から23年までの各年の出所受刑者の人員のうち、それぞれ12年から27年の各年の年末までに、出所後の犯罪により再入所した者の人員の占める比率をいう。  
 4 ②において「2年以内再入率」は、平成8年から26年までの各年の出所受刑者の人員のうち、それぞれ9年から27年の各年の年末までに、出所後の犯罪により再入所した者の人員の占める比率をいう。

## 第5節 更生保護

### 1 窃盗の仮釈放者

#### (1) 仮釈放者の人員と仮釈放率

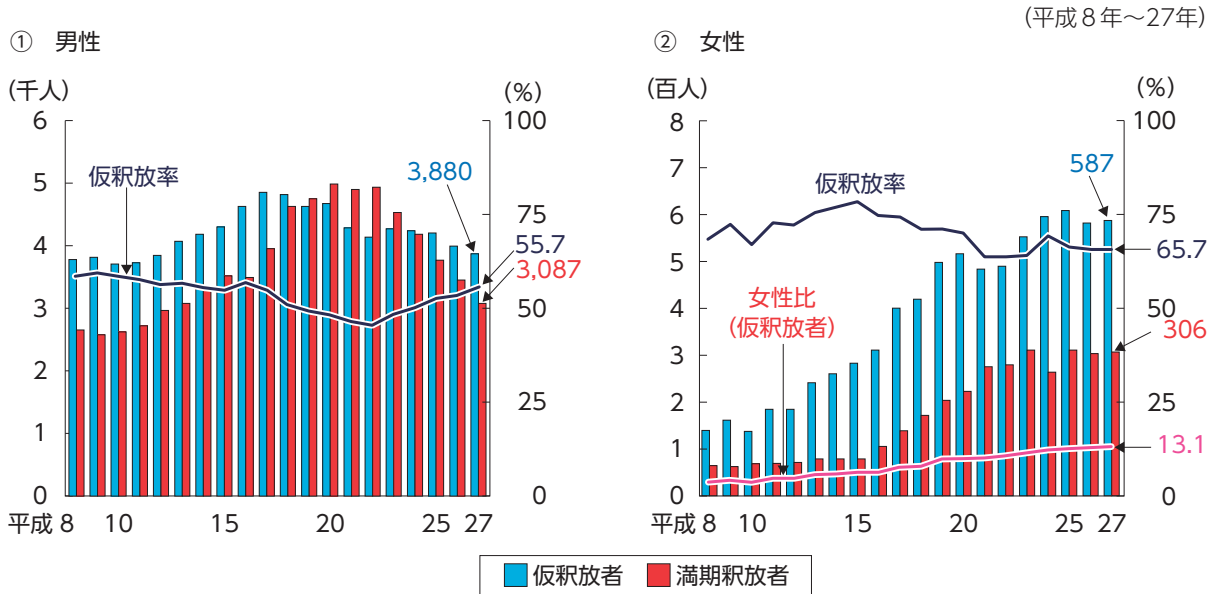
窃盗の仮釈放者及び満期釈放者の各人員と仮釈放率の推移（最近20年間）を男女別に見ると、1-2-5-1図のとおりである<sup>(※39)</sup>。

まず、窃盗の仮釈放者の人員の推移について見ると、男性の仮釈放者は、平成17年(4,863人)をピークとして減少傾向にある。他方、女性の仮釈放者は、同年の後も増加傾向にあり、27年までの20年間で約4.2倍に増加し、仮釈放者の女性比も上昇傾向にある<sup>(※40)</sup>。

次に、窃盗の仮釈放率の推移について見ると、男性の仮釈放率は、平成22年(45.6%)まで低下傾向にあったが、同年を底として、その後は上昇傾向にある。他方、女性の仮釈放率は、15年(78.3%)をピークとして低下傾向にあったが、20年以降、6割台で推移しており、男性に比べると、高い水準で推移している。

1-2-5-1図

窃盗の仮釈放者 出所受刑者人員・仮釈放率等の推移（男女別）



注 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

(※39) 全罪名での仮釈放者の人員と仮釈放率の推移については、平成28年版犯罪白書2-5-1-1図参照。

(※40) 全罪名での女性の仮釈放者の人員と女性比の推移については、平成28年版犯罪白書4-6-2-8図③参照。

## (2) 年齢層別

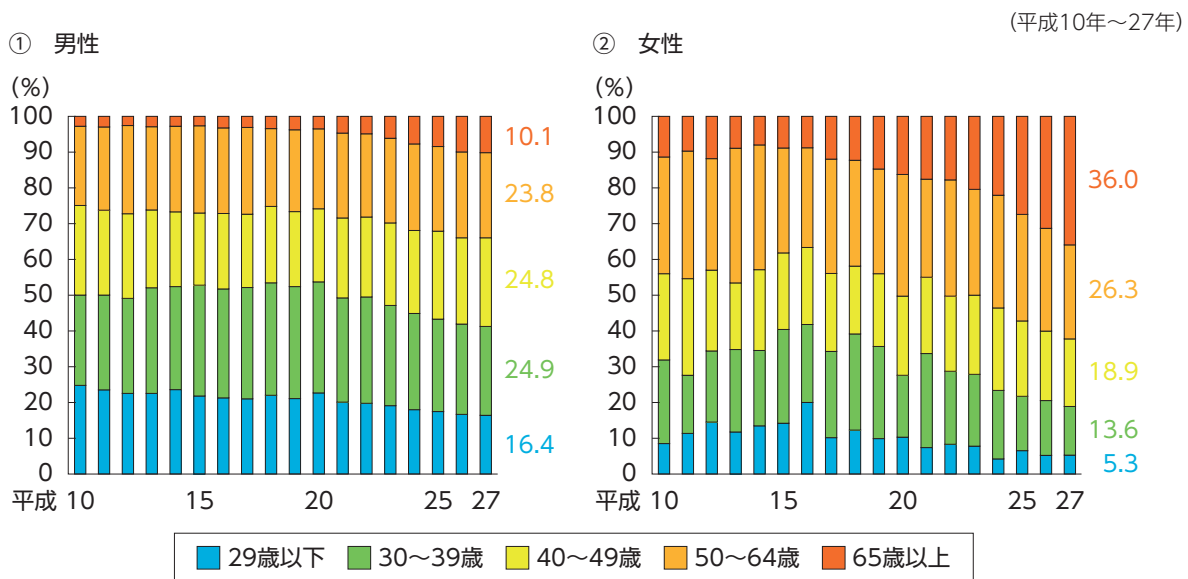
### ア 年齢層別構成比の推移

窃盗の仮釈放者について、保護観察開始人員の年齢層別構成比の推移（平成10年以降）<sup>(\*41)</sup>を男女別に見ると、1-2-5-2図のとおりである。

窃盗の仮釈放者は、男女共に高年齢化の傾向にあるが、男性の仮釈放者は、30歳代が一貫して最も高い割合を占めている。

女性の仮釈放者は、平成25年までは50～64歳が最も高い割合を占めていたが、高齢者の割合が大きく上昇しており、26年からは高齢者が最も高い割合を占めており、その割合は、27年までの18年間で24.6pt 上昇している。女性の仮釈放者に占める50歳以上の年齢層の割合は、22年から5割超で推移しており、26年以降は6割を超えるに至っている。

1-2-5-2図 窃盗の仮釈放者 保護観察開始人員の年齢層別構成比の推移（男女別）



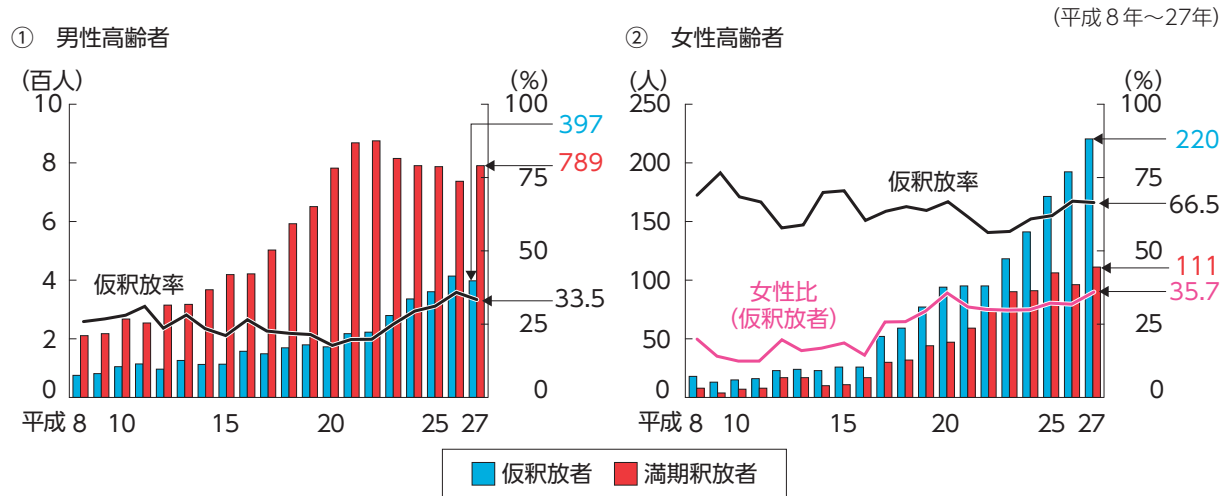
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察に付された日の年齢による。

(\*41) 本報告では、法務省大臣官房司法法制部の資料のみに基づいて行った分析のうち、保護観察に関するものについては、統計資料のある平成10年以降の数値を示している。

## イ 高齢者

高齢者について、窃盗の仮釈放者及び満期釈放者の各人員と仮釈放率の推移（最近20年間）を男女別に見ると、1-2-5-3図のとおりである。

1-2-5-3図 高齢者の窃盗 出所受刑者人員・仮釈放率等の推移（男女別）



### (ア) 仮釈放者の人員

高齢者の仮釈放者の人員は、男女共に増加傾向にあり、平成27年までの20年間で、男性高齢者は約5.3倍に、女性高齢者は約12.2倍に増加している。

### (イ) 仮釈放率

#### ① 男性高齢者

男性高齢者の仮釈放率は、平成20年（18.0%）を底に上昇傾向にはあるが、女性高齢者の仮釈放率と比べると、顕著に低いだけでなく、全年齢層の男性の仮釈放率（1-2-5-1図①参照）と比べても、低い水準で推移している。

男性高齢者の窃盗事犯者は、入所受刑者において、犯行時の婚姻状況が未婚者や配偶者と離別・死別していた者が約8割を占めていること（1-2-4-2図①参照）に加え、再入者が約8割を占め、他の年齢層の男性と比べると、再入者の割合が最も高く、入所度数が5度以上の者も5割を超えていること（1-2-4-5図②ア参照）、犯行時に住居不定であった者の割合も高いこと（本章第4節2項（2）イ（ア）参照）などの傾向が認められ、男性高齢者の窃盗の出所受刑者には、犯罪傾向が著しく進んだ者や釈放後の帰住先の確保が困難な者が相当数を占めており、このことが男性高齢者の仮釈放率の低さに影響しているものと考えられる。

## ② 女性高齢者

女性高齢者の仮釈放率は、上昇と低下を繰り返しながらも、5割超で推移しており、女性の全年齢層の仮釈放率（1-2-5-1図②参照）と比べても、年齢層による差は大きくない。

女性の窃盗事犯者は、いずれの年齢層においても、窃盗の検挙人員に占める万引きの割合が極めて高いこと（1-1-2-6図参照）、入所受刑者に占める初入者の割合が最も高く、高齢者であっても初入者が5割近くを占めていること（1-2-4-5図②イ参照）、女性高齢者の入所受刑者は、犯行時において現に配偶者を有していた者が約3割を占めており、他の年齢層の女性や男性高齢者と比べると、配偶者と死別していた者の割合が高いものの（1-2-4-2図②参照）、住居不定の者の割合が顕著に低いこと（本章第4節1項（2）イ参照）などの傾向が認められる。こうしたことから、女性の窃盗事犯者は、窃盗の手口や入所度数、生活環境等の点において年齢層による差が大きくはなく、女性高齢者であっても、配偶者や父・母以外の「その他の親族」と同居することのできる環境にある者が少なくない（1-2-5-4図②参照）ということができ、これらの事情が、女性高齢者の仮釈放率の推移にも一定の影響を及ぼしているものと考えられる。

## （3）居住状況

窃盗の仮釈放者（平成23年から27年までの累計）について、保護観察開始時における居住状況別構成比を男女別・年齢層別に見ると、1-2-5-4図のとおりである。

窃盗の仮釈放者は、男女共に、年齢層が高くなるにつれて、「父・母と同居」の割合が低くなっている。

### ア 男性

男性の仮釈放者は、いずれの年齢層においても、女性の仮釈放者と比べて、更生保護施設に居住する者の割合が顕著に高い。40歳以上の各年齢層においては、更生保護施設に居住する者の割合が最も高く、特に、50歳以上の各年齢層においては、更生保護施設に居住する者が過半数を占めている。

仮釈放が許可されるためには、帰住予定先の確保等の生活環境の調整が重要であるところ、50歳以上の各年齢層においては、仮釈放者であっても、親族と同居している者が約3割に満たず、これらの年齢層の出所受刑者については、適切な引受人がないなど、生活環境の調整が困難な者が相当数を占めているものと考えられる。



## イ 女性

女性の仮釈放者は、いずれの年齢層においても、男性の仮釈放者と比べると、親族と同居する者の割合が高く、高齢者を除き、年齢層が高くなるにつれて、「配偶者と同居」の割合が高くなっている。また、若年者<sup>(\*42)</sup>を除き、年齢層が高くなるにつれて、「その他の親族と同居」の割合が高くなっており、特に、女性高齢者においては、「その他の親族と同居」の割合が最も高く、その割合は、他の年齢層の女性や男性高齢者と比べても顕著に高い。

窃盗事犯者は、入所受刑者では、男女共に、年齢層が高くなるにつれて、犯行時に配偶者と離別・死別していた者の割合が高くなっており、特に女性高齢者においては、配偶者と死別していた者の割合が顕著に高い(1-2-4-2図参照)。他方、前記のとおり、女性の仮釈放者では、若年者を除き、年齢層が高くなるにつれて、「その他の親族と同居」の割合が高くなっており、男性の仮釈放者と比べても、その割合が顕著に高いことを考慮すると、女性の窃盗事犯者においては、配偶者と離別・死別している場合であっても、子や孫を始め、婚姻を契機として形成された親族関係が保たれている者が少なくないものと考えられる<sup>(\*43)</sup>。

---

(\*42) 本節において「若年者」とは、保護観察の開始時又は終了時の年齢が29歳以下の者をいう。

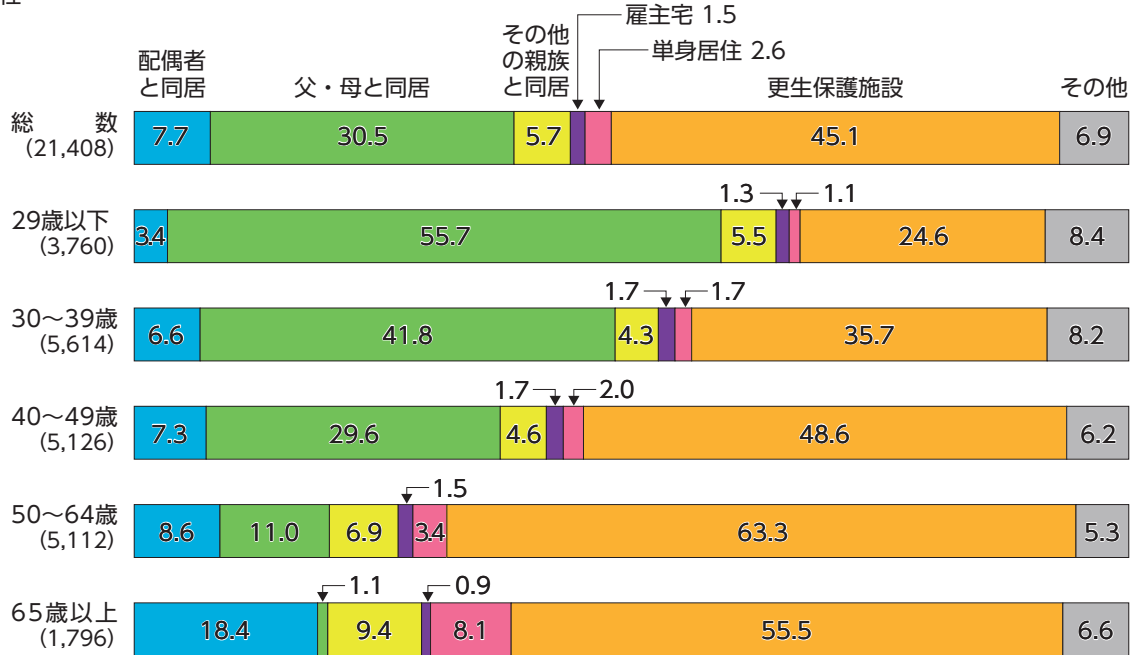
(\*43) 平成25年版犯罪白書では、「女子受刑者は、男子に比べ婚姻歴を有している者の割合が高く、子や孫、配偶者の親族を含め、婚姻を契機として形成された家族や親族等も更生に向けた支援者・協力者となり得るものとして、関係調整に努める必要がある」旨を指摘している(同白書209頁参照)。

1-2-5-4図

窃盗の仮釈放者 保護観察開始人員の居住状況別構成比 (男女別・年齢層別)

(平成23年～27年の累計)

① 男性



② 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察開始時の居住状況による。  
 3 「その他」は、居住状況が不詳の者を含む。  
 4 各年齢層の人員は、保護観察に付された日の年齢による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

#### (4) 取消・再処分率

##### ア 罪名別 (1-2-5-5図①)

平成10年から27年までの間に保護観察が終了した仮釈放者について、取消・再処分率<sup>(\*44)</sup>の推移を罪名別に見ると、1-2-5-5図①のとおりである。

窃盗の取消・再処分率は、緩やかな低下傾向にあり、平成27年は10年(12.9%)と比べて5.8pt低下しているが、他の罪名と比べると、最も高い水準で推移している<sup>(\*45)</sup>。

##### イ 属性別 (窃盗の仮釈放者)

平成10年から27年までの間に保護観察が終了した窃盗の仮釈放者について、取消・再処分率の推移を男女別・年齢層別に見ると、1-2-5-5図②③のとおりである。

##### (ア) 男女別 (1-2-5-5図②)

男性の取消・再処分率は、緩やかな低下傾向にあり、平成27年は10年(13.1%)と比べて5.6pt低下しているが、女性と比べると、おおむね高い水準で推移している。

女性の取消・再処分率は、平成16年(8.5%)をピークとして緩やかな低下傾向にはあるが、男性と比べると、低下の幅が小さく、男女差が縮小しつつある。

##### (イ) 年齢層別 (1-2-5-5図③)

年齢層別に取消・再処分率の推移を見ると、保護観察の終了年によって、各年齢層の取消・再処分率に多少の変動があるものの、中長期的に見れば、いずれの年齢層においても、おおむね低下傾向にあり、年齢層による顕著な差は認められない。

##### ウ 就労状況別 (1-2-5-5図④)

平成10年から27年までの間に保護観察が終了した窃盗の仮釈放者について、取消・再処分率の推移を保護観察終了時の就労状況別に見ると、1-2-5-5図④のとおりである。

---

(\*44) 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付執行猶予を取り消され、又は保護観察期間中の再犯により刑事処分(起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。)を受けた者の人員(双方に該当する場合には1人として計上される。)の占める比率をいう。追跡期間が保護観察期間に限られていることに留意する必要があるものの、対象者の再犯等の状況を見るには有益な指標の一つである。

(\*45) 一般的に、仮釈放者の取消・再処分率は、保護観察付執行猶予者の取消・再処分率(1-2-5-11図参照)と比べると、著しく低い水準で推移しているが、これは、仮釈放者は、保護観察付執行猶予者と比べると、保護観察の期間が極めて短いこと(平成28年版犯罪白書2-5-2-3図参照)が大きく影響しているものと考えられる。

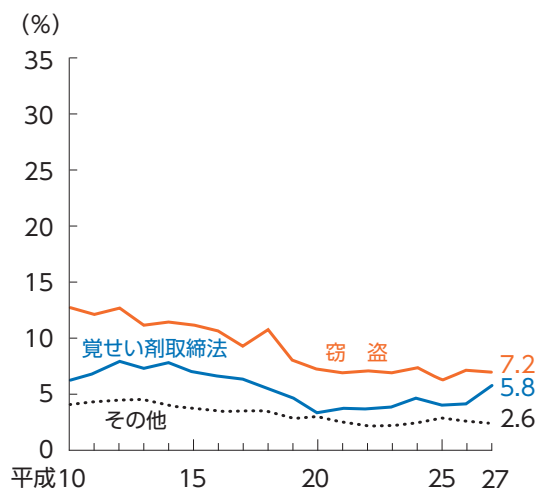
保護観察終了時に無職であった者の取消・再処分率は、大きく低下しており、平成27年は10年（34.4%）と比べて18.9pt 低下しているが、保護観察終了時に有職であった者と比べると、27年では13.0pt も高く、依然として顕著に高い水準にある。

他方、保護観察終了時に有職であった者の取消・再処分率は、2%から4%台で推移しており、おおむね横ばいである。

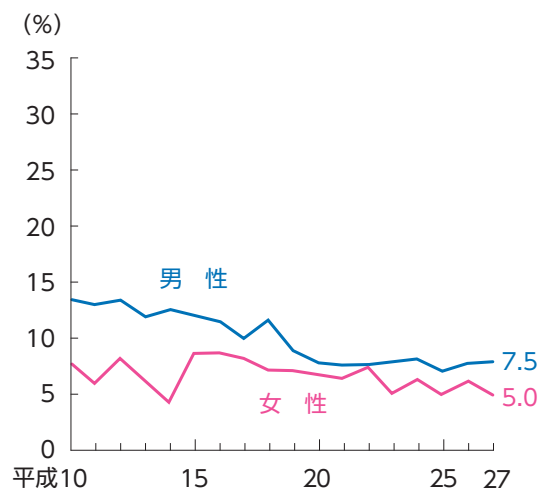
1-2-5-5図 窃盗の仮釈放者 取消・再処分率の推移（罪名別，男女別・年齢層別・就労状況別）

（平成10年～27年）

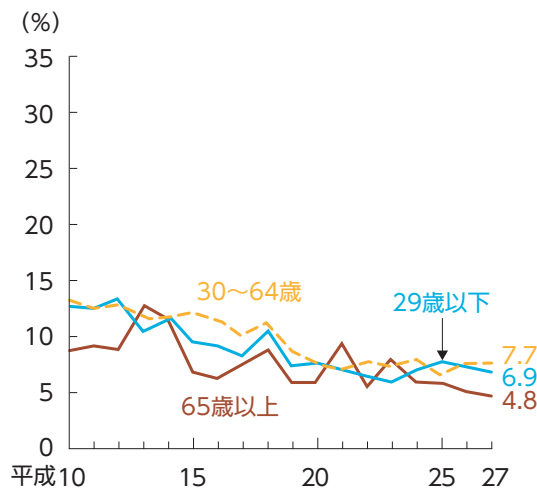
① 罪名別



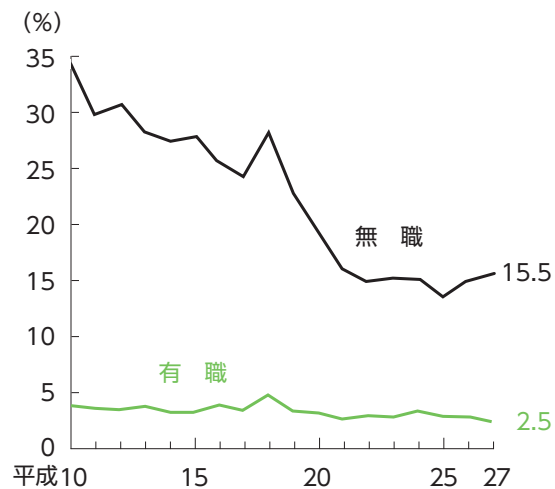
② 窃盗の仮釈放者（男女別）



③ 窃盗の仮釈放者（年齢層別）



④ 窃盗の仮釈放者（就労状況別）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放を取り消され、又は保護観察期間中の再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限定。）を受けた者の人員（双方に該当する場合には1人として計上される。）の占める比率をいう。  
 3 ①において「その他」は、全罪名のうち窃盗と覚せい剤取締法違反を除いたものである。  
 4 ③は、保護観察終了時の年齢による。  
 5 ④は、保護観察終了時の就労状況による。ただし、就労状況が不詳の者を除く。  
 6 ④において「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び定収入のある無職者を除く。

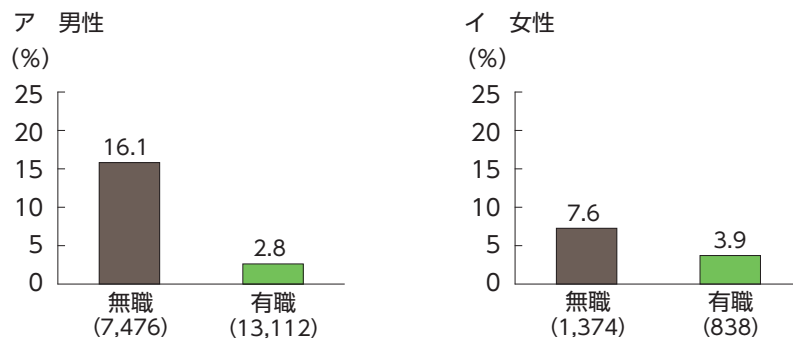
以上のとおり、窃盗の仮釈放者について、男女別・年齢層別・就労状況別に取消・再処分率の推移を見たが、近年では、性別や年齢といった属性（静的要素）では、その差が大きいものに対し、就労状況といった動的要素では、顕著な差が認められる。そこで、さらに窃盗の仮釈放者（平成23年から27年までの累計）について、保護観察終了時の就労状況別の取消・再処分率を男女別・年齢層別に見ると、1-2-5-6図のとおりである。

1-2-5-6図

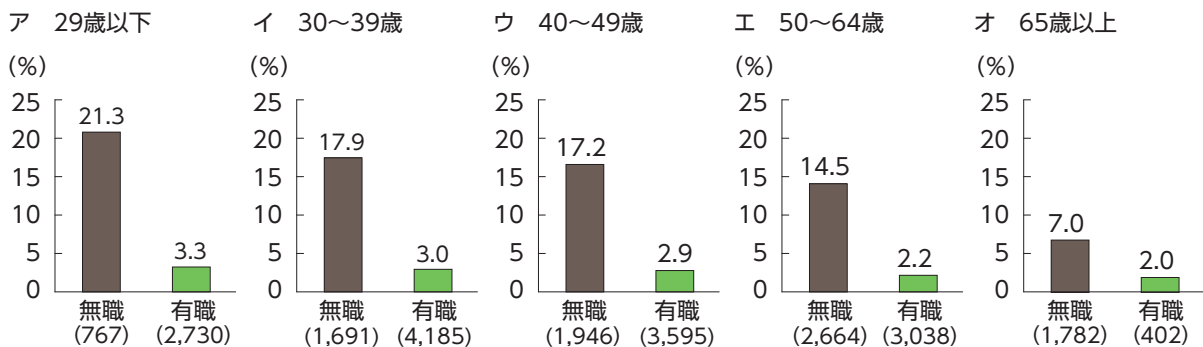
窃盗の仮釈放者 就労状況別の取消・再処分率（男女別・年齢層別）

（平成23年～27年の累計）

① 男女別



② 年齢層別



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放を取り消され、又は保護観察期間中の再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員（双方に該当する場合には1人として計上される。）の占める比率をいう。  
 3 保護観察終了時の就労状況による。ただし、就労状況が不詳の者を除く。  
 4 「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び定収入のある無職者を除く。  
 5 ②は、保護観察終了時の年齢による。  
 6 ( )内は、保護観察終了者の実人員である。

男女別に見ると、男女共に、保護観察終了時に無職であった者は、有職であった者と比べて、取消・再処分率が高いが、その差は、男性が13.4ptであるのに対し、女性は3.6ptにとどまっております。男性において、無職か有職かによる差が大きい。

年齢層別に見ると、年齢層が高くなるにつれて、無職者の取消・再処分率が低くなっている。

また、いずれの年齢層においても、無職者は、有職者と比べて、取消・再処分率が高いが、その差は、若年者が18.0pt、30歳代が14.9pt、40歳代が14.3pt、50～64歳が12.2pt、高齢者が5.0ptであり、年齢層が高くなるにつれて、無職か有職かによる差が小さくなっている。

## 2 窃盗の保護観察付執行猶予者

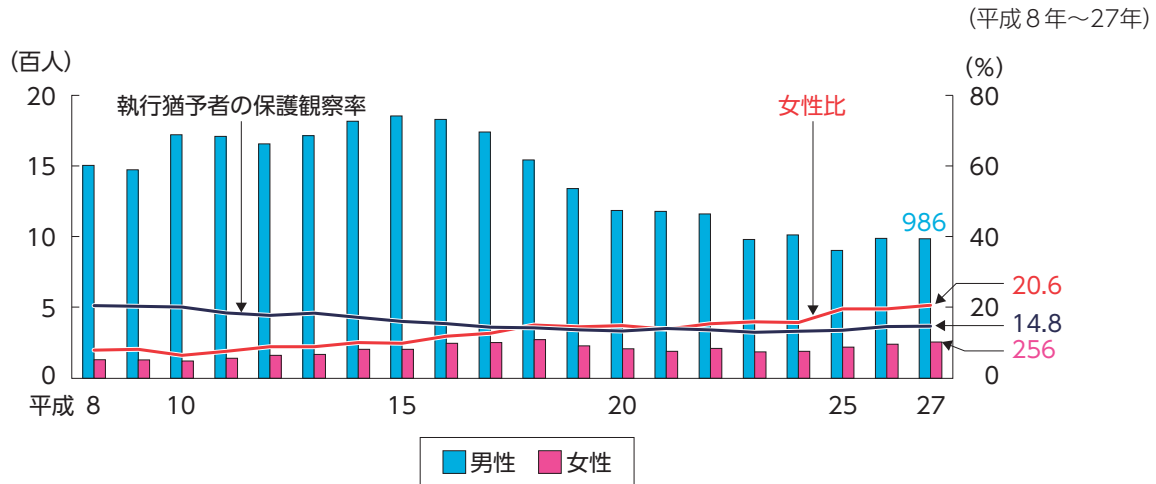
### (1) 保護観察付執行猶予者の人員と執行猶予者の保護観察率

窃盗の保護観察付執行猶予者の男女別人員と執行猶予者の保護観察率<sup>(\*)46)</sup>の推移(最近20年間)を見ると、1-2-5-7図のとおりである。

まず、窃盗の保護観察付執行猶予者の人員の推移について見ると、男性の保護観察付執行猶予者は、平成15年(1,855人)をピークとして減少傾向にある。他方、女性の保護観察付執行猶予者は、18年(273人)をピークとして減少傾向にあったが、23年(186人)を境に、その後は毎年増加している。女性の保護観察付執行猶予者は、男性と比べると、人員が多くはないものの、女性比は、10年(6.6%)を底に上昇傾向にあり、27年は10年と比べて14.0pt 上昇している<sup>(\*)47)</sup>。

次に、窃盗の執行猶予者の保護観察率の推移について見ると、平成23年(13.1%)まで低下傾向にあったが、その後はわずかながら上昇している。なお、窃盗以外の罪名での執行猶予者の保護観察率は、13年以降、10%未満(27年は8.4%)で推移しており、窃盗は、他の罪名と比べて、執行猶予者の保護観察率が高い<sup>(\*)48)</sup>。

1-2-5-7図 窃盗の保護観察付執行猶予者 保護観察開始人員(男女別)・執行猶予者の保護観察率等の推移



注 保護統計年報及び検察統計年報による。

(\*)46) 執行猶予者の保護観察率を把握するためには、確定裁判における執行猶予者と保護観察付執行猶予者の各人員を基に算出する必要があるところ、これらの人員に関する男女別・年齢層別での公的な統計資料がないため、執行猶予者の保護観察率については総数のみを示している。

(\*)47) 全罪名での女性の保護観察付執行猶予者の人員と女性比の推移については、平成28年版犯罪白書4-6-2-8図④参照。

(\*)48) 全罪名での保護観察付執行猶予者の人員と執行猶予者の保護観察率の推移については、平成28年版犯罪白書2-5-2-1図参照。

## (2) 年齢層別

### ア 年齢層別構成比の推移

窃盗の保護観察付執行猶予者について、保護観察開始人員の年齢層別構成比の推移（平成10年以降）を男女別に見ると、1-2-5-8図のとおりである。

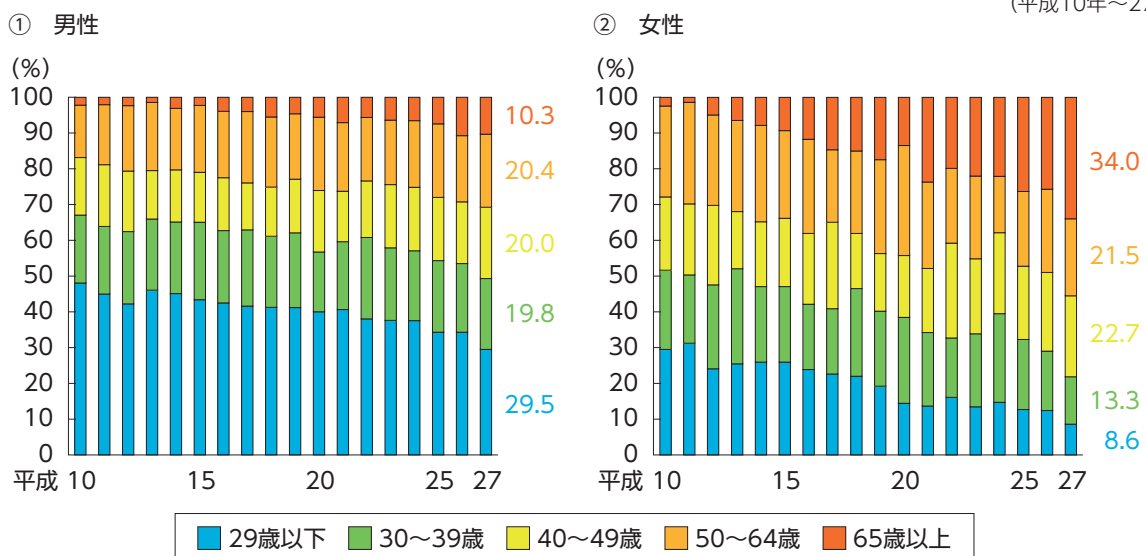
窃盗の保護観察付執行猶予者は、男女共に高年齢化の傾向にあるが、男性の保護観察付執行猶予者は、若年者が一貫して最も高い割合を占めており、平成26年までは40歳未満の年齢層が過半数を占めていた。

女性の保護観察付執行猶予者は、高齢者の割合が大きく上昇しており、平成25年以降は、高齢者が最も高い割合を占めており、27年は、10年（2.5%）と比べて31.5pt上昇している。

1-2-5-8図

窃盗の保護観察付執行猶予者 保護観察開始人員の年齢層別構成比の推移（男女別）

（平成10年～27年）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察に付された日の年齢による。

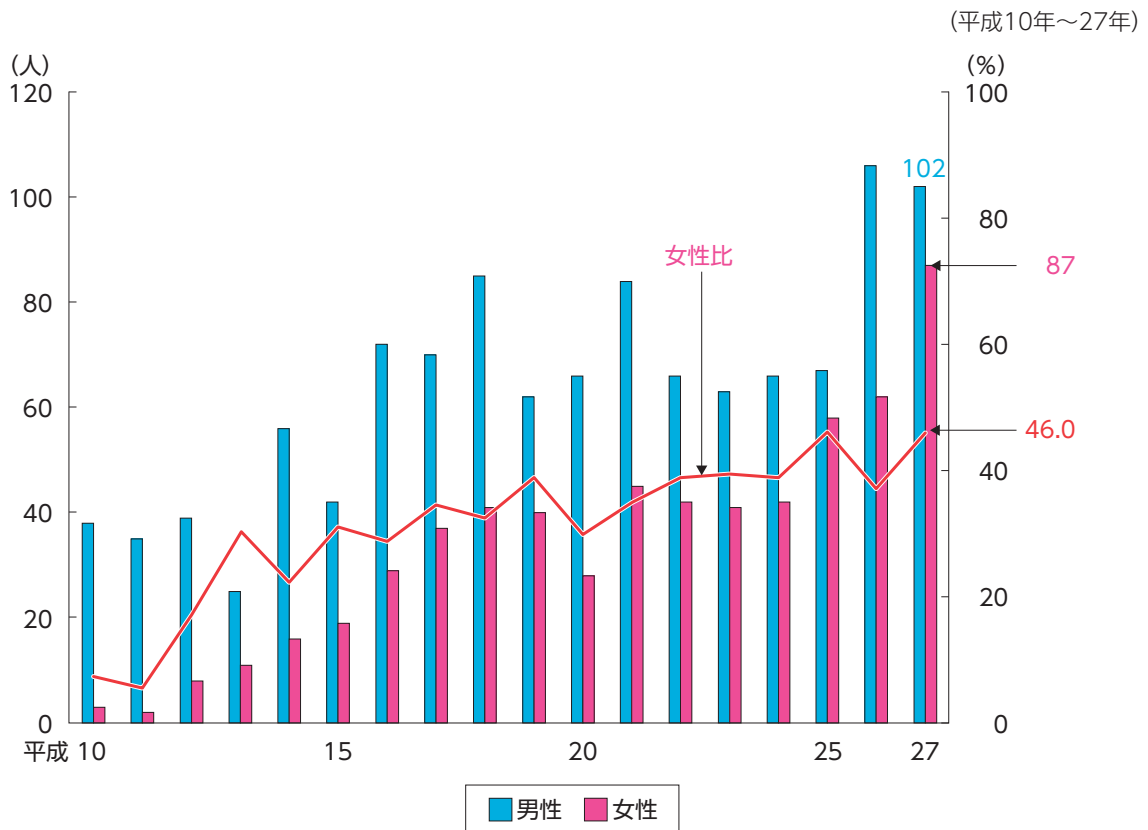


## イ 高齢者

高齢者について、窃盗の保護観察付執行猶予者の男女別人員と女性比の推移（平成10年以降）を見ると、1-2-5-9図のとおりである。

高齢者の保護観察付執行猶予者の人員は、男女共に、増減を繰り返しながらも、増加傾向にあり、平成27年は、10年と比べると、男性高齢者は約2.7倍に、女性高齢者は29倍に増加しており、女性高齢者の増加が顕著である。高齢者の保護観察付執行猶予者における女性比も、上昇傾向にあり、27年は、10年（7.3%）と比べて38.7pt上昇している。

1-2-5-9図 高齢者の窃盗 保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員等の推移（男女別）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察に付された日の年齢による。

### (3) 居住状況

窃盗の保護観察付執行猶予者（平成23年から27年までの累計）について、保護観察開始時における居住状況別構成比を男女別・年齢層別に見ると、1-2-5-10図のとおりである。

窃盗の保護観察付執行猶予者は、仮釈放者の場合（1-2-5-4図参照）と同様に、男女共に、年齢層が高くなるにつれて、「父・母と同居」の割合が低くなっている。また、仮釈放者の場合と比べると、男女共に、更生保護施設に居住する者の割合が顕著に低い。

男性の保護観察付執行猶予者は、年齢層が高くなるにつれて、単身居住の割合が高くなっており、40歳以上の各年齢層においては、単身居住の割合が最も高く、特に、男性高齢者の約5割が単身居住である。

女性の保護観察付執行猶予者は、年齢層が高くなるにつれて、「配偶者と同居」の割合が高くなっており、その割合は、いずれの年齢層においても、男性と比べると、相当高い。また、女性の保護観察付執行猶予者は、いずれの年齢層においても、男性と比べると、「その他の親族と同居」の割合が高い。

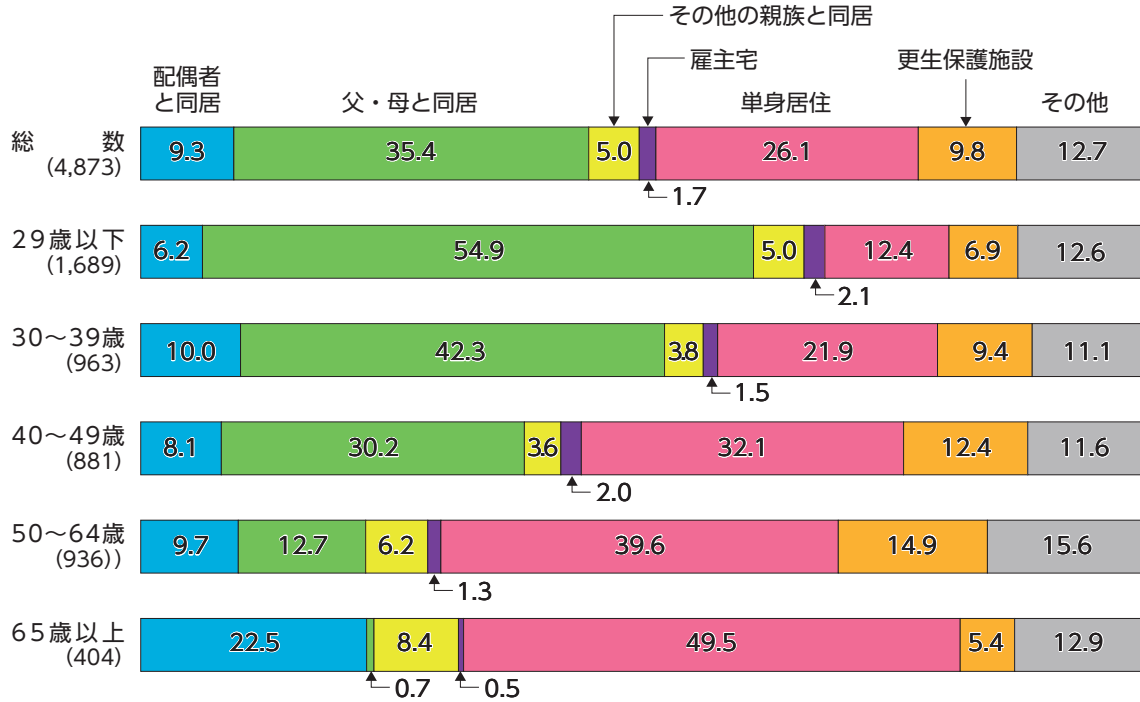
高齢者の保護観察付執行猶予者の居住状況を男女で比較すると、男性高齢者は、単身居住の割合が高いのに対し、女性高齢者は、親族と同居している者の割合が顕著に高い。

1-2-5-10図

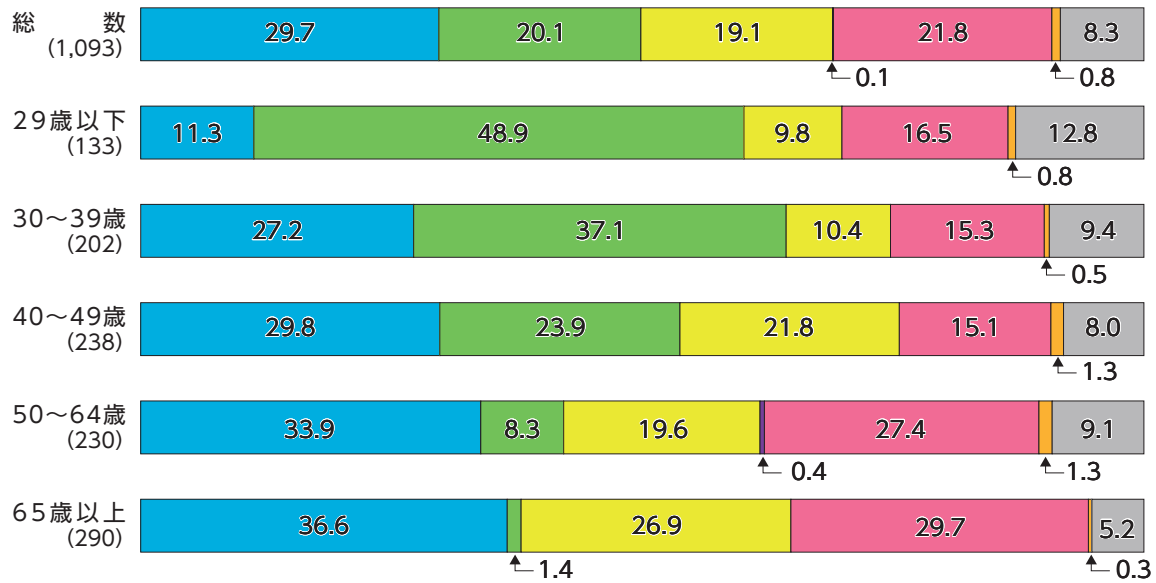
窃盗の保護観察付執行猶予者 保護観察開始人員の居住状況別構成比 (男女別・年齢層別)

(平成23年～27年の累計)

① 男性



② 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察開始時の居住状況による。  
 3 「その他」は、居住状況が不詳の者を含む。  
 4 各年齢層の人員は、保護観察に付された日の年齢による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

#### (4) 取消・再処分率

##### ア 罪名別 (1-2-5-11図①)

平成10年から27年までの間に保護観察が終了した保護観察付執行猶予者について、取消・再処分率の推移を罪名別に見ると、1-2-5-11図①のとおりである。

窃盗の取消・再処分率は、覚せい剤取締法違反と同様に、上昇と低下を繰り返しながらも、その他の罪名と比べると、おおむね高い水準で推移しており、仮釈放者の場合(1-2-5-5図①参照)のような低下の傾向までは認められない。

##### イ 属性別 (窃盗の保護観察付執行猶予者)

平成10年から27年までの間に保護観察が終了した窃盗の保護観察付執行猶予者について、取消・再処分率の推移を男女別・年齢層別に見ると、1-2-5-11図②③のとおりである。

##### (ア) 男女別 (1-2-5-11図②)

男性の取消・再処分率は、平成15年(47.5%)をピークとして緩やかな低下傾向にあり、27年はピーク時(15年)と比べて8.0pt低下している。

女性の取消・再処分率は、平成18年(48.1%)と24年(44.7%)をピークとして、上昇と低下を繰り返しており、保護観察の終了年によって男性の取消・再処分率を上回っていることもあるが、16年以降、男女による差は大きくはない<sup>(\*49)</sup>。

##### (イ) 年齢層別 (1-2-5-11図③)

年齢層別に取消・再処分率の推移を見ると、若年者の取消・再処分率は、他の年齢層と比べて、おおむね最も高い水準で推移しており、仮釈放者の場合における年齢層別の推移(1-2-5-5図③参照)とは、異なる傾向を示している。

他方、高齢者の取消・再処分率は、平成17年(52.9%)まで大きく上昇していたが、同年をピークとして20年(31.1%)まで大きく低下した後は、上昇と低下を繰り返しており、他の年齢層と比べると、保護観察の終了年によって変動が大きい<sup>(\*50)</sup>。

(\*49) 窃盗の女性の保護観察付執行猶予者は、平成8年以降、多くても300人未満で推移しており(保護観察開始人員の推移については、1-2-5-7図参照)、取消・再処分率を算出する上での分母となる保護観察終了人員も、男性と比べると、圧倒的に少ないため、分子となる取消・再処分の人員が若干増減した場合であっても、保護観察の終了年によって取消・再処分率が大きく上昇・低下する可能性があることにも留意する必要がある。

(\*50) 窃盗の高齢者の保護観察付執行猶予者は、平成10年以降、多くても200人未満で推移しており(保護観察開始人員の推移については、1-2-5-9図参照)、保護観察終了人員も、他の年齢層と比べると、圧倒的に少

ウ 就労状況別 (1-2-5-11図④)

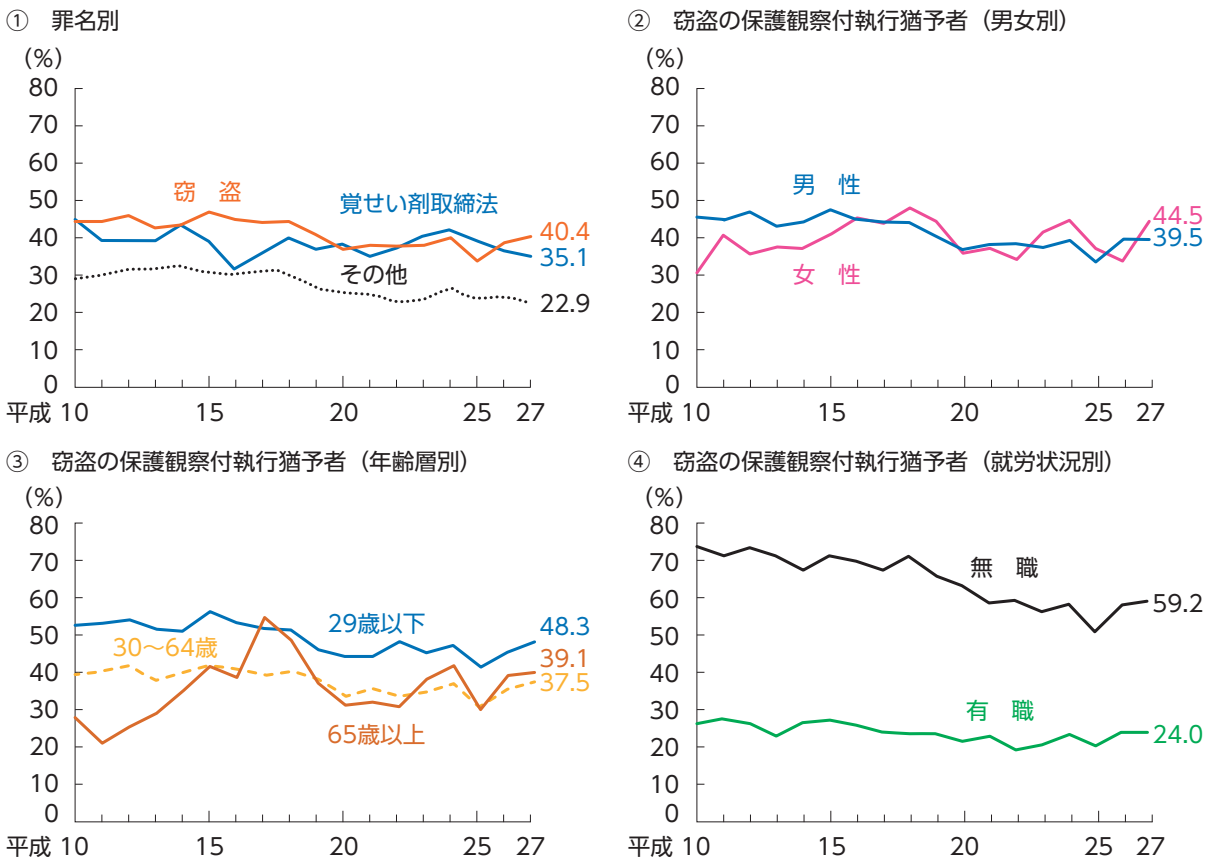
平成10年から27年までの間に保護観察が終了した窃盗の保護観察付執行猶予者について、取消・再処分率の推移を保護観察終了時の就労状況別に見ると、1-2-5-11図④のとおりである。

保護観察終了時に無職であった者の取消・再処分率は、おおむね低下傾向にあり、27年は10年(73.8%)と比べて14.6pt 低下しているが、保護観察終了時に有職であった者と比べると、27年では35.2pt も高く、依然として顕著に高い水準にある。

他方、保護観察終了時に有職であった者の取消・再処分率は、おおむね2割台で推移している。

1-2-5-11図 窃盗の保護観察付執行猶予者 取消・再処分率の推移 (罪名別, 男女別・年齢層別・就労状況別)

(平成18年～27年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により保護観察付執行猶予を取り消され、又は保護観察期間中の再犯により刑事処分(起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。)を受けた者の人員(双方に該当する場合には1人として計上される。)の占める比率をいう。  
 3 ①において「その他」は、全罪名のうち窃盗と覚せい剤取締法違反を除いたものである。  
 4 ③は、保護観察終了時の年齢による。  
 5 ④は、保護観察終了時の就労状況による。ただし、就労状況が不詳の者を除く。  
 6 ④において「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び定収入のある無職者を除く。

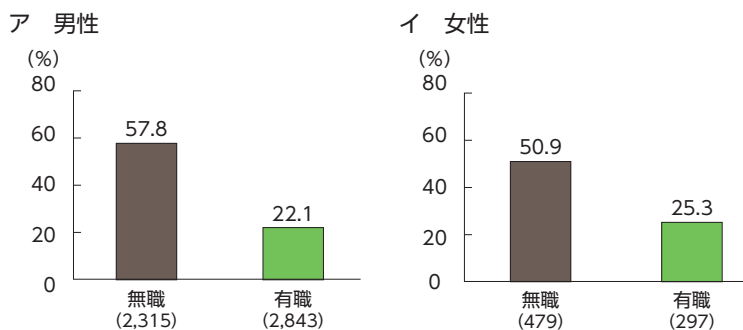
ないため、女性の保護観察付執行猶予者と同様に、保護観察の終了年によって取消・再処分率が大きく上昇・低下する可能性があることに留意する必要がある。

以上のとおり、窃盗の保護観察付執行猶予者においても、仮釈放者の場合と同様に、就労状況といった動的要素において、取消・再処分率に顕著な差が認められる。そこで、さらに窃盗の保護観察付執行猶予者（平成23年から27年までの累計）について、保護観察終了時の就労状況別の取消・再処分率を男女別・年齢層別に見ると、1-2-5-12図のとおりである。

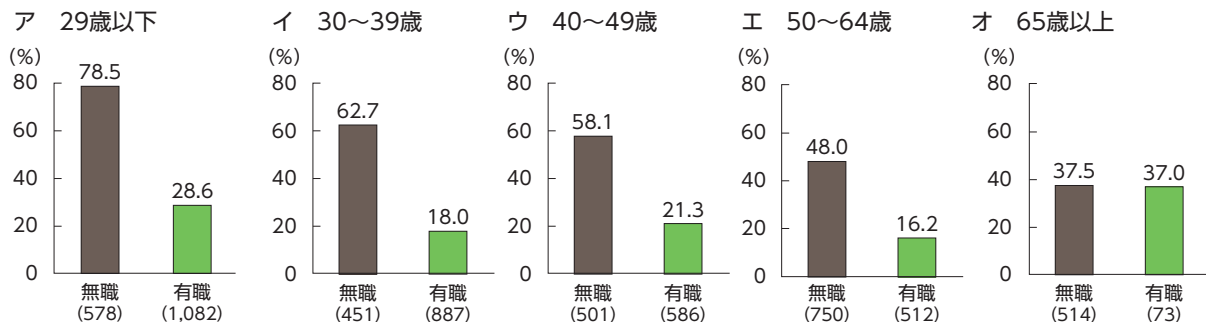
1-2-5-12図 窃盗の保護観察付執行猶予者 就労状況別の取消・再処分率（男女別・年齢層別）

（平成23年～27年の累計）

① 男女別



② 年齢層別



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により保護観察付執行猶予を取り消され、又は保護観察期間中の再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員（双方に該当する場合には1人として計上される。）の占める比率をいう。  
 3 保護観察終了時の就労状況による。ただし、就労状況が不詳の者を除く。  
 4 「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び定収入のある無職者を除く。  
 5 ②は、保護観察終了時の年齢による。  
 6 ( ) 内は、保護観察終了者の実人員である。

男女別に見ると、男女共に、保護観察終了時に無職であった者は、有職であった者と比べて、取消・再処分率が高いが、その差は、男性が35.6ptであるのに対し、女性は25.7ptであり、男性において、無職か有職かによる差が大きい。

年齢層別に見ると、年齢層が高くなるにつれて、無職者の取消・再処分率が低くなっている。また、いずれの年齢層においても、無職者は、有職者と比べて、取消・再処分率が高いが、その差は、若年者が50.0pt、30歳代が44.7pt、40歳代が36.8pt、50～64歳が31.8pt、高齢者が0.6ptであり、年齢層が高くなるにつれて、無職か有職かによる差が顕著に小さくなっている。